

第43回 佐用町議会(定例)会議録 (第3日)

平成23年6月15日(水曜日)

出席議員 (16名)	1番	石 堂 基	2番	新 田 俊 一
	3番	岡 本 義 次	4番	敏 森 正 勝
	5番	金 谷 英 志	6番	松 尾 文 雄
			8番	笹 田 鈴 香
	9番	高 木 照 雄	10番	山 本 幹 雄
	11番	大 下 吉 三 郎		
	13番	石 黒 永 剛	14番	山 田 弘 治
	15番	西 岡 正	16番	鍋 島 裕 文
	17番	平 岡 き ぬ 糸	18番	矢 内 作 夫
欠席議員 (2名)	7番	井 上 洋 文	12番	岡 本 安 夫
遅刻議員 (1名)	14番	山 田 弘 治		
		10時6分から入場		
早退議員 (名)				

事務局出席	議会事務局長	大久保 八 郎	書 記	尾 崎 基 彦
職員職氏名	書 記	高 橋 真 弓		
説明のため出席 した者の職氏名 (17名)	町 長	庵 迢 典 章	副 町 長	高 見 俊 男
	教 育 長	勝 山 剛	総 務 課 長	坪 内 頼 男
	企画防災課長	平 井 隆 樹	税 務 課 長	橋 本 公 六
	住 民 課 長	谷 口 行 雄	健康福祉課長	野 村 正 明
	農林振興課長	茅 原 武	商工観光課長	前 澤 敏 美
	建 設 課 長	上 野 耕 作	上下水道課長	小 林 裕 和
	生涯学習課長	保 井 正 文	天文台公園長	黒 田 武 彦
	会 計 課 長	長 尾 富 夫	消 防 長	敏 蔭 将 弘
	教 育 課 長	坂 本 博 美		
欠 席 者				
(名)				
遅 刻 者				
(名)				
早 退 者				
(名)				
議 事 日 程	別 紙 の と お り			

【本日の会議に付した案件】

日程第 1 . 一般質問

午前 10 時 01 分 開議

議長（矢内作夫君） おはようございます。

昨日に引き続き早朝よりお揃いでご出席をいただき、誠にご苦労様でございます。

本日は、一般質問 2 日目ということで、6 名の方の一般質問を行います。

ここでお知らせをいたしておきます。岡本安夫君から、入院治療のためと。また、井上洋文君から検査のためということで、欠席届が提出をされております。また、山田弘治君から遅刻届が出ております。受理しておりますので報告をしておきます。

ただ今の出席議員数は定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。直ちに日程に入ります。

日程第 1 . 一般質問

議長（矢内作夫君） 日程第 1 は昨日に引き続き一般質問及び答弁を行います。

通告に基づき順次議長より指名をいたします。

まず初めに、8 番、笹田鈴香君の発言を許可します。笹田君。

〔笹田君 挙手〕

8 番（笹田鈴香君） おはようございます。8 番、日本共産党の笹田鈴香でございます。

私は、住民本位の災害復興を求めてと、仁方のほ場整備の問題の 2 点の質問をいたします。

それでは、まず最初に質問をいたしますのは、住民本位の災害復興を求めてということ です。

5 月 11 日の大雨では、佐用町でも、三河地域に避難勧告が発令されました。今回は、人命に何事ありませんでしたが、河川、農地などの災害が各所で発生しています。

一昨年の台風 9 号災害では、人口 2 万人弱の、この佐用町で、死亡者行方不明者 20 人、床上・床下浸水、河川の決壊、農地の崩壊など、本当に甚大な被害です。

また、54 キロという河川改修工事各所で進められていますが、5 月 20 日の全員協議会 で、改修後に問題が残ることが報告されました。

また、家屋被害を受けた人で立ち退きを余儀なくされた人、移転先が決まらない人、家を建てたくても建てられない人、また、災害前のローンが残っているに、次のローンを払わなければならない二重ローンの人など、まだまだ復興にはほど遠く生活再建に苦しんでいる人たちも多くいらっしゃいます。

今年、3 月 11 日、東日本大震災では地震、津波、原発事故などと、本当に大きな被害を受けていますが、町長は、調査、お見舞いに行かれました。

そこで、被災地の町長としての見解を伺いたいと思います。

そこで、まず 1 番目ですが、5 月 11 日の防災体制について伺います。

私の調べたところによりますと、5 月 11 日、3 時 11 分、千種川に水防指令 1 号発令で、準備配備として、企画防災課職員配備で、課長などが自主的に出られています。12 時 37

分、水防指令2号発令、佐用チャンネルで河川監視カメラの映像に切り替えました。水防指令3号発令の1時間13分後、あっ、失礼しました。ちょっと、これは、取り消しです。15時30分、警戒配備、配備発令、つまり1号配備ですが、警戒配備についての協議を、コアメンバー会議を4人で開かれています。17時20分、水防警報3号発令。17時40分、警戒本部設置発令で、佐用町災害警戒本部を設置し、2号配備体制、職員配備5割で対応されています。18時45分、避難勧告発令で、南光地域の千種川沿いの地域で浸水の恐れがあり危険を感じられている方に、避難勧告を発令されています。これは、今言っておりますのは、千種川の関係なので、三河方面、地域の方になります。

それから後、19時30分、佐用川に水防警報2号が発令されました。19時35分、佐用川避難準備情報発令で、久崎地域に避難準備情報防災無線放送、無線で放送をされています。そして、20時5分、災害対策本部を設置。こういった体制になっておりました。

次に、一昨年台風9号災害の時の体制ですが、8月9日午後2時15分、播磨南西部及び北西部に大雨洪水警報が発令。14時26分、水防指令1号が発令。15時頃、職員が参集して準備配備による警戒準備体制が取られています。14時47分、水防指令2号発令、中規模の災害発生が予想される時は、災害対策本部を設置するとなっておりますが、設置されておりません。17時、参集人員が26名。19時にやっと災害対策本部が設置されました。19時14分、水防指令3号発令。19時50分、対策本部長は3号配備を指示。21時20分、全地域に避難勧告となっております。

まだ、細かくは、まだまだあるんですけども、一応、大きなところで、これを、違いを私が調べたところなんですけど、そこで、まず質問の ですが、水防指令1号発令の時の体制はどうでしたか。

、水防指令2号の時の体制は、どうでしたか。

、水防指令3号の時の体制は、どうでしたか。

、一昨年8月9日の、先ほど言いました、 、 、 はどうでしたか。そして、この違いについて、町長は、どのような見解を持っておられるのか、お尋ねします。

そして、5番、 の中でも、今回の避難勧告は、前回の、一昨年8月9日と比較しますと、大変早くされたと思いますが、その理由は、何でしょうか。

そして、次、小さい2番目ですが、災害復旧工事は、再度災害防止のためにお伺いします。

一昨年の災害で、農地災害復旧工事もほとんど終わろうとしていますが、工事が完了した箇所が再崩壊した箇所があります。例えば、乙大木谷では2度ならず3回目という箇所さえあります。今回、乙大木谷を挙げておりますが、乙大木谷だけでなく、他にもありますし、今までにも、そういった再崩壊したということがありますので、あえて、今日は、乙大木谷を例に挙げました。

で、今回の災害箇所は何箇所ありますか。再崩壊した箇所は何箇所ありますか。

そして 、再崩壊箇所の地元負担は協議中と報告されましたが、地元負担は、やはり、とるべきではないと考えます。

、再崩壊の原因は何だと考えていますか。

、再度災害防止ため、現場の状況、地質などを知っている地権者、関係者などの意見も取り入れるべきだと思いますが、どう思われますか。

、改良工事も認めるように、国・県に改良復旧工事を求めるよう、繰り返しますが、求めるべきではありませんか。

3、流入の、土砂流入の田んぼの復旧工事は元どおりということでお尋ねします。

、佐用川の堤防決壊のため、復旧工事は完了されましたが、田んぼへの肥土が少ないと聞きますが、どのように対処されましたか。これは、農地災害です。

、工事完了後、田の中に石が多くて困ったと聞きますが、なぜ元通りにできないのでしょうか。

、あぜが低いために急遽、土嚢をおいて対処した農家もありますが、工事は何が基準になっていますか。

小さい4、土木工事の再度災害防止のためにお尋ねします。これも乙大木谷を出しておりますが、他にもこういった所、まあ、ひびではありませんが、他にも崩壊した所はあるのですが、特に、ここは棚田に指定され、百選にも選ばれておりますので、観光客、いろんな方が見えるので、あえてここの部分を取り上げさせていただきました。

、乙大木谷集落の町道奥村線、法面崩壊の復旧工事で、上から下までブロックにひびが入って大変危険です。その後、ブロックが膨らんできて、ますます危険な状態になっています。どう対処されますか。

、早急に地元と協議しながら検討すべきだと思いますが、いかがでしょうか。

そして、5番目、生活支援法、つまり生活再建支援制度について、町長としての見解をお伺いします。

、例えば、全壊で300万円もらっても、家の取り壊し費用にかかったり、その他、諸々の費用が要るので、家も建てられないという人がありますが、どのような考えますか。

、店舗、工場は対象にならないと思いますが、やはり対象にすべきだと、私は思います。その点は、どう考えておられますでしょうか。

、家、そして農機具などローンの返済中に被災し、次の購入もやむなくて二重ローンで苦しんでいる人があります。その点については、どのように思われますか。

、被災地の町長として、住民が本当に生活再建できるように、やはり国・県に強く制度の改正など求めていくべきだと思いますが、町長の見解を伺います。

議長（矢内作夫君） はい、一問目の町長、答弁をお願いします。

〔町長 挙手〕

町長（庵道典章君） それでは、笹田議員からのご質問にお答えをさせていただきますが、まず、ご質問ですね、5月11日の避難勧告について、三河地域に避難勧告ということが言われましたけれども、これは南光地域に出しておりますので、地域が違っております。

それではまず、ご質問の本題に入る前にですね、水防指令、また、水防警報ということについてですね、若干分かりにくいところがございますので、まず、その説明をさせていただきます。

まず、兵庫県の水防に伴う発令は水防指令と水防警報がございます。水防指令は、兵庫県が県の機関に対して水防配備につかせる指令でございます。また、水防警報は、西播磨県民局が管轄の市町へ発する警報で、災害が発生する恐れがあるときに水防を行う必要がある旨を警告して発令するものでございます。

また、水防指令及び水防警報の発令については、千種川では、上三河の地点。佐用川では、佐用の地点。志文川では、三日月の地点に水位を測る計測所がありまして、河川ごとに指令と警報の水位が設定をされているところでございます。

まず、5月11日の防災体制についてでございますが、水防指令1号は3時11分に発令をされておりますが、特に、まだ、この時点では、対策の必要はないということで、判断をいたしております。

4時に水防警報1号が発令をされたために、自主的に企画防災課長を含めた3名が役場に出勤して、河川の水位の状況及び雨量予測等について情報収集するとともに、パトロー

ルに出かけ現地の状況を確認したりしております。

その後、午前8時30分から農林振興課と建設課に町内パトロールを行うよう指示をいたしました。

12時37分に水防指令2号、13時に水防警報2号が発令をされ、水防指令3号は、14時17分に発令をされたところでもあります。

まあ、平日であったために企画防災課職員で情報収集等を行い、15時30分に職員の約1割で警戒配備体制をとったところでもあります。

その後、17時20分に水防指令3号が発令をされまして、河川水位の状況や今後の予測水位及び降雨の状況等を確認し、15時40分に災害警戒本部を設置し、2号配備体制による職員、17時って言わなかったですか。

〔副町長「15時と言われた」と呼ぶ〕

町長（庵逄典章君） はい、失礼しました。5時ですから、17時40分に、災害警戒本部を設置し、2号配備体制による職員5割程度での対応を取っております。

17時45分に、三河地区に避難準備情報を発令をし、防災行政無線で、その情報を放送をいたしました。

その後、佐用川にも18時30分に水防警報1号、19時に水防警報2号、19時30分に水防警報3号が発令をされたところでもあります。

また、18時37分に大雨洪水警報が气象台より発表され、河川水位の状況や今後の水位の予測水位及び降雨の状況を確認し、18時45分に南光地域の千種川沿いの地域で浸水の恐れがあり、危険を感じておられる方に避難勧告を発令をしたところでもあります。

19時35分には、久崎地区に避難準備情報を発令し、防災行政無線で放送をいたしました。

その後、河川水位の状況や今後の水位の予測水位及び降雨の状況等を確認し、総合的に判断を行い、20時5分に災害対策本部を設置したところでございます。

まあ、その後、水位等、気象状況等を見守りましたが、水位や今後の予測水位、降雨の予測等の情報から判断をいたしまして、22時45分に災害警戒本部へ移行し、避難勧告を解除するなど職員体制等の縮小をして、災害対応に、その後もあたりました。以上が5月11日から12日に係る水防対応の主な内容でございます。

一昨年の8月9日の体制は、14時26分に水防指令1号が発令をされ、防災担当課の職員が参集し、情報収集を行い、水防指令2号は16時47分に発令をされ、17時時点での参集人員は26名であったというように検証の中で報告をしております。

また、水防指令3号については19時14分に発令をされ、19時現在の参集職員は50名であり、同時刻に災害対策本部を設置したところでもあります。

次の避難勧告についてのご質問でございますが、台風第9号災害検証委員会の提言を受けて、防災組織として企画防災課を設置をし、専任の防災担当職員を配置したこと。職員の防災意識・知識の向上や河川監視カメラの増設により河川の水位状況が分かるようになったことなどにより、情報の収集や分析能力は高くなったため、危険度の高いところだけに対する避難勧告発令などの判断ができたものでございます。

次に、災害復旧工事について工事が完了した箇所が再崩壊した箇所があるとのことのご質問でございますが、平成21年災害は農地で192箇所、農業用施設146箇所合計338箇所が完成をいたしておりますが、その内再崩壊したのは18箇所であります。再崩壊の箇所についての地元負担でございますが、これは未だ、一昨年の災害の全体が復旧をできていない状況から、その新たな復旧工事における工事負担金は免除すべきであるというふうに、

私は、考えております。しかし、工法の追加をする箇所においては、その追加分の負担はしていただくことになるかというふうに考えます。再崩壊した現場は、降雨による湧き水があるところや、雨水が集まる地形のところを中心に発生をしております。この5月11日も、日雨量が80ミリを超えて、暫定法が適用される大雨が降り、そういう中で、新たな災害も発生している現状でありまして、これはまあ、通常の災害というふうに考えております。

今後の対応策といたしましては、地元の意見も十分に取り入れ、現地にあった工法が行えるように配慮いたしますが、災害復旧の基本は原形復旧が基本であり、改良復旧については現行の法令では困難な状況でございます。

次に、土砂流入の田の復旧工事でございますが、元通りに復旧することは個々のケースでは、なかなか無理でございます。表土の復旧は、表土の耕土ですね、これ、表土は、厚さ15センチを標準に設計をいたしております。工事完了後の田の中の石が多くて困ったということでございますが、こぶし程度の石礫の排除は業者に、当然、設計の中で指示をしておりますが、地元の協力なくして完全な復旧はないと考えておりますので、地権者の方におきまして、ご協力をいただいております。まあ、現地での指導についても、工事の管理等を、再度、徹底して行うように、今後して参りたいと思っております。

工事施工の原則は原形復旧であり、従前のあぜを大きく変える工法はできないというふうに了承いただきたいと思います。

次に、土木工事の再度の災害防止についてということでございますが、今、ご質問でも、他にも崩壊した箇所がかなりあるように、今、述べられておりますけれども、土木工事についての復旧工事を行った所で、この度の豪雨で、雨ですね、その箇所が再度崩壊したというような所は聞いておりません。そういう所があればですね、また、お知らせいただきたいと思いますけれども、何を確認されて、そのように質問されているのか、また、確認をさせていただきたいと思っております。

ご質問の道路災害復旧工事は、これ、乙大木谷ですね。平成22年11月に完成し、まあ、約半年が経過をいたしております。これまで、この工事現場につきましても、定期的に経過観察を行ってきておりますが、今現在、特に際だった異常は見受けられません。また、5月の大雨の後も確認をしておりますが、安定をしており、ブロックの異常も見受けられておりません。今後も、また、継続してですね、観察をしていくように指示をしておりますけれども、今、ご質問で、ブロックが膨らんできて、ますます危険な状況にあるというふうに、今、述べられましたので、もし、そのような状態であれば、非常に重大な事態であります。この件につきましてはですね、そのような、ブロックが膨らんできているような状態があれば、当然、その対処について、いろんな面で、これは業者の、施工業者の施工がきちっとできていたか。設計がどうであったか。まあ、そういうことの検証も必要であります。

まあ、現地においてですね、議員立会いの下に、私は、その確認をさせていただきたいと思っております。

こういう、テレビでも見ていただいている町民の皆さんにですね、非常にまあ、不安になられるということでもあると思いますので、まあ、これが、もし事実でなければですね、それは、訂正をいただかなければならないというふうに思っておりますので、担当者においては、そういうふうに、この箇所が膨らんでいることはなくて、この現場におきましては、コンクリートの収縮クラックは、これはやむを得ないものがありますから、それはあるということ、聞いておりますけれども、ブロックが動いたり膨らんだりということはないというふうに聞いておりますので、後日、現地の立会いをよろしくお願いしたいと思います。

次に、今の生活支援法に対してのご質問にお答えをいたします。

従来、被災者の生活再建を支援するための制度は、災害復興住宅融資等の支援や税等の減免等が行われてきましたが、阪神・淡路大震災を機に公的な現金支給制度の創設を求める声が高まり、被災者生活再建支援制度が整備されたものでございます。

平成 10 年の制度発足当初の本制度は、全壊世帯に最高 100 万円を支援するものでありましたが、平成 16 年には、大規模半壊世帯にも支援対象が拡充されると共に、従来からの支援に加え、居住関係経費を対象とする居住安定支援制度が創設をされました。これにより全壊世帯の再建又は新築等に上限 200 万円、大規模半壊世帯の補修に 100 万円が支給されることになり、支給額は最大 300 万円となっております。ただし、年収や年齢要件があり、また、用途を、建て替えや補修に係る解体費用などに限定した実費精算支給するなど、本制度の使い勝手、支給要件の複雑さなどから被災者の速やかな復興に寄与していないとの指摘もございました。

平成 19 年の法改正により現在の支援内容に改正され、用途を限定した実費精算支給を改め、用途を限定しない定額支給方式となり、住宅本体の再建、補修、建設等への公的支援が実現し、住宅の被害程度に応じて支給する基礎支援金と住宅の再建方法に応じて支給する加算支援金とに区分されるようになったものでございます。更に、収入及び年齢要件が撤廃されるなど適用要件の緩和、手続きの簡素化が図られ、被災者の生活再建に真に役立つ制度への改正としての一定の評価を得るなど、被災者生活再建支援制度に関する検討会などにおいて、被災者の立場に立った改正が行われてきております。

本制度は住宅再建の中心というよりは、当然、むしろ下支え的な役割を果たしているというふうに考えております。そういう国の制度で、側面的に支援するという位置付けになっておりますので、自力のみで再建できない被災者が、再建を行うための支援制度であることを、まず、ご理解をいただきたいというふうに考えております。

なお、他の住宅再建に係る支援策といたしまして、被災者生活復興資金貸付制度、住宅災害復興融資利子補給制度等の住宅融資にかかる利子の一部を助成する制度や、ひょうご住宅災害復興ローンによる低利の住宅融資、高齢者住宅再建支援事業による高齢を理由として住宅建設・購入のための融資を受けることが出来ない方への支援制度などもございますので申し添えておきます。

また、兵庫県住宅再建共済制度、いわゆるフェニックス共済制度などに加入をしていただき、平時からの備えをお願いしたいというふうに思っております。

次に、店舗、工場は対象にならないかということについてのご質問でございますが、商工業者・事業者の皆さんも同じ被災者であり、早期に生活再建を図っていただきたいと考えておりますが、そのため、国の被災者生活支援制度の対象となっていない半壊、床上浸水の被災者への支援制度の拡充、及び被災した商工業者が速やかに再建を図れるよう、公的支援制度の創設など、被災者再建支援の充実を国に対して要望を行っているところでございます。ただ現在のところ、自助による備えが基本であり、融資制度が中心にならざるを得ないというふうに考えております。

次に、二重ローンについてのご質問にお答えをします。

国については、先ほど申し上げましたとおり、本制度は公的な現金支給制度を求めるという観点から創設されたものであり、ローンの有無にかかわらず、住宅の被害程度と再建方法に応じて支給をされております。ローンによる負担軽減対策としては融資制度が中心であり、被災者を対象とした住宅再建に係る支援策、被災者生活復興資金貸付制度や住宅災害復興融資利子補給制度等の住宅融資にかかる利子の一部を助成する制度や、ひょうご住宅災害復興ローンによる低利の住宅融資、高齢者住宅再建支援事業による高齢を理由として住宅建設・購入のための融資を受けることが出来ない方への支援制度等をご活用いた

だくことになるというふうに思います。

農機具につきましては、このたびの被災において、農事組合法人が購入する農機具については、県の地域農業再生対策支援事業として購入支援を行う制度が創設をされました。個人経営の場合は、融資制度をご活用いただく以外、他に制度が無いというのが現状でございます。本制度の趣旨が被災者の自立した生活を後押しするためのものであることを考えると、農機具などについては共済制度等を活用した、自助による備えも、また、これもお願いすることが大切だというふうに思います。

また、国・県への要望についてでございますが、先ほど申し上げましたような内容について、様々な機会をとらえ、国や県に対して、要望を、被災者の再建支援法の拡充についての要望を行っております。まあ、今後とも継続して要望も続けてまいりたいというふうに考えております。

以上で、最初のご質問に対するお答えとさせていただきます。

〔笹田君 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、1問目、再質問。8番、笹田君。

8番（笹田鈴香君） 笹田です。再質問をさせていただきます。

まず最初の水防指令の関係ですが、防災体制ということでお尋ねしたわけですが、先ほどの答弁で、違いを言われたんですけども、もう一度、今回と前回の違い、これを答えたいと思います。

あっ、すいません。違いに対して、どう。あの、どうだったかという、どこが違って、どういうふうに、今回は、早く避難勧告まで出せたかというね、それをもう一度お願いします。

議長（矢内作夫君） 質問の趣旨分かりますか。

町長（庵逄典章君） 違いとか言われると、今言ったこと、もう一度、また繰り返して答弁しなきゃならなくなるんですけども、まあ、ここでも答弁させていただいているとおりですね、その災害の時の当時というのは、全く同じではありませんので、当然、その時点、その時点での対応でありまして、全て、それ、同じように比較するということは、できないという点もございまして、ただ、一昨年災害後ですね、いろいろ、検証委員会等も、いろいろと検証をしていただいて、今後の対策について、よりの確にできるように、提言も、いろいろと受けてですね、職員体制、専任の防災職員、防災担当職員も配置したり、また、監視カメラ等も設置をいただいたり、また、気象庁とか、そういう所の関係機関との連携も、ちゃんと、今まで以上にですね、即できるようにして、判断をしていくように、そういうまあ、体制も作りました。

ですからまあ、5月11日の豪雨につきましては、これは、町内に直接たくさんの雨が降らずにですね、かなりまあ、河川上流部での雨で、まあ、河川の増水がまあ、河川本流のですね、非常に増水が顕著であったわけですけども、それと非常に、そういう中で、情報等もですね、収集を、十分にですね、まあ避難準備情報と、また、避難勧告においても、地域を限定して、危険が高いという所に対して、まあ、勧告を行うことができたということでございます。

〔笹田君 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、笹田君。

8番（笹田鈴香君） まあ、今回と前回と比べると、基準も変わっていると思います。地域防災計画、19年度に作られたものを見ますと、やはり水防指令ではこうする。1号では。2号ではという、こういう書き方がされてますが、今回は、警報とか、そういった物も合わせてこう、使われているようになったので違うと思いますし、それと、昼間と夜の違ってもあったと思うんですけども、いずれにしても、前は、20人という、本当に尊い命がもう、亡くなっているわけですね、本当に、そのことについては、もう本当に重大問題だと、私は思います。

結局こういった、責任ですね、政治というものは、結果責任だと、私は、思うんですが、町長は、そのへんは、どのように思われますか。

〔町長 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、町長。

町長（庵道典章君） それは、当然、いろんな場合、想定できなかった、予測できなかった事態も発生して、そういう事態が発生した時に、それに対して、私は、その責任というものを十分認識をしておりますから、まあ、そのことの中で、責任を果たすためにですね、こうして復興事業、復旧を行い、また、被災者への対策。今後の災害の被害の軽減、そういうことに対する体制づくり、そういうことで努力をいたしております。

〔笹田君 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、笹田君。

8番（笹田鈴香君） それと、先ほど、ちょっと失礼しました。南光地域に訂正をいたします。

それとですね、結局まあ、今回思うんですけども、昼間というのものもあるかもしれませんが、やはり、対策本部とか、それから警戒本部ですね、こういったのが、もっと早く、今までにもずっと出てきたことなんですけども、言われて来たことなんですけども、それが出て、ちゃんとした対応ができていればですね、本当に、こういった命が亡くならなかったと思います。

それと、その防災の、その計画を見ましても、やはり避難場所もありますね、そういったことも考えますと、16年度の時に、避難場所へ逃げているという人で、佐用小学校へ行けなかったから、この役場へ来る途中でも、水に流されそうになりながら、危険な目に遭いながら来たという人もありました。それでも、今回も、それにも係わらず同じように役場へ来たために、途中で流されて尊い命が亡くなったということも、本当に、直ぐ側に、役場の近くでありながら亡くなったという方も出ているんですが、やはり、このような、今回のような体制が取れていたら、私は、このような大きな問題にはならなかったと思います。

是非、町長には、今も言われましたけども、やはり、東日本の方にこう、視察されてますけども、向こうも大切ですけども、やはり、今住んでいる、町長は、佐用町の本当に全体の責任者でもありますから、やはりもっともっと力を入れていただいて、余所へ行くの

もいいことだと思いますけども、やはり佐用町民とか、それから今回、一昨年ですね、亡くなった方とか、被災を受けた方に対しては、本当にもっともっと心のこもった政治を、これから、ますます力を入れていただきたいということを述べまして、次の質問に入ります。

次ですけども、災害復旧の災害防止なんですけども、防止のためにお尋ねするんですけども、まず、この農地災害ですが、今回、本当に、私が見た所だけでも、今、18箇所と、再崩壊の場所があると言われたんですが、もう、道路通っていても、見える範囲で、もう4箇所、5箇所、私の通る範囲でもあるんですね。で、やはり、そういったことが起きないために、また、そういったために地元負担があるということは、地元も要りますけども、町も負担が要るということなので、本当に、先ほども現状復旧と言われましたけども、やはり改良復旧を求めていかなければいけないと思います。

で、この乙大木谷の関係ですけども、地元と今協議中ということも、この間聞いているんですけども、その後、その部分は、本当に2回目は、業者が来て法面をたたいて直したそうですけども、また3回目、5月11日に同じ所が崩れております。で、そこに対して、町の方が、検討してくれているという地元の声は聞いているんですけども、その後の検討は、どのように進んでいるのでしょうか。お尋ねします。

議長（矢内作夫君） 農林振興課。

〔農林振興課長 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、農林振興課長。

農林振興課長（茅原 武君） 今のご質問の場所はまあ、今あったように、検討中で、まだ、ございます。災害復旧箇所、全体につきまして、まだ、確実な設計等もできておりませんので、今、検討中ということですが、お答えできないと思います。

〔笹田君 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、笹田君。

8番（笹田鈴香君） 地元負担は、再崩壊の場所は取らないということで、追加工法の部分は、地元負担をしていただかないといけないということを言われたんですけども、やはり地元負担と言っても限度があると思うんですが、例えば、その場合で言うと、法面の分も、もうすごく高くて、崩れそうだというのが、もう分かっているということで、これは落ちるといっても言われたけども、もうしょうがない。現状だということでしたら、今回、検討中と言われてはおりますが、どのように検討されているのか、どのあたりまでこう、ブロックにするとか石垣にするとか、それから法面は、どれぐらいにする。何メートルぐらいにするとか、そのへんは、どうでしょうか。

で、その場所なんですけども、そこだけじゃなく、並んで3箇所ね、崩れているんですよ。同じこう、段々畑、棚田ですから、その法面が、1、2、3と3箇所全部崩れているんですね。だから、そのへんも含めて、どのように考えられておられるのか、大変心配されているので、そのへんを、ある程度、分かれば教えてください。

〔農林振興課長 挙手〕

議長（矢内作夫君） 農林振興課長。

農林振興課長（茅原 武君） 今のご質問の場所でございますが、まあ、私が思っている所と違っておれば、これは申し訳ないんですけども、思っている所と同じであればですね、まあ、あの場所は、再度崩れたと、崩壊したということでございますので、工法的には、地元の地主の方とですね、ご相談申し上げながら施工、設計をしていかないかんわけですけども、一部、形状を変えるような形での施工もご理解いただければ考える1つの方法ではないかと思っております。

〔笹田君 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、笹田君。

8番（笹田鈴香君） それと、例えば、ブロックを積むとか、今、あちこちで進められている、その、蛇かごと言うんですか、布団かごという、石を入れた物ですけども、そういうのを、もう考えておられるのであれば、今、あちこちでされてますからね。現実に、そのことに関してなんですけども、やはり石では、安上がりかもしれませんが、あそこは、あそこだけではありませんけども、一応、棚田百選ということで、観光客も来られますし、来られて、あの辺りもメインになっている、ちょっと上の、田和寄りの方なんで、大変きれいな所でもありますので、観光客も近くへ行くこともあると思うし、小さな川。川と言うか、水路なので入る人もあると思うんですね。そういった場合、もしですよ。どう検討されているのかわかりませんが、その蛇かごというのは、今までの経験の人から聞きますと、マムシの住家になるんですよ。石垣によく入りますね。蛇は。だから、マムシが、もうすごい中に入って住んでいるという、そういったことも現実にありますし、それから、草刈をしても、一度、草刈り機が当たると、もう刃なんか、一発に、何ぼさらを使っても、もう刃が飛んでしまいます。そのような、本当に短所、短所と言うか、悪い所がありますのでね、やはり箇所を選んで、その蛇かごにするにしても考えていただきたいと思うんですけども、そのへんは、いかがでしょうか。

〔農林振興課長 挙手〕

議長（矢内作夫君） 農林振興課長。

農林振興課長（茅原 武君） そのマムシの件につきましては、私も、そのマムシのことまではちょっと、詳しくは分からないんですけども、確かに、そういった、入るところがあれば、蛇類はですね、当然、そこに入って生息するということは、越年をするということが発生するかと思われまますので、それは、また対応策としては、われわれが考えられない所もあるかと思えます。

ただ、水がこう湧き出るといような所、それは効果としては、布団かご、蛇かごと言われる物を入れますと、効果的にはいいものがあるというふうに思っております。

〔笹田君 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、笹田君。

8番(笹田鈴香君) やはり住民が、安心して、それこそ住める、農地を守れる、守るという意味でもね、安心して農業ができるような、やはり体制を、農業だけではありませんけど、やはり復旧工事は、特にやっていただきたいと思います。

で、次にもう1つは、土砂流入の、この田んぼの復旧工事なんですけども、これは、佐用地内の下の方の集落ですけども、大豆を作っているために、畑の土のように田んぼがなっているので、肥土が全部、今回、堤防決壊で流されてしまい、そこに土砂を除けて肥土を入れられたわけですが、大変少ないと言われております。で、結局、何立米ぐらい。全体では何立米ぐらい入れられたのか、そのへんをお願いします。

議長(矢内作夫君) 分かりますか。

〔農林振興課長 挙手〕

議長(矢内作夫君) はい、農林振興課長。

農林振興課長(茅原 武君) 全体の話、私、ちょっと把握してないんですけども、先般、ここの土地の関係でお出でになった方がございまして、その土地につきましては、一応、27立米です。立方メートルですね。これだけ入れる設計をしたというふうに聞いております。当初の設計ではですね。

その関係は、元々、いくらか残っておったということでございまして、耕土がですね。で、そこへ入れたということでございます。出来高としましては、15センチの出来高を基本的に考えておりますので、まあ後、追加的に入れる設計をしておるということでございます。

〔笹田君 挙手〕

議長(矢内作夫君) はい、笹田君。

8番(笹田鈴香君) それでは、ほかの方でも少ないということを知っているんですけども、同じ、その一緒に、関連の工事でね、したところ、そのへんの対処は、今も少ないということを知っているんですけど、そのへんは対応、どのようにされますか。

議長(矢内作夫君) 15センチは入れておるんだろ。

〔農林振興課長 挙手〕

議長(矢内作夫君) 農林振興課長。

農林振興課長(茅原 武君) 今回あの、ご指摘がある場所につきましては、工法的にですね、まあ、15センチを入れるということでの設計はしております。

ただ、時間的な問題が1つございまして、表土の関係が、河川復興の関係とあります。その関係で、表土が、なかなかこう思うように手に入らないということがございましたので、若干、その表土を入れるために遅くなったと。工事が。そのことによって、結果的には田植えの時期が重なってしまったというようなことでございます。

ですからまあ、この田植えの時期に間に合わせるために、既にもう田植えもされておりますし、耕運もされてます。で、そういった状況でございますので、そういった状況があるのであれば、この土地につきましては、ここの件につきましてはですね、秋、稲刈りが終わってから、再度、私どもも確認させていただきながら、不足があるということであればですね、それは、それなりの対応を指示していきたいと思っております。

〔笹田君 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、笹田君。

8番（笹田鈴香君） ということは、最終的に検査をするのは町ですね。町が、その時、確実に入っているということ、検査完了の工事の時に確認しておれば、後でまたね、取り入れが終わってからとか、そういった秋にというようなことは、そういう言葉が出ないとも思うんですけども、ということは、検査をちゃんとしてないということじゃないんですか。

町長は、そのような指導をどのようにされているんですか。

〔町長 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい。

町長（庵逄典章君） そのようなですね、現地の担当者がね、指導していくことというのは、これは常識的なことですから、そこまで私が、一々、直接指導することはありませんけれども、少なくとも今、課長が言うてましたように、まあ、この災害復旧工事も大変な箇所もありましたので、実際にまあ、田植えの時期とね、やっぱり重なって、十分にそれが、期間が取れなかったということがあればね、それは、地域の方々に、そういう状況を説明して、1回、今年の秋の、今年の田植えをした後、秋に終わった後、もう一度、その所の耕土の深さ等を確認をするということ、それはそれとして、適切な、また、対応ではないかと思っておりますけども。

議長（矢内作夫君） はい、農林振興課長、よろしいか。よろしいか。それで。

農林振興課長（茅原 武君） その、検査の件でございますが、ここは工区としまして1工区なんでございますが、1工区の中にトータルで9枚の田んぼが入っております。その関係上、できた田んぼと畑等がありましたので、最終的に検査をするところに至らなかったというのが現実でございます。ですから、書類の上での審査は、これから完了届が出た段階でさせていただきますが、現場はもう既に耕運をされていたというような状況が発生した場所でございます。その点は、ご理解いただきたいと思います。

〔笹田君 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、笹田君。

8番（笹田鈴香君） で、ちょっとだけ1つ、細かいことではあるんですが、これに関連して、真盛地域で、個人的に言うのもあれなんですけれども、全体を見られている副町長

も、ここ、耕運されているそうなのですが、その時に、肥土多いと思いましたが。それとも、ちょっと少ないなと思われたか、どちらかだけ、イエスか、多いか少ないかだけ教えてください。他のことは要りませんので。

議長（矢内作夫君） はい、副町長。

副町長（高見俊男君） 今、お話のように、確かにもう、耕運をされて、一部を除いてね、田植えもされております。

私も、今のところ、だろうと思えますけども、代掻きも、集落営農でございますので、しましたけども、一部、今のことから、共同の機械ですから、農機具が大きいですね。30馬力、40馬力というようなトラクターですから、皆さん方もお分かりだろうと思うんですけども、ちょっと深く入れれば、15センチの耕土じゃないですけども、20センチでは楽に入る。ですからまあ、その災害に遭ってない田んぼでも、実は、私の田んぼでも少しこう、深めに入れれば、もう、ゴンゴン、ゴンゴン、石に当たります。まあ、そういうことがあって、耕土が少ないというようなところも、いらっしゃると思うんですけども、まあ、一部ですね、一部、そういう所もあるかなという感じはしている。たぐらいが事実でございます。全体では、ねっ、15センチは入っているんじゃないかなとは思いますがね。はい。

〔笹田君 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、笹田君。

8番（笹田鈴香君） はい、分かりました。

それとですね、時間が、一問一答になってから、凄く答弁が丁寧と言うか、下手をすると時間つぶしのようにしか、聞こえないんで、さっきも言いましたように、多いか少ないかという、どちらかで教えてくださいと言っても、たくさん言われるので、本当に、少しの時間しかないので、次に移りますが。

もう一つね、あぜが低くてこう、水が、水を入れた途端にこう、流れてきたと。あぜが低く、現状復旧と言いながらあぜが低いということで、これは公には言われておりませんが、自分で土嚢を積んで、あぜに並べて、で、中へ入って高低を直したというようなことも出ております。

それと、あぜや土羽の部分ですね、そういった部分で、現状復旧と言いながら、役場に聞きますと、現状と言うのは、そこから落ちた物を、元に戻すのが現状だと言われたんですけども、そこはほ場整備をしている田んぼで、現状と言うのは、やっぱり赤土でたたいて、水が漏れなくなるように、ちゃんとして、元に戻って、本当に田んぼが作れるとね、稲が作れる。もう、まあ畑の場合はいいですけど、稲はやっぱり均等でなければ、水は、張れませんから、やはりそういった意味で、現状復旧を言うなら、改良とまでは言いません。ただ、元の、その赤土に戻して欲しいと。そういった要望があります。答えをもらいますと長くなるので、是非、そのへんは、現状復旧の意味も考えてください。

で、次に参ります。乙大木谷の、そのブロックの分ですけども、ここも今日、出て来る時にも、この近くの方に言われたんです。是非これは、直して欲しい。直して欲しいと言うか、ここはもう1回でないんです。ここも、3回崩れているんですね。この前の時は、本当に崩れてしまって通行止めになって、奥村という一部の所が孤立状態になるぐらい、まあ、即直してもらいましたが、通れなくなるという、車が通れないという状態になっ

た所なんで。で、その後、工事が終わって、私も1カ月、何カ月かな、ちょっと、今日は持ってないんですけども、写真に写したんですけども、本当にブロックがね、上から下までずーっとひびが入ってんす。多分、課長、見られたと思うんですけども、で、それ、前の時にも言って、また検討しますということではあったんですけども、その人たちも言われましたが、もっとね、あそこは湧き水が出るということ、工事している時にも役場の人にも言うた。湧き水が出るので、もっとバラスを入れてくれと。後ろにもっと入れてもらたら大丈夫やからということ言うのに、これをしないと検査が通らないということ言われて、で、そのままにして、こういうことになっていると。本当に、その上の、ちょっと横の方なんかは、ボランティアとか、いろんな人が遠くから来て、畑づくりなんかもされてますし、あそこを通らないと集会所なんかにも行けないのでね、いくら都市との交流とかがあっても、あそこが止まってしまうと、本当に困るし、また崩れてきても、その時困るので、やはりそのへんを、もっと地元の人声を聞いて欲しい。

で、それと、検査が通らないということも言われたと思うんですけども、ずっと前にも、以前、このブロックのことでしたんですけども、昨日もちょっと県民局の方に問い合わせたんですが、やはり、町からは、そういうことを言ってこない。だから、前もって、2回も崩れた所とか、そういう、いろんな、この意見を地元から言われた時は、やっぱりあの、県民局という、その関連の県の方との連絡もね、もっと密にさせていただいて、本当にここは大丈夫かというのを、そりゃ時間も食うし、職員も大変だとは思うんですけども、後の災害を起こさないためにも、また、安心して住めるためにも、やっぱり県の方とも相談をされたいかがかと思うんですけども、後じゃなくって、やはりする前にもね、そういう意見が出る所は、是非して欲しいと思うんですが、するかしないか、そのへんだけ、する。しない。だけ教えてください。

〔建設課長 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、建設課長。

建設課長（上野耕作君） いろいろ今、言われたわけなんですけれども、当然、現地の方もね、丁張りをかけた段階、そういう湧水がある所も、こちらも把握し、現実的に、法面裏の排水についてもね、考慮するように、2箇所も、排水管を別に敷設しておりますし、できることについては対処させていただきます。

それと、これはあくまでも災害復旧でございます。で、先ほど、町長が述べたように、現地の方も、こちら再三にですね、確認もしておりますし、動いた形跡もありません。ただ、まあ、クラックが入っていると。これにつきましては、いろいろな条件等もございますし、それからの変調がありませんということは、今、安定しておるといふうに、こちらは認識しております。そういうことでね、今後まあ、そういうことが起こればね、また、調整させていただいて、対応するということでは考えております。

〔笹田君 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、笹田君。

8番（笹田鈴香君） まあ、本当に関係者とか地元、結局地元の人が、全部とは言いませんけど、やっぱり地質とか、ずっと長年住んでいる人は、分かると思うんですね。

で、やっぱり、そうした意見も大事だと思うので、是非取り入れて欲しいと。で、もう、

今日は、絶対言って欲しいという声も聞いて来ておりますので、現地も、私もまた、行きますので、是非、課長も行って聞いていただきたいと思います。

次なんですけども、次は、生活支援法と言うか、生活再建についてなんですけども、本当に、まあ、他もそうですけども、特にこの佐用の町、商店街を通っても、もう空き店舗、そして、更地になって芝生が植えてあります。それを見ると、本当に、活気もなくなって、頑張っては、若い人たちも、商店街の人も頑張っている人は、頑張っておりますけども、やっぱり再建が難しくって家を出られる人、もう商売はしないと行って離れる人たちもあります。

それで、やはり、まあ、例えばの例なんですけども、今回、

議長（矢内作夫君） 答弁含めて、3分ですよ。

8番（笹田鈴香君） はい。

で、300万円を貰っても、家を建てなければ300万円は貰えないので、100万しか貰えませんね。するともう、壊すだけでも、もう、それでお金を使ってしまおうとか、そういった人もあります。

それから、家を建てたくても、やはり、自分の今まで貯めてたのがあるから、何とか、小さな家でもできたと、こういった人もありますし、それから、今回の東日本の関係で、1,000円ずつ、強制的ではありませんけど、まあ、強制的、半強制的な感じで集められましたけど、やはり商店街の人で、集めた人の言われるのに、お店をしている人なので、お店をこう、して、出てない人の家行く時に、やっぱり義援金をくださいというのは、本当に言いにくかったと。そういった声も聞いておりますし、やっぱり、町が元気でないと、やはり佐用町も駄目になってしまうので、やはり町独自のね、支援というのを、これからも考えていただきたいと思うんですが、前に、吉井元議員も言われたんですけども、美作の方ではね、凄くいい、市独自の制度を作られているんですよ。やはり、またの機会に詳しくはしたいと思うんですが、やはり、これらも研究していただいて、やはり本当に被災地を、被災をした佐用町の町の町長としてね、誇れる町長になってもらいたいと思うんで、是非、町独自の生活再建の関係で、支援を強化するというのを、約束していただきたいんですけど、そのへんは、どうですか。制度を作ってください。条例でも結構です。

〔町長 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、町長、時間ありませんので。

町長（庵逄典章君） まあ、町独自というのがね、まあ、どういうことをして、要求されているのか、分かりませんが、まあ、町も当然、小さな町ですね、財政的なことも、全体のことも考えなければなりません。

まあ、当然、それぞれの、こういう経験をされた方々、大変だと思うんですけども、そういうことを、やっぱり備えるためにもですね、この共済制度とか、また、個人個人においては、いろんな建物共済とかいう保険にも入られている方もいらっしゃると思います。そういう努力も、それぞれがされております。そういう町民の皆さんも、やっぱり、そういうことがあり得るんだということを前提に、まあ、できるだけ自己努力、自分の自己努力もしていただくということで、町としては、できる限りのことは、今、やっているつもりでございます。

議長（矢内作夫君） はい、以上で、笹田鈴香君の発言は終わりました。
続いて17番、平岡きぬ糸君の発言を許可します。はい、平岡君。

17番（平岡きぬ糸君） 17番議席、日本共産党の平岡きぬ糸です。

私は、3項目について通告に基づき質問を行います。

まず1項目目は、南光自然観察村、通称、長林キャンプ場の管理運営と町の観光資源に活かす取り組みについてを伺いたします。

その中で、1つ目として、施設の運営状況について伺います。現在、現地の施設管理責任者が不在です。利用者の安全を確保するなど問題があるのではないのでしょうか。管理体制についての実態と、その見解を伺います。

2つ目に施設整備について伺います。改善しなければならない箇所があると伺っております。実態は把握されているのか伺います。特に、次の2点については、改修予定を伺います。その1つ、一昨年、平成21年の豪雨災害で、施設内を流れます小川の水が流れない事態が現在も放置されております。2つ目、施設内の遊具が撤去されて使えない状況にあります。この2点の改修予定を伺います。

3点目に、町の観光に活かす取り組みについてを伺います。同施設は、夏場のシーズンを中心に家族連れの利用者が多くあり、近畿地方で人気のある施設として有名です。キャンプ場の利用者が町内の施設などを利用し、町の活性化につなげることが必要だと思います。そこで次の点について伺います。その1つ、利用者の声を活かすためのアンケートの実施。2つ目に、他の施設を紹介するスタンプラリーなど提案しますが、いかがでしょうか。

4点目として、キャンプ場に近い船越の町有地は、昆虫館と清流千種川を活かした公園構想が、合併後に課題として引き継がれております。その検討状況は、現在、どのようになっていますか。

以上、南光自然観察村の管理運営と町の観光資源に活かす取り組みについて、ご解答よろしく伺いたします。

議長（矢内作夫君） はい、1問目、町長、答弁願います。

〔町長 挙手〕

町長（庵逄典章君） はい、それでは、平岡議員からの、まず、長林キャンプ場の管理運営等についてのご質問にお答えをさせていただきたいと思っております。

南光自然観察村につきましては、毎年多くの皆様にご利用をいただいておりますが、災害前の平成20年度には、2万人余りの利用がございましたが、22年度では、1万人余りと大きく減少をいたしました。これは、災害により上流の橋の流出や敷地内が被災し、8月から翌年2月末まで休業したことが要因、主な要因でございます。しかし、上流の橋梁も8月上旬には通行が可能と、復旧工事ができまして通行が可能となりますので、被災から復興したことを広くPRをし、以前のように多くの方にご利用をいただきたいというふうに思っております。

まず1点目の管理体制でございますが、施設管理者につきましては、これまで臨時職員の施設管理者をもって対応をまいりましたが、昨年の3月末をもって退職をされたことにより不在となりました。今年の4月から、臨時職員として以前から中心的な立場で勤務をしております3名を、1週間ごとの輪番性により、1名を主任的立場として早出勤務をさせて、もう1名を副主任的立場とする体制をとっております。

また、現場とは連絡を密にしており、台風や豪雨災害が予測される場合は、場内放送で注意を喚起するとともに、避難場所も指定をして安全対策に努めております。来場予定者には事前に連絡を取り、気象情報や現場の状況を知らせるとともに、早い段階で商工観光課の職員を現地に赴かせて対処することといたしております。

2点目の施設の改善・改修については、随時、現場と調整を行い、緊急度に応じて対応をしてきております。

水路の件でございますが、災害後、施設内の水路は、上流にある河川沿いにおいて、多量の土砂が堆積して流れない状況となっております。水路は、山にも隣接をしており、土砂を撤去するには、重機等の進入路がないために、非常に難しい状況でございます。また、隣接の山林は、下草がなく地肌が現れて、土砂崩れにより多量の土砂が堆積をしている状況であります。水路の土砂を除去しても、雨が降れば、降るたびに土砂が流出すると考えられ、構造物の設置等につきましては、山の復旧を行わない限り根本的な解決にならないという状況でございます。

また、復旧には、山林所有者の同意と、また、多額の費用を要することから、施設内の水路につきましては、現状のまま、大雨の降った際の排水路としての活用ということになってまいります。

次に遊具の件でございますが、ターザンロープ、シーソーの遊具については、設置後10年余りを経過し、材料が木製であったことから腐食するなど老朽化が進んでおりました。昨年度、専門業者による点検において、木製内部の、木の内部の腐食が判明をし、現状で使用することは、危険であるとの報告を受け、本年度において撤去をいたしたところでございます。

この施設は、ご案内のとおり、キャンプや野外活動、自然観察が行える場として、多くの方々にご利用をいただいております。キャンプ場の前面には全国名水百選である千種川が流れ、近隣には、瑠璃寺や昆虫をはじめとした各種生物の標本展示を行っている昆虫館もでございます。そのように自然に、非常に恵まれた環境でありますので、ご利用をいただく方には、これら歴史ある建造物や佐用のすばらしい自然を十分に体験をしていただきたいと考えておまして、特に子どもたちにとっては、自然をとおして学ぶ、自ら工夫して遊ぶ、体験の場であって欲しいと願っております。そのため、遊具等は、公園や遊園地に行けば、その目的に合った利用が可能ですので、本施設内には、そういう特別な遊具の設置は、今後、考えておりません。

3点目のアンケートやスタンプラリーを実施してはとのご提言でございますが、少しでも多くの皆様に本町を訪れていただき、いろいろと町内の、また、他の施設も訪れていただき、町の活性化につながることは、非常に大切なことと認識をいたしております。キャンプ場においても、受付に町の観光パンフレット等も常設し、自由にお持ち帰りをいただき、また、いろいろと職員が、来場者にもご案内をさせて、PRをいたしております。

今回、アンケートやスタンプラリーのご提案をいただきましたが、現場の職員の声や町内他施設との連携も踏まえて、検討をしていきたいというふうに思います。

4点目のキャンプ場に近い船越の町有地の件ですね。町有地は、昆虫館と清流千種川を活かした公園化構想が合併後に課題として引き継がれているが、検討状況はどうかということでございますが、この件につきましては、これは、三河の自然体験型観光公園建設事業計画ということで、旧南光町で、用地を取得するために作られた計画であるというふうに承知をいたしております。これら町有地は、昭和30年代に姫路市のアズミパラダイスが、瑠璃寺周辺と一体化した観光開発を目的として取得をされたというふうに聞いておりますが、経済情勢などにより放置されたままとなっていたようでございます。

平成14年度に旧南光町と協議がされて、旧南光町において協議がされ、山林を含む約

5万5,000平方メートルを南光町に寄付し、残りの4,780平方メートルを1,500万円で、県の土地開発公社に依頼して購入をしてもらって、その後、合併に伴い新佐用町へ引き継いで、平成21年3月で土地開発公社への償還期限が来たために、開発公社に一括、1,500万円の償還を行って、現在、町有地と、町の所有というふうになっているところがございます。この用地の活用につきましては、当時、用地購入のための構想的なものは作成をされておりますが、内容は、十分に検討された計画ではございません。

また、この用地は、山林も含まれる広大なものですが、それぞれ用地が点在をしていることから、一体的な土地利用が困難な状況であり、本事業として、また、いろいろな事業として活用できる土地は少ないというふうに見て、思っております。そういう状況の中で、この土地の活用について、以前にも、地域の皆さんにもお願いをして、利用について、地域での意向も聞いておりますけれども、なかなか、地域においてもですね、その利用についての要望というものも、一部にしかありませんので、この管理について、今後どうするか、地域の皆さんのご意見も、引き続いて伺いながら考えていきたいというふうに思っております。

以上で、第一問目のご質問に対するお答えとさせていただきます。

〔平岡君 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、1問目、再質問。17番、平岡君。

17番（平岡きぬ糸君） では、再質問させていただきます。

施設の運営について何うところなんですけれども、施設の管理者が、昨年、退職、3月末で退職されたのを機に、不在のままになっているという実態があるということで、事務職の方を、その、一週間交替で、その責任者替わりのような働きをされているというふうに回答があったかと思うんですけれども、先ほど、回答の中にもありましたように、確かに、災害の時に、橋の流出であるとか、施設内の水道の関係であるとか、そういった復旧のための時間を要したために、利用をされなかった期間があるので、利用者が減ってはいるけれども、それまで、説明があったように、2万人余りの方が、年間を通して利用されているという施設ですね、この2万人余りは、その、平日も含めて、年間ではなくて、夏場であるとか、土日であるとか、そういった、利用される方の要求としては、利用しやすい時に、まあ集中するわけですね。ですから、特に、一昨年、水害、佐用の大きな災害がありましたけれども、その当日は、幸い人的な被害はここではありませんでしたけれども、ひとつ間違えば災害につながるという危険性をはらんでいると思うので、その点で、その、災害を経験した町として、このキャンプ場の管理運営にあたって、町として災害、先ほど、先の議員の質問など、ほかの議員の質問の中でも災害に経験した中で、より充実した対応を、町として取っているというふうに回答があったかと思うんですけれども、この南光自然観察村については、そういった経験は、私は、活かされているのかなと、ちょっと思うんですけれども、その点は、いかがでしょうか。伺います。

〔町長 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、町長。

町長（庵逄典章君） 施設の管理体制についてはですね、そういうことで、職員にも、いろいろと長年まあ、こう、経験をした職員もおりますし、職員の皆さん、職員が、そうい

う体制で、その安全も含めた管理を行うということで、これはまあ十分理解をしてくれておりますし、現在、実施してくれております。

それから、まあ、災害を受けて、特に、これ、職員体制と同時に、その施設そのものの安全ですね。このことについて、以前の、このキャンプ場に通じる道路ですね。これは、木橋で、非常にまあ、こう、仮設的なような橋であったわけです。

それでまあ、そういうことで、非常にまあ、これ、私ら以前から通るときも、非常に危ないなということも感じておりましたので、この度の災害復旧にあたってはですね、しっかりとした構造物の橋に、今回、作り直しております。

それによってですね、一時、いろんな災害等の事態が発生してもですね、スムーズな、また、というか、安全に橋を通っての避難とかですね、また、救援。いろんな活動が、これで行けるといふふうに思っております。そういう面でね、強化をしてきたということでございます。

〔平岡君 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、平岡君。

17番（平岡きぬ糸君） 施設のこと言われたので、橋のことですけれども、先ほどの、一番最初のご回答の中では、この橋が完成するのが、8月上旬には、通行可能。現地では、もっと早いことできるんじゃないかというふうにも伺ったんですけれども、そのへんは、どうなのか、ちょっと確認をしたいと思います。

で、施設そのものについて、災害に強い物をしているということなんですけれども、利用者の方の安全を守るという上では、施設も当然、そうですけれども、人の面で、安全を確保する体制が取られたかどうか、この点、私は、お聞きしたかったんですが。

〔商工観光課長 挙手〕

議長（矢内作夫君） 商工観光課長。

商工観光課長（前澤敏美君） まず、お尋ねの橋の関係でございますけれども、現在、上流の、上部工ということで、工事を進めていただいておりますが、この工期が7月末というふうになってございます。しかし、実際はですね、もう少し早くやり上げたいというふうなことで、事業課の方からは、伺っておりますが、まあ、こういったこともあるか分かりませんので、まあ、工期完了後の8月上旬というふうな形で、今、思っておりますけれども、早くできれば、早く供用していきたいというふうなことで考えております。

で、まあ、安全というふうなことでございますけれども、特にまあ、先ほどの町長の答弁にもございましたけれども、今年の3月末をもって、臨時職員でございましたけれども、立場にあった方がまあ、退職をされたと。

その後ですね、何とかまあ、そういった方を探そうということで、いろいろとまあ、探したりした経緯もあるわけでございますが、なかなかまあ、そういった方が見つからなかったというふうなことでですね、この4月からは、従前から勤めております3名のものに、輪番制。一週間ごとの輪番制でございますけれども、責任的な立場で頑張ってくださいというふうな対応を取っておりますが、また、その3名で十分対応できない場合にはですね、私どもからですね、職員を現場に赴かせるというふうなことで、対応いたしております。既にまあ、2ヶ月余りが経過をしたわけでございますけれども、そう

いった中で、特段、問題も生じておりませんので、当面ですね、こういった現状の体制でですね、進めて参りたいというふうに考えております。

それから、災害関係のことも少し申されましたので、申し上げますけれども、特に、一昨年の台風災害につきましては、この自然観察村についてもですね、浸水というふうなことで、宿泊をされている方もございまして、交流棟という施設にですね、避難をいただいたというような経過がございます。そういった中で、やはり、宿泊されている方の安全確保ということが大切になって参りますので、一昨年の台風災害をですね、教訓に、現段階ではですね、台風接近でありますとか、あるいは豪雨でですね、災害が発生されるという場合についてはですね、予約をされている方について、事前に連絡をいたしまして、キャンセルをしていただくというふうな方法を取っております。

また、既に、入村ということで、こちらの方に、現場に到着をされておまして、やはり危険であるな。あるいは、台風が近づいているなというふうな場合にはですね、館内放送をもちまして、台風が現在、どこどこを通過しております。今後の状況によってはですね、雨量が、いくらぐらい予想されますというふうなことが言われています。というふうなことをですね、館内放送でもちまして、注意喚起をしていくというふうなことが、前段にまあ、そういったことを行っております。そういった中で、なお且つ、非常にまあ、危険が迫っておると。危険が見込まれるというふうな場合についてはですね、帰っていただくというふうな方向で進めております。

で、また、急遽ですね、泊まっておられて、帰る間も、何もないというふうな場合については、先ほど来申し上げますように、一昨年の台風災害の時と同様、交流棟という施設にですね、避難をしていただくと。

まあ、今後、橋がですね、完成すれば、その避難路等についてもですね、安全確保も図られると思うんですが、そういった場合については、町が開設をいたします三河小学校の体育館へ避難というふうな形でですね、安全対策を図っていきたいと、このように考えております。

〔平岡君 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、平岡君。

17番（平岡きぬ糸君） 先ほど、その3人の輪番体制で、責任ある職というか、それを持ってもらっていると言うんですけれど、その方々は、その責任ある職にふさわしい待遇にはなっていますか。その点、お伺いします。

〔商工観光課長 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、商工観光課長。

商工観光課長（前澤敏美君） そういった通常の作業を行う方とはですね、優遇した待遇というふうなことで実施をいたしております。

〔平岡君 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、平岡君。

17 番（平岡きぬ糸君） 災害は、雨とか台風と言われましたけど、それだけではなくって、山崎断層もあり、地震もあるんですね。雨なんかの場合は、早くから気象情報が発展して、皆さんも、利用される人も、自分の命を守るんだから、よく注意されて、その利用もされているかと思うんですけど、そういう点で、緊急時においてね、いろんなことが想定されると思います。その中で、果たして、その、3人に任せる。輪番制の方に、責任ある部署を任せているということについて、まあ、それでいいんだと判断されていることが、私は、怖いと思うので、思うんですけど、まあ、今のままでいきたいと、担当課長は言われましたけれども、やはりあの、水害で、たくさんの方が、亡くなられたという経験を持っている佐用町としては、私は、もっと考えていく必要があるというふうに思いますけれど、その点は、もう一度伺います。

〔商工観光課長 挙手〕

議長（矢内作夫君） 商工観光課長。

商工観光課長（前澤敏美君） 現在まあ、3名の、通常の場合のですね、対応は3名でやっていくと。何かことが起こればですね、やはり私ども課員が出向くというふうなことで、特にまあ、災害等であればですね、町の1号配備というようになると、室長補佐が出向く。2号配備になれば係長も出向くというふうなことで、対応をしていくというふうなことでございまして、やはりまあ、何か事があつたら、そういったことで対応をするというふうなことといたしております、本当にまあ、今、議員おっしゃるように、そういった管理者と言いますか、そういったものですね、配置できれば一番いいんでしょうけれども、現在のところ、そういった形で2カ月間運用したところですね、特段、そういった、スムーズな形でいっておりますので、当面の間ですね、今の現状の体制で運営をしていきたいと。このように考えております。

〔平岡君 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、平岡君。

17 番（平岡きぬ糸君） あと、たくさんあるんですけど、先日も、三河地域というか、南光地域に避難勧告が出されたんですけど、その水位計は、その基準になる水位計は、キャンプ場より、もっと下にある上三河なんですけれども、上流から、上流にたくさん雨が降りました。そういう点では、隣の宍粟市さん、自治体が違いますけれど、そこの連携というのは、この施設ができた時から行われていたんですけど、合併後は、その連携については、どうなっていますか。ちゃんとできていますか。

〔商工観光課長 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、商工観光課長。

商工観光課長（前澤敏美君） 5月の11日、非常にまあ、三河地域においてもですね、河川の水位が上がったというふうなことで、危険な状況にあったわけですが、私どもの、そのキャンプ場にはですね、当日、宿泊客がいなかったというふうなことで、取り分けですね、出向くとか、そういうことはなかったわけでございますけれども、今、議員おっしゃいま

したように、ここの園の水位につきましては、千種川、旧の千種町で、降る水位によりまして、下流域に大きく影響してくるというふうなことで、常にまあ、千種の方と、千種市民局でしたか、そこの連絡というふうなことで、企画防災、あるいは南光支所、そういった所とですね、連絡を取れる体制ができておりまして、私どもも、そこを通じて連絡を取ると。まあ、休日でしたら、日直者が連絡を取るような形ですね、対応しているというふうな状況でございます。

〔平岡君 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、平岡君。

17 番（平岡きぬ糸君） 後、施設の関係で、私は、現地で、その施設内に流れている小川の水が流れていないこととか、遊具のことを取り上げたんですが、もう1点、その、今回のと、一昨年も含めてですけれど、千種川の水が増えたことに伴って、川に下りる、自然にこう、親水公園的になっていたんですけれど、それが侵食されて、事態としては、自然に下りられる状態にないんですけれど、その点は、まあ、県の改修工事で、そうなっているんですけれど、それは、どんなふうに改修というか、まあ、優先順位があるかとも思いますけれども、県に対しては、ちゃんと連絡はいつていますか。その予定が組まれているかどうか。その点も、伺います。

〔商工観光課長 挙手〕

議長（矢内作夫君） 商工観光課長。

商工観光課長（前澤敏美君） 実は、5月11日のですね、大雨によりまして、右岸側がですね、3箇所ないし4箇所、ちょっと被災を受けたというふうな経緯がございまして、非常にまあ、私どもはですね、人命を預かる施設でございますので、危険であるというふうなことで、建設課を通じまして、私の方も光都土木事務所、播磨科学公園都市にございます、そちらの方に出向きまして、こういった状況で、早急な対応をお願いしたいというふうな状況の中ですね、早速、その日に、私が行った、その日に現場を見ていただいて、雨が降る中でございましたけれども、夜遅くまでかかって対応していただいたということで、大型土嚢で、仮復旧のようなものをしていただいております。

また今、議員がおっしゃいます、もう少し下流域のですね、河川への下りるところだと思いますけれども、いわゆる通常はですね、あの辺、水裏になる部分で、あまり侵食はされないと思うんですが、どうも、この11日の大雨によって土砂の堆積状況が変わったのかなというふうに思っております。

確かに、その部分は、侵食をされておりまして、若干、下りにくうございますけれども、これは災害復旧に該当するというようなものじゃあございませんので、県の方にも、そういったことについては、伝えてございません。

〔平岡君 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、平岡君。

17 番（平岡きぬ糸君） 伝えてるのかと思ったんですけど、伝えてないんですか。

親水公園として、あれは、取り組まれてね、川に親しむということで、非常にいい、水というのが、あそこのキャンプ場の大きな、危険性もありますが、安全を確保することによって、最も水に親しめるキャンプ場として、やっぱり人気があるので、それが大きな魅力でもあるんですね。だから、その魅力をまあ、小川は、何で大切かと言うたら、もっと小さな子どもさんも、その水に親しむことができるということで、かつて田んぼ作っておった所だから、いわゆる用水を利用した、うまく取り入れた施設なので、その点、まあ、魅力が損なわれるようなことにならないように、今現在その、水害とか、いろいろな関係で、自然災害でなっているんですけども、できない。いろいろ関係者に話しするけれども、小川の水が流れない事態が放置されている。山林所有者の同意とか、いろいろ回答があったんですけど、これは、このまま放置していくということなんですか。ちょっと、関係者に、もっときちんと当たっていくということなどを含めて、事態を解決する方向で、働きかけは必要だと思いますけれど、もう一度お願いします。

〔商工観光課長 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、商工観光課長。

商工観光課長（前澤敏美君） まず、先ほどの河川の中の問題ですけども、それについては、災害復旧というふうな状況ではございません。侵食でございますから、ああいったものについては、きっと県としてはですね、対応してくれないと思います。そういったことで、その部分にですね、例えば、河川の土砂を引き寄せてですね、下りやすくするというふうなことでの対応ぐらいな程度になるのかなと。ですから、災害復旧というふうな対応での工事ではないというふうに思っております。

それから、敷地内の水路ですね、これについては、上流の井堰からですね、水路を引っ張って、中にまあ、流れておるというふうなことで、元々、この敷地自体がですね、水田であったというふうなことで、その水路があるわけでございますけれども、その、先ほど、町長の答弁の中にもございましたように、この水路は、河川と、それから隣接して、山にまあ、隣接しておるというふうなことで、一昨年の、その水害によりまして、山林部分が、非常にまあ、土石が堆積をしておるというふうな状況でございます。

で、その水路を、現段階で取り除いたとしてもですね、少しの雨、そういった雨で、また、土砂崩れが起きると。水路に流入をしていくと。夕立等ででも、入ってくると思います。

ですから、何回も、それを繰り返さないといけないというふうなことから、毎年、費用がかかってくるというふうなことからですね、一昨年の、その、敷地内に水が浸水したという経緯から、現状の水路については、排水路としてですね、機能を活かしていくというふうに考えておるわけです。

議長（矢内作夫君） はい、よろしいか。

〔平岡君 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、平岡君。

17番（平岡きぬ糸君） その施設の侵食で、まあ県が、その災害で見てもらえないんだという見解を示されているんですけども、あのまま放っておくと、あの侵食は、ますます広

がりますよ。現地、ご存知だということだったんで、今のまま放置していると、今の状態ではなくて、もっと酷くなるという、そういう事態を放置しておくということですか。

〔商工観光課長 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、商工観光課長。

商工観光課長（前澤敏美君） いや、そういうことじゃあなくてですね、県の方としてはですね、河川の中に、その、こういう斜路のようなものが、ずっと入っているわけですから、まあ、河川の中に、いわゆる流水、水が流れる所にこう、入っているような状況ですよ。現状としては、ですから、その部分が、仮に侵食されたとしてもですよ。今の状況で、例えば、高さ30センチとかね、50センチとかという形で、そこが侵食されたとしても、今の自然観察村の敷地内への影響というのは、極めて少ないというふうに思いますね。

そういった観点からすると、やっぱり災害復旧というのは難しいだろうと。ですから、今、議員おっしゃいますように、その河川の中に入って、やっぱり、水に親しむということからすればですね、土砂を、こちら側に、いくらか寄せてですね、そこから下りて、下りれるようにするというのを考えていかなければならないんかなと。そういうように思ってますけどね。はい。

〔平岡君 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、平岡君。

17番（平岡きぬ系君） 対応するということですね。そのように理解させていただいてよろしいですか。しますね。

議長（矢内作夫君） 親水公園機能を、元へ戻すんやというふうに考えるかどうかということをお聞かせ願います。

〔商工観光課長 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、商工観光課長。

商工観光課長（前澤敏美君） 働いている職員の声も聞きながらですね、検討したいというふうに思います。

〔平岡君 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、平岡君。

17番（平岡きぬ系君） ほかに、聞きたいこと、たくさんあるんですけど、まあ、施設を利用することで、いろいろまた検討すると回答がありましたからなんですけど、まあ、経済的にも、あそこを利用された方、子育て中の若いお母さんやお父さん達が、その佐用のね、ホルモン焼うどんなんか、後、帰りに食べに行くとか、そういうことも具体的にまあ、あるようです。そういう点では、本当に、佐用の、いろいろ連携を取りながら、町

の活性化につなげていけたら、そういう施設として位置づけて、充実していただきたいということを述べまして、1点目の、1項目目の質問を終わります。

2項目目は、里道の管理について、町の見解を問うということです。

里道に関わって日常生活に支障が出ている事例をお聞きするんですけども、管理について、町の見解を伺います。

その1つとして、この里道に関係する条例周知。条例は、佐用町法定外公共物の管理に関する条例ですけど、この周知は、どのようにされておられますか。

また、2つ目に、町は、この条例を守る立場で対応を求めるところなんですけれども、この2点について、里道の管理について、町の見解を伺います。

議長（矢内作夫君） はい、2問目答弁、町長。

〔町長 挙手〕

町長（庵逄典章君） それでは、2点目の里道の管理についての見解ということでお答えをさせていただきます。

議員ご質問の里道等、法定外公共物の、いわゆる赤線・青線については、平成17年3月31日までに、地方分権の推進により、国から市町村に譲与されたものであります。以前は、所有権は国、管理は県・市町村とされ法定外公共物の用途廃止・譲与申請等を行うに当たって、事務が煩雑で相当数の期間も要し、多額の費用も必要となり、申請される関係者にとっては大変苦慮されてきたところであります。しかし、平成17年4月1日以降は、所有権、財産の管理等の窓口が一本化をされ、関係市町村へ申請することによりスムーズな手続きができるようになっております。

なお、住民への周知は、譲与時点で町の広報を通じてお知らせをしております。また、町のホームページにも関係条例も載せておりますので、ご確認をお願いをいたしたいと思っております。

法定外公共物の維持管理につきましては、譲与される以前と同様で全く変わっておりません。法定外公共物は地域に密着したものであって、利用される周辺関係者の皆様が今まで通り草刈り等の通常の維持管理をお願いをしていきたいと思っております。よろしくお願いを申し上げます。

〔平岡君 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、2問目、再質問、平岡君。

17番（平岡きぬ糸君） この関係については、その、里道で、その道が崩れたり、まあ、支障がある場合、その改修というか、ことについては、町の責任で、町道と同じような形でやられるのか、そのへんは、具体的な例を聞いている所もあるんですけど、その点は、いかがですか。

〔町長 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、町長。

町長（庵逄典章君） これは、町道と同じでは、全くありません。まあ、町道は、そこを、

生活する、通常必要な道路としてですね、認定をして管理をしているわけでありまして、この里道、水路というのは、まあ、この土地の権利上ですね、そういう、以前から集落なり地域の皆さんが共に利用するという形で、まあ、その、青線、赤線という形で残ってきたものであって、現在は、全く使われてない所も登記上は残っている所たくさんございます。

ですから、この法定外公共物という形であって、里道と水路、だから、町道とか河川、町道とは全く、それは違うというふうに、まず認識をいただきたいと思います。

〔平岡君 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、平岡君。

17番（平岡きぬ糸君） 条例上は、その、それぞれ定義から始まって、してはいけないこと。それから、町が許可することなど、ずっと条例化で明記されているんですけど、これに準じた形で、町が対応した例というのは、合併後ありますか。お聞きします。

〔建設課長 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、建設課長。

建設課長（上野耕作君） 基本的にですね、払い下げ申請というような形と、官民境界ですね、事業を行うことの方筆等がありますと、そういう申請が出てきます。それについて、町の方で適切に対処させていただいております。

〔平岡君 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、平岡君。

17番（平岡きぬ糸君） たくさんあるかと思うんですが、どれぐらいあるんですかってお聞きしたんです。

〔建設課長 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、建設課長。

建設課長（上野耕作君） 具体的な数、ここではちょっと覚えておりませんが、まあ、相当数出て参っております。

〔平岡君 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、平岡君。

17番（平岡きぬ糸君） 日常生活に係わって、いろいろとその、事例としては、具体的な例を聞いておりますが、その、町の方で、そういったことについては、窓口として受けて、きちんと対応してもらえるとということでもよろしいんですね。まあ、周知もされているとい

うことなので、条例を守る立場で対応を求めていますけれど、そのようにしていただければいいんですけど、件数もたくさんあるのではなくて、もっと具体的に、また示していただければと思います。

〔建設課長 挙手〕

議長（矢内作夫君） 建設課長。

建設課長（上野耕作君） まあ、先ほどのね、町長の答弁にもあったかと思いますが、基本的にはね、そこを利用される周辺地域の所有者の方々が、まあ、以前からですね、当然、昔は、農作業等でですね、秋には道づくりをしたりとか、そういうことで維持管理をされてきたものであって、要は、こういう、例えば、この部分が払い下げをして欲しいとか、そういうことを事務的に処理するために、この条例を作ったということでございます。

〔平岡君 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、平岡君。

17 番（平岡きぬ糸君） なので、その窓口として、いろいろ、その里道に関わってですね、町民の方が、その、困っているとか、それから、こういうふうにしたいと思うんだけどという窓口としてね、ちゃんと対応していただければ、きちんとね、要求に沿って対応していただければということで質問いたしました。よろしくお願いします。

で、

〔建設課長 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、建設課長。

17 番（平岡きぬ糸君） えっ、回答はあるんですか。

議長（矢内作夫君） ある。

建設課長（上野耕作君） あのですね、そういう申請等ございましたら、きちっと適切にやっておりますし、対応させていただいております。はい。

〔町長 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、町長。

町長（庵途典章君） （聴取不能）受けてます。

この法定外公共物、里道、水路というのはですね、その、一応、国から町の方にですね、譲与がされましたけれども、実際、長年のもので、地域の中で、その関係者というのがあ
るわけですね。ですから、その申請というのは、当然、地域の中で、関係者の皆さんが、これはもう用途としてはいらぬとか、どういうふうにするということが、きちっとやっ

ばり、その同意をされて、それが一番基本なんですね。それによって、町に申請されれば、それによって、今度は、法的な手続きを、きちっとして、その用途にまた、変更して、払い下げるなりですね、また付け替えをするなり、まあ、そういう手続きを町がすることですから、まず、地域での、しっかりと関係者の同意を得るということ、このことをが、付け加えておかないと、ちょっと、勝手に個人が申請をされてですね、町は、そのとおりやりますよというわけではありませぬので。

〔平岡君 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、平岡君。

17 番（平岡きぬ糸君） はい、次に行きます。

3 項目目です。質問 3 項目目を行います。平和行政について伺います。

広島・長崎に落とされた原子爆弾は、一瞬のうちに街を破壊、廃墟に変え、21 万人の命を奪い、今なお 20 万人を超える被爆者を苦しめております。被爆者の方々は、核の恐ろしさを身をもって体験し、高齢化されておりますけれど、命の限り廃絶を訴えられています。

昨年 3 月、佐用町議会は、核兵器の廃絶に関する意見書を採択し、政府に送りました。また、同年 5 月の国連総会に向け、核兵器のない世界を求める国際署名に町長・副町長・議員の多数が署名し届けられたところです。5 月に開かれた核不拡散条約再検討会議では、核保有国を含む 189 の国々が核兵器のない世界の平和と安全を達成することを決めました。今それを実行に移すときだと考えます。改めて、そこで平和行政に対する町長の見解を伺うものです。

まず、1 つ目に、佐用町として核兵器廃絶・平和自治体宣言を行うことについての見解を、改めて伺います。

2 点目に、全国非核自治体協議会に加入することについての見解もあわせて伺います。

3 点目に、平和行政の取り組みについて、ヒロシマの原爆の子の像に折り鶴を供えるツアーは、旧南光町時代から取り組まれ、合併後も佐用町民の中に定着しつつあります。子どもなど、誰でもが参加しやすい事業として、町のマイクロバスを活用するなど支援をしてはどうかと提案するものですが、伺います。よろしく申し上げます。

議長（矢内作夫君） はい、3 問目、町長、答弁願います。

〔町長 挙手〕

町長（庵逄典章君） それでは、3 点目の平和行政についてということでの、ご質問にお答えをさせていただきます。

まず、このご質問は、平成 21 年 6 月にも、まあ、同様の質問がございまして、お答えをさせていただきました内容と基本的には変わっておりません。わが国は、第二次世界大戦後、再び戦争の惨禍を繰り返すことのないよう決意をし、ひたすら平和国家の建立を目指して、国の独立と平和を守る努力をしてきたところであります。これは、国民一人ひとりの願いであり、総意であるというふうに思っておりますので、あえて地方自治体が核兵器廃絶、また、平和自治体宣言をする必要は、私は無いというふうに考えております。

次に、全国非核自治体協議会に加入するというご質問ですが、まあ、今、申し上げましたように、核兵器廃絶、また、平和自治体宣言と同じく、この国の平和と独立は、

国としての大きな責務でありまして、佐用町のような自治体が、そのような協議会に加入するというについては、考えておりません。

次に、平和行政の取り組みで町の支援をしてはどうかということでございますが、旧南光町の時からの取り組みについては、住民一人ひとりが、それぞれの立場において、恒久平和への願いで様々な活動を実施されてきたことにつきましては、改めて敬意を表すところであります。しかし、これを町が行政として主体になって実施するという考えは持っておりませんが、多くの方々の活動として、例えば、今、お話の町マイクロバスの利用等の申請がございましたら、また、その点については、検討をさせていただきたいなというふうに思っております。

以上、簡単でありますけれども、お答えとさせていただきます。

〔平岡君 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、再質問、17番、平岡君。

17番（平岡きぬ糸君） 今まあ、自治体宣言は、前と変わらない。本当に前と変わらない回答だったんですけど、あえて、今回も、その回答があるかもしれないということを目測の上で質問しているんですが、それはですね、この3月11日に、東北、東日本の震災がありました。で、まあ、その後の関係で、特に福島第一原子力発電所の事故で、放射能の、その怖さというのが、非常に、改めて広島、長崎の原爆だけではなく、その、身近に、発電所である原子力発電所の事故で、非常にまあ、被害があるという、これからも後遺症が残るというような事態が起きました。

で、まあ、核兵器そのものは、それとは違って、破壊していくという、まあ、使用してはならないという、そういう、認識に改めてなったのではないかなと思うんですけども、そういう点では、この状態がね、去年、質問、去年と言いますか、21年ですから、一昨年になりますけれども、そういう事態から変わってきている中で、原子力に対してね、まあ、ほとんどの方が脅威を持っておられると思うんです。その最悪のものが核兵器なわけです。で、実際に世界で、まあ、そういう被害を負った被爆国というのは日本しかないんですけれども、そういった中の自治体として、実際に自治体で、そういう物をする必要はないと。国としての責任があるから、町としてやるべきではないとおっしゃっておりますけれども、具体的には、8割の自治体でまあ、数でもってね、言うわけではございませんが、事実として、兵庫県下でも8割以上の自治体で宣言をしています。

で、佐用町の周辺の町、インターネットでね、引いていただけたらよく分かるんですけども、地図が出てきて、その中で自治体宣言してないのは、佐用町ですね。空白になっています。で、県下で、その41自治体があるんですけど、その内、兵庫県下ですよ、37の自治体が自治体宣言しています。そういう実態もありますが、まず、いろんな行政の取り組みをしていく上で、そういう基本的なところでね、スタートに立たないと、いろいろと事業も展開できないと思うんですけど、去年、署名もされた経過もありますし、そこらへんも踏まえて、再度、基本的な考え方に変化はないんですか。

〔町長 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、町長。

町長（庵逄典章君） 3月11日の、この震災、大震災に伴うですね、福島の今の原発の

問題、これは、この核兵器とは、同じね、原子力ということで同じ、一体化されて、いうふうには、言われますけれども、これは全く、そのことによって、この核兵器とか平和に対する願い、こういうものは何も変わってないというふうに思っております。

また、基本的な考え方として、私は、今、申し上げているとおりでありまして、それができないと何もできないといわれますけれども、私は、この、例えば、宣言をする。核兵器廃絶、また、平和自治体宣言、こういう、その何か、それに反する自治体が逆にあるのかというと、私は、そういうものは、国内にはないと思っておりますし、これはもう、国として、佐用町も1つの、自治体の中の構成した自治体でありまして、また、国民一人ひとりも国民であります。国を構成している国民であります。その国民のいわゆる一人ひとりの願いであり、思いというものがちゃんとあってね、国が、そういう形で対応、今まで、恒久平和を、平和を守り核兵器についても、当然これは、使用についてね、国の見解としても、それを否定をしているわけでありまして、そういう中でね、なぜ、自治体個々がね、そういう宣言をしなきゃいけないのか、その基本的なところが、私は理解ができないということでもあります。

〔平岡君 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、平岡君。

17番（平岡きぬ糸君） それで、非核自治体宣言をしている自治体が、その協議会をつくっているんですけど、その決議案、紹介させていただいて、町長に対してね、何で、その宣言が必要なのかということなんですけれども、紹介したいと思うんですけど、最後の部分ですけれども、東日本大震災を乗り越えて、被爆国の自治体である私たちが、核兵器廃絶を訴えていくためには、非核自治体のネットワークをさらに広げていく必要がある。日本非核自治体協議会では、宣言自治体では、全加盟都市が一丸となって加盟促進に取り組んで、一番最後が大事なんですけれども、住民が安心して暮らしていける地域社会実現のために、今後とも途絶えることなく核兵器廃絶の努力を続けていくことを決議することで、そういう運動なんですけれども、まあ、原爆が投下されて、今年で66年目になるんですけども、そうして全国的に、目標ではなくって、実現できる可能性のある、世界から核兵器を廃絶していくという、そのために、佐用町として宣言することは、自分達は、こういうふうな立場に立っていますよということを公にするわけですから、それは、私は、大事なことだと思うんですけど、理解していただけましたか。

〔町長 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、町長。

町長（庵途典章君） ですから、今、答弁させていただいたとおりです。

〔平岡君 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、後4分ですよ。

17番（平岡きぬ糸君） まあ、いろんな考えがあるのはいいんですけど、具体的な取り組みの中で、ただ、いいと言いながら、それは関係者の方も高齢化しておりますし、その後

を受け継いで、これはなくしていくというのは、大事な仕事ですから、取り組んでいかなければならないという、私は、そういう立場にあります。

で、平和行政の取り組みの具体的な内容として、町のバスの活用について提案させていただきましたけれど、申請があれば検討したいということなんですけれど、これは、町のマイクロバスの管理運営条例がありますけれど、その規程でいくと、どれを、町長が必要と認めたというところでなんですか。その検討されるというのを、もう一步踏み込んで回答していただけますか。

〔町長 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、町長。

町長（庵逄典章君） そういう参加をされ、活動をされる方々ですね、多くの方々の活動として、私が、町長が認めると。町民の活動として認めた時に許可をするということになるのかというふうに思います。

〔平岡君 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、平岡君。

17番（平岡きぬ糸君） いいです。

議長（矢内作夫君） よろしいか。

17番（平岡きぬ糸君） はい。終わります。

議長（矢内作夫君） 以上で、平岡君の発言は、終わりました。
ここで昼食のため暫時休憩をしますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（矢内作夫君） はい、ご異議なしと認めます。
再開を、午後1時としたいと思いますので、よろしくお願いします。

午前 11時58分 休憩

午後 01時00分 再開

議長（矢内作夫君） それでは、休憩を解き会議を続行いたします。
続いて、9番、高木照雄君の発言を許可します。高木君。

9番（高木照雄君） 9番議席の高木照雄でございます。3点についてお伺いしたいと思います。

最初に、危機管理について、5月11日の午後、総務委員会を開いておりました。水防指令が出たということで、副町長も、そのを、離れますし、われわれも、それでは帰ろうということで、玄関前で松田消防団長と会いました。お互いに頑張ろうなと言うて分かれ

て、私は、お家に帰り、即、工員を使って、ビール箱を3つに積んで、その元にパレットを置き、そして製品を全部乗せました。中に入ってみますと、妻は、佐用チャンネルで、その河川の水位を見ておりました。私も、皆に、もう帰れということで帰らせて、私も家に入り、テレビを、放映を見ながら、よし、これひとつ書き留めてやろうということで、14箇所のモニターを全て、6時前から夜中の1時まで、全て書き留めました。それを書きとめながら、ああ、今回は、水は上がらないなと。といった、ぐっと上がれば、また下がる。上がれば下がるということで、これは安心だなと思いました。それも、私は、全部つけていく中で、見にくいところもあったかもしれません。20日の全員協議会、また、議員が出しているミニ回覧板言うんですか、ミニ広報ですね、そんなんには、カメラが暗かったとか、橋が暗くて見えなかったとかというのは、災害に遭ってない者が言うことであって、われわれ、ほとんど毎年のように、水の上がるものは、必ず、夜中にでも電ちゅうを持って川を見に行くんですね。その川を見に行くということが、どれほど恐怖を感じるか。町道に立って、まだ、道には、川の水が上がっていなくても、川を中心を流れている川は、自分の背丈ぐらいの所まで上がっております。それを見た時には、本当にこう、地獄だなと思う。それが、いつ、われわれの家の方に上がってくるんだらうかという心配で、必ず平福の人間は、川に電気持って見に行きます。

ところが今回は、このカメラがあったお陰で、本当に助かったなと。高木君、ええことやってくれたなと言うて、僕がしたんと違うんじゃないの。

先ほど、県が、ここまで力を入れてくれるということは、平福として、ほんまに喜ばないかなという意見をたくさん聞きました。ところが、この間の道の駅の総会で、土木の中村副所長は、もう9箇所、このカメラを設置したいと。町長も聞かれておりますけれども言われました。私は、これ、住民の声だと思うんですね。えかったと。本当に助かったという声が、そういうことしてくれたんじゃないかと思っております。

それから、危機感についてですけれども、平成20年の7月の28日に神戸の都賀川で5人の子供が水害に遭いました。そこは、即、赤色灯を設置しました。ところが、最近はその赤色が点いているのに、通勤者が、その河川道路を通って帰っておるんですね。それで、アナウンサーが、このまま通っておったら危ないんじゃないかって言ったら、上の道通るより、この道の方が早いんだと。危機管理のこと言うたら、そんなもん分かっておるわというような、危機管理というものが、どういうものかということをおぼえているような気がするんですね。日本人は。

それから、大日本震災の発生後、大津波の警戒と大津波警報が出た時、避難の指示が出た時にも、発生後、太平洋6県の県を調査した結果、2パーセントの避難者しか出てないということですね。これも新聞に載っております。

それから、5月の11日の佐用の大雨でも、避難勧告準備が出たんですけれども、1パーセントの人しか避難してないということが新聞に取り上げられております。私は、危機感というものが、やはりややもすれば、時期が経ったら忘れてしまうという人間のあれがあります。そのために、今から町長に問いたいのは、防災マップの作成について、13地域づくり協議会でマップが出来上っているのは何地区ありますか。また、140集落ある中で、何集落が出来上っているのか。

平成21年8月9日の大災害以後、町政として防災訓練、避難訓練等を実施してないような気がします。復興で手が回らないのなら、自治会や消防団と共に取り組むべきじゃないかと思えます。

また、9号台風で、川の底の土が盛り上がり、川底が上がっている状態であります。この前の増水の時も、今までの避難所では駄目だと思います。検討されていますか。

以上、質問させていただきます。

議長（矢内作夫君）

1 問目、答弁願います。町長。

〔町長 挙手〕

町長（庵途典章君）

それでは、高木議員からのご質問にお答えさせていただきます。

まず、危機管理についてということで、それぞれの項目のご質問をいただいておりますけれども、お答えをさせていただきます。

まず、防災マップづくりにつきましては、昨年5月の自治会長会で説明をして、その後、防災マップの必要性についての講習会を6会場で行い、延べ650名近い皆さんに参加をさせていただきました。また、マップづくりのお手伝いをしていく職員研修を2回開催して、管理職を中心に63名が、この研修を受けております。また、防災マップ実技講習会を11協議会で実施をして、127自治会の延べ800人以上の方々に、この参加をさせていただきました。この防災マップづくり、防災マップを順次進めているところでございます。

具体的に、マップが出来上がった所は、何地域かというようなところでございますが、まだ、完全にですね、出来上がったという所は、聞いておりません。まだ、それぞれ、かなり進んでいるところもありますし、また、地域によっては、まだ、これからという所もあるように聞いております。しかし、防災マップづくりは、仕上がりが第一目的ではなく、各自治会が地域の問題を皆で考え、皆で解決しようとする姿勢を作ることが第一の目的であろうかと思っております。各自治会の実情に合わせて地域の特色を生かし、無理なく作成していただくようお願いしているところでございます。

そして、決して役員などの主だった方々に、方達だけによる作成ではなくて、集落全員もしくは、世帯に一人は作成に参画いただくことを強くお願いをしており、防災マップの研修会や講習会を通じて、多くのみなさんに何らかの形で参画をしていただいておりますことは、今後の地域防災力向上の大きな礎となるというふうに確信をいたしております。

また、新田議員のご質問でもお答えをいたしました。防災訓練や避難訓練の必要性については十分に理解をいたしております。災害後、職員については情報伝達訓練を2回、今年6月2日に災害時の道路情報伝達訓練を国土交通省鳥取河川国道事務所や西日本高速道路株式会社などの関係機関が一堂に会して行っております。各自治会におかれましても、把握しているだけでも、防災訓練等を18の自治会で行っていただいております。

また、各小中学校においても水害想定避難訓練を地域づくり協議会などとともに実施をしていただいております。地域づくり協議会といたしましても、心肺蘇生講習やAED講習会、炊き出し訓練なども実施をされておりますし、消防団といたしましても、水防訓練等を毎年実施していただいております。このように、特別な、大きな形での訓練は実施をいたしておりますが、地域に根ざした防災訓練を、それぞれ実施していただいております。

また、昨年の防災マップ作成段階で見つかった課題をもとに、今年はより一層、実践的な訓練が、各地域で展開をしていただけるものと期待をしております。町といたしましても、これら地域の防災訓練を側面的に援助すべく、防災訓練等を実施していただく自治会には、まちづくり活動助成金に防災訓練助成として、わずかではございますが、1万円を上乗せするような予算化もいたしております。このように、イベント的な訓練ではなく、毎年実施し、継続していくことが地域防災力の向上に着実に繋がっていくものというふうに思っております。

次に、避難所の件であります。町としての避難所につきましては、指定避難所として小中学校10箇所を選定いたしております。ご質問の避難所は一時避難所のこと、ほと

んどの自治会が集会所等を指定されておりますが、昨年から実施いたしております防災マップ実技講習会等を通して、地域の方々と避難所の安全性も含めて協議、検討をしていただきました結果、今まで地域で避難所に指定されていた集会所や公民館に危険性があるという地域におきましては、一般の安全度の高い民家を避難所とするような具体的な協議もなされております。このように、個人の住宅を一時避難所に指定するというようなことは、町行政では対応することのできないような場所でも避難所に指定するというようなことは、確実に地域防災力が向上している証だというふうにも考えております。

以上、最初のご質問に対しまして、簡単でございますが、答弁とさせていただきます。

〔高木君 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、1問目、再質問、9番、高木君。

9番（高木照雄君） 9番、高木です。防災マップづくりなんですけれども、昨年5月に町で講習会をしたということをおっしゃっていただきましたけれども、平福で初めて、防災マップづくりをしたのが5月の24日です。今年、私は、別に、そのマップを早く作れと言うんじゃないんですけれども、やはりお互いに、水害が起きて一年半も過ぎてから、この防災マップづくりをやって、もう忘れていくことが多いと思います。やはり、即ち思い出して、ここはこうだった、ここはこうだったということ、皆で寄ってしなくては、もう皆、慣れてしまって、集まった者も忘れてますよ。各集落で、5、6人ですわね。やはり、もっと本当に、あの（聴取不能）のない、9号台風の、あの苦しさ、あの悲しさを思うなら、もっと早く積極的に役場が指示して、作るべきだと、私は、思います。

確かに、この間は、県のOBの方が見えました。私は、必要ないです。あんな人は、われわれの力でやればいいんですよ。あれ、あの12月のあれでしたかね、NHKの（聴取不能）あの時に、私が一般質問しましたね。ある教授が偉そうに言うたいうて、言いましたね。そのとおりなんです。何も、頭だけで勉強した者が来て講習するんじゃないしに、実際に、そこで戦った者が作ってこそ、本当の物ができるんじゃないですか。ただただ、つくったらいいという、皆で、作るんだと。その気持ちはよろしいよ。だけど、学者が来、教授が来て、偉そうに言うて作ったところで、その地区の所は、地区の者が、一番良く知ってますよ。

僕はね、そういう、同じマップ作るんでも、そういうマップ作って役立てるといことですね。それは、前の、この一昨年前の8月の、その水害にしてもですよ、皆で助け合っ、平福などはやったんですよ。それを皆さん、ご存知だと思っんです。住宅の方は、ちょっと、地域の公民館の中へ、早くから避難させる。いろんなことしてやって、皆でやって、何もマップを作らなくても、そのことはできておるわけですね。

だから、同じマップを作るんなら、そういったかしこまった物ではなしに、地域の者が出て、ここはこうだ。ここはこうだと言って作れば、もっといいマップが、私は、できると思います。

まあ、それは今、一生懸命、13地区で取り組んでもらっ、ということなんで、でも、残念なのは、1年も過ぎて、まだ、できてないというんは、私は、残念だということ。

それから、避難所についても、この災害応急対策計画ということで、風水害編に、この出ております。小学校とか、いろんな所のこう、ここは危険だから駄目だというようなこう、防災も出てますけれども、やはり、これに変わるものを、早く見つけて、避難所としてする所を、考えて、私は欲しいと思っんです。

まあ、今、そうして、町も挙げて、マップづくりに取り組んでおられるんで、それ以上

のことは申しませんけれども、まあ、できるだけ、地元にあった、地元の者が見ても分かるマップづくりをやっていただきたいと思います。

第1点目は、終わります。

2点目、

〔町長「答弁、いらんのんですか」と呼ぶ〕

議長（矢内作夫君） よろしいか。

〔町長「ちょっと、それは答弁もさせてもらわない」と呼ぶ〕

9番（高木照雄君） ほな、これは、答弁どうぞ。

議長（矢内作夫君） はい、町長。町長、答弁。

町長（庵逄典章君） いや、もう、この防災マップの目的なりですね、については、今、高木議員がおっしゃったとおり、地域の方達が、自分達の手で、自分達の体験や、また、地域の今までの長い、その中で、いろいろと蓄積された知識をもってですね、一緒に作って頂くということで、作っていただいているわけでありましてね、決して、そうした形式的なものを作ろうということではない。本当に実践的なものを作ろうということで、取り組んでいただいております。

それから、県から来ていただいている、そういう助言していただくサポーターもですね、この人たちも学者ではなくって、実際長い、そういう防災関係や、そういう、その仕事に携わった方が、皆さん方の質問があった時に、いろいろと助言をするために来ていただいておりますんであって、その人達が、全てこうしなさい。こう、ああしなさいということで、決して作っておりませんし、それから、今、高木議員、その何か、全然、町の方で、取り組んでない。遅いというふうに言われるんですけれども、この昨年の5月に、自治会長会で説明し、その後ね、そういう講習会もして、各地域では、それぞれ取り組んでいただいているわけです。で、平福地域が、当然まあ、平福も非常に大きな水害があった中でね、皆さんも非常に関心も高いだろうし、その必要性も持っておられる。非常に高い物を持っておられると思うんですよね。ですから、そういう中で、今年の5月に、初めて、今、そういうその、実際の協議会、話し合いをされたと、取り組みをされたということなんですけれども、それは、地域の皆さん方の、それぞれの実情もあろうと思いますけれども、町としては、今言うように、自主的に、そういう形で、皆さんで、取り組んでいただきたいということを、ずっとお願いをしておりますのでね、その点については、特にまあ、平福におきましても、においてはですね、高木議員の方も、地域において、皆さん方に、その趣旨というものの、リーダー的にですね、また、対応していただければ、非常にありがたいなというふうに思います。

〔高木君 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、高木君。

9番（高木照雄君） 1回目の質問は、終わりと言いまして、また、盛り返して申し訳ないんですけれども、次に進んでいないので。4月の22日に、初めて、平福、やりました。

私はもう、ずっと前から、幕山とか、三日月の本郷、あの奥で、そのマップづくりはやっている。地域の方が見て回ってやっているという時期がありましたね。佐用チャンネル、流れていた時期が。その時から、私は、平福の自治会に、何とか、早くやれと。余所は、やっておるんじゃないかという話もしました。でも、それ以上、進むことなく、この4月の24日に初めてやりました。その後、結果どうなっておるかは、聞いておりません。

まあ、そういうことで、私の言うのは、できるだけ早くやって欲しいということですね。だから、今、川の土砂の上がっているということを言いましたけれども、私とこらで、だいたい1メートル上がってます。見に来てもらったら分かります。だから、県の人が、上がった所もあれば、下がった所もあるということ。私とこらは、全部上がってます。間違いなしに。でも、私は、県の人が、一生懸命やってくれているんだから、何とか、早く工事済めば、あそこが直るだろということで、辛抱しております。

まあ、そういうことで、町長も、平福も、13地区でやっているんだから、見守ってやってくれということなんで、私も協力して頑張っていきたいと思います。

それから、次の水防のあれについてですけども、この役場から出してあります佐用町水防マニュアルの、これにつきましては、職員とか何かについては、ピシッと書いてあります。ところが、1号、2号、3号と出た時に、防災無線で言われても、町民は、何号が、どんなことだろうか。何がどうだろうかということは、分かりにくいと思うんですね。だから、1号が出たら、役場の、こういう本部を作るんだとか、2号が出たら、こういう仕事で、消防団を集めるんだとか、3号が出れば、役場の職員が、各地区を見て回るんだとかいうような、何とか広報で、こういった取り組みをしてもらえないだろうかと思うんですけれども、どうですか。

〔町長 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、町長、答弁。

町長（庵逄典章君） この水防指令についての、今、いろいろご意見、ご質問をいただきましたけれども、この件は、先ほどの、笹田議員からのご質問でも、それぞれ同じような趣旨での答弁をさせていただきました。

まあ、あの、やはり、今言われるように、それぞれ関係者においてはですね、十分理解していても、放送した時なんかでも、町民の方々には、なかなか紛らわしい。分かりにくい点があります。また、私達関係者においても、この水防指令ということと、水防警報というのをですね、非常にまあ、紛らわしいという点もあるんですけれども、これは、やはり、それぞれ発令される所が違いますし、まあ、その範囲が違いますのでね、これは、そのことを前提に、やっぱり、今、言われるように、分かりやすくですね、また、皆さんに分かっていただく努力が必要かというふうに思っております。

まあ、今後、また、そういうことで、特に、関係者と、広域としての消防団とかですね、そういう方達には、やっぱり専門的に、やっぱり分かっていただく必要性もありますので、そういう機会、消防団の方々に、いろんな話しをさせていただく機会にですね、もう一度、こういうことについての説明をしておくということも、当然、必要だというふうに思いますし、まあ、町民の皆さんに対しましては、まあ、広報や佐用チャンネルなどの、そういう、その機械を使ってですね、その用語の解説なり、その関連情報に関しての町民への理解をしていただく説明ですね、そういうのを実際に行っていきたいと。そういうことによって、スムーズな、町民の皆さんにも、対応を取っていただけるようにですね、努力をしなければならぬというふうに思います。

9番（高木照雄君） まあ、よろしくお願ひします。

それから、3項目目の身障者トイレについてですけれども、私、このやつを出して、原稿を出して、尾崎さんに玄関付近にはトイレがないんやけどと言いましたら、高木さん、1階にあるんですよと言われた。本当に、僕は、恥ずかしいです。役場へ来て、何年になるか分かりませんが、あそこに、身障者トイレがあったということは知りませんでした。えらい、申し訳ございません。ところが、見てみれば、看板もついてないんですね。身障者トイレの。それで、私らが、なかなか1階には入ることないと思うんですけれども、やはり、あそこに看板をつけて欲しいということ、一番に思っております。

それから、なぜ、この身障者トイレを、役場の自転車置き場の前に作って欲しいというあれを出したのは、実は、総務委員会で、2月に高知の方に研修に行かしてもらった時に、高速道路が高知まで、全線開通しました。あるパーキングエリアで、仮設のような、表側は、プラスチックというか、鋳物というか、簡単な物で、場外に建てておりました。中は、きちっとした正式なトイレでした。そのパーキングにも、1つはあるんですけれども、やはり、高速は、開通しますと、やはり1つでは足りないということで、3つの仮設トイレが、よく見える所にできておりました。私も、議長なり、また、他の総務委員会の者に、おおい、いい物があるんだ。これ見ようやいうてみて、そこに、掃除しておられた方に聞いたんですけれども、値段の方が分かりませんでした。

私は、一番に、それを見た時に、帰って町長にお願いしたいなと思ったのは、自転車置き場、この庁舎内じゃなしに、自転車置き場のよこしぐらいに、1個くらい作って欲しいなと。と申しますのも、本当にこう、身障者を連れて、どこへ行くんにしても、トイレというのが、一番なんですね。だから、まあ、私の家内のこと言うんもおかしいですけれども、私の家内は、出たら、水は一滴も飲みません。やはり、自分のトイレということ、いつも気にしております。だけど、昨日、一昨日ですか、日曜日ですね、たつのに行きました。たつもの市役所の前には、ピシッと外に大きなトイレが。矢印も出ておりますし、誰が見ても、分かるような仕組みがしてあります。

（聴取不能）ことに、やはりこう、ああいう、ここで来れば、駅にもないし、役場の前にもない。日曜日でしたら。まあ、マックスバリュとか、ああいう所へ行けばいいんですけれども、必ず病院でも、病院とかマックスバリュとか、そういった店へ、大きな店へ行ったら、確かにありますので、探すんもよしですけれども、佐用町も合併して、大きな佐用町でございます。やはりこう、佐用町へ来られて、役場の前に行けば、身障者トイレがあるよというようなことができれば、私は、本当に満足できるんだらうなと思うんですけれども、町長、いかがですか。

議長（矢内作夫君） はい、町長、3問目、答弁。

〔町長 挙手〕

町長（庵途典章君） まあ、3問目の身障者トイレということについての、いろいろとご質問なりご意見いただきました。

お答えをさせていただきますけれども、私も、そういう方々ですね、身障者の方が外出された時に、トイレのことっていうのは、本当に、一番、気にかかる。心配されるところだと思います。

まあ、そういうことが、少しでもですね、どこにでも使えるようにする。できれば、一番、その方たちが、安心されるというふうに思いますけれども、トイレにつきましては、

その、当然、管理も、気持ち良く使っていただくためには、きちっとした管理も必要ですし、安全も確保しなければなりません。そういうことで、これまでも、今、役場の庁舎にもですね、以前から、そういう身障者用のトイレを設置したということについては、高木議員も、今まで知らなかったというふうにお話しですけども、本庁舎の改修時にですね、1階のトイレに、どなたでも利用していただける身障者トイレとして、既に、整備もいたしております。

また、庁舎だけではなくてですね、教育文化施設や社会福祉施設などの、要するに、公共的施設については、これまで、福祉のまちづくり条例も制定をいたしましてですね、住民の、そういう身障の方々を含め、住民の皆さんに利用のしやすい施設整備を進めてきたところでありまして、身障者トイレも、それぞれ設置をいたしているところでございます。

今まあ、ご要望の、庁舎玄関付近においてという、公衆トイレとしてのですね、公衆トイレとしての身障者用のトイレの設置ということについてのご要望ですけども、当然あの、今後、役場等の周辺整備、この施設、この庁舎等の整備をね、当然、行うような機会があれば、当然まあ、そういう面、ことも考慮に入れて検討しなければならない課題ではあるかと思っておりますけれども、今のところはですね、そうした、トイレが、それぞれ近くにありまして、そういう管理の面で、使いやすく工夫する形で対応をさせていただきたいというふうに思っております。

まあ、敷地内と言いますか、ちょっと回るんですけども、同じ、文化情報センターにも、設置をしておりますし、文化情報センターは、土日も開館をいたしております。

また、役場庁舎につきましてはですね、休み。土日については、管理のために庁舎を閉めておるわけですけども、来場される方につきましては、玄関にインターホンをつけて、日直者を置いて、トイレの使用等を含めてですね、様々なご要望にお答えが出来るように対応をしているところであります。

ただ、今、ご指摘のように、そういう、その案内ですね、どこか分かるような案内板、看板とか案内が不足、ないという点について、この点は、やはり改善をしなければならぬというふうに、私も思っております。

まあ、そういう点で、できるだけ、そういう改善もして、皆さん方に、安心して使っていただけるように、最低限の町としての対応をして参りたいと思っておりますので、ご理解をいただきますように、お願いします。

〔高木君 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、再質問、高木君。

9番（高木照雄君） そうして、あの、まあ、できる時には、またつくりますということ。ところが案内板につきましては、必ずいたしますという返事をいただきましたので、役場へ来られても、ここへ行けば身障者トイレがあるんだという目印ができれば、またその、安心感もできると思います。まあ、無理なことを言いましたけれども、できるだけ早く作っていただくことをお願いして、これで終わります。どうもありがとうございました。

議長（矢内作夫君） はい、以上で、高木照雄君の発言は終わりました。

続いて1番、石堂 基君の発言を許可します。はい、石堂君。

1番（石堂 基君） 1番、石堂です。私は、今回、1点のみについて質問をさせていただきます。

現業職員にかかる給料表の条例化問題について行います。

昨年の3月議会において条例改正が行われました、現業職員に適用される給料表の条例化については、適用職員との十分な協議・合意が必要と考えられます。しかしながら、その後の対応も不十分なまま、同年11月には、この条例の一部改正も強行され、その当局的対応について、労働組合法違反事件として兵庫県労働委員会に組合側から申し立てが行われています。そこで、次の項目について伺います。

1 番目、上位法令及び各通達を無視してまでも条例化を行った理由は何ですか。

2 番目、現業職員給料表の条例化について県市町振興課の指導を仰いでいると思いますが、その時期及び内容について明らかにされたい。

3 番目、県労働委員会における審査経過及び今後の見通しについて示されたい。

4 番目、同委員会が求めている当事者間での自主的な和解に向けた取り組みについて行われているようであれば、示していただきたいと思います。

以上、質問とします。

議長（矢内作夫君） はい、町長、答弁願います。

〔町長 挙手〕

町長（庵逄典章君） それでは、石堂議員からのご質問にお答えをさせていただきたいと思います。

現業職員にかかる給料表の条例化問題ということでございますが、まず始めに、ご質問の中で、昨年11月に条例の一部改正が強行されたというふうに述べられておりますけれども、実際には、佐用町職員組合現業評議会との交渉の場において、現業評議会の代表である議長をはじめ、出席していた役員の了解を得て、上程をさせていただいたところでありますので、その点については、改めて確認をいただきたいと思います。

それでは、項目の1から4番までの質問について、お答えをさせていただきます。

まず、第1項目目ですが、法令や通達を無視した訳ではなく、地方分権の進展に伴い、行政の説明責任が重要とされる中、住民の視点に立った行財政運営は、職員がその職務を精励するためにも、職員の給与は住民の理解と納得を得られるものでなければならないと思っております。

昨年の3月の定例議会で提案説明をさせていただいたとおり、コンプライアンス意識をしっかりと持って、全ての職員の給与等に関する事項を、1つの給与条例に規定し、議会の議決事項として位置づけさせていただき、しっかりと、民意を問うていきたいというふうに考えたからでございます。

次に、2番目の県市町振興課等の指導についてということでございますが、平成22年の、この3月議会に、本条例改正案を上程後、その事態を、上程を知った県市町振興課から、条例化自体は直ちに違法とはいえないが、十分な労使との話し合いが必要と受け止められる助言がありました。その後も、技能労務職と一般職との法制度上の違いを認識した上で、組合に対して丁寧に説明し、理解を得るよう、助言があったところでございます。

それ以後、組合に対して趣旨説明、協議・交渉を幾度となく繰り返して、理解を求める努力を重ねてまいりました。

次に、3番目の事項でございますが、昨年の6月10日に現業評議会が兵庫県労働委員会へ申し立てをし、8月から本年の4月まで労働委員会において計6回の調査が行われました。

兵庫県労働委員会で争点となっているのは、条例化が違法かどうかということではなく、

条例化が団体交渉事項であるか、町長の管理運営事項であるか。仮に団体交渉事項であれば、昨年4月と5月に行った団体交渉において、町が誠実に対応したといえるかどうかであります。

その後、今月の6月10日に、申立人側の審問が行われる予定でありましたが、それまでに進めてきました自主的な和解に向けた取り組みの結果、6月6日に私と申立人の現業評議会議長と確認書を取り交わし、これをもって労働委員会から同様の和解案を提示いただき、和解の方向ですめることといたしたところであります。

しかしながら、現業評議会は、確認書を交わしたにもかかわらず、労働委員会の場において突如、和解にあたり新たな条件を申し入れて来ました。その結果、労働委員会から和解案も示されず、再度、審査計画書が提出されたところであります。

今後は、その審査計画書に基づき、6月30日に、申立人側1名と被申立人側2名の審問、7月28日には申立人側2名の審問が予定をされ、9月14日に結審、来年の1月頃に命令書が交付される予定になってしまいました。

最後の項目でございますが、自主的な和解に向けての取り組みについて、4月に行われた第6回調査のあと、佐用町職員組合からの提案もあり、自主的な和解に向けての協議を重ねてきたところであります。当初、職員組合より提示された和解案を基に、町が作成した和解案を現業評議会に提示し、その内容について説明をいたしました。その後、現業評議会内部での協議が行われて、現業評議会からの和解案が提示され、職員組合役員の立会いのもとに、双方が和解案についての協議を行い、先ほど申し上げましたとおり、6月6日に労働委員会での和解を前提とした確認書を取り交わしたところであります。

しかしながら、ご説明申し上げましたように、現業評議会は、組合員全員に諮った上での判断であると説明し、和解に向けて、町長である私と取り交わした約束を、事前に何の説明もなく、いきなり労働委員会の場で自ら破られたことは誠に残念で遺憾に思っているところでございます。

以上が、この問題に対する答弁であり、説明とさせていただきます。

〔石堂君 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、再質問、1番、石堂君。

1番（石堂 基君） それでは、再質問をさせていただきます。

まず1点目の方の、昨年11月の条例の一部改正が強行であったか否かについて、まああの、当然、現業職の役員と合意をしていた内容であったにも係わらずというような発言がありました。このことについては、ちょっと、後段また、質問なり意見の交換をしたと思いますので、後に譲ります。

2つ目の、県の市町振興課の指導内容についてですけれども、これはちょっと、あの、そのような旨の発言があったというんじゃないし、もう少し確にいうんか、明確に、時期と、その内容について、言質も含めてお答えをいただきたいので、総務課長の方に質問をさせていただきます。

今の町長の答弁でいきますと、当然のことながら、法律的な違反はないと。ただ、十分な話し合いが必要であるような内容の話があったというふうに、非常にぼやけた内容なんですけれども、言葉として、この行為自身が適正であるかないかというふうなことは、当然、私は、質問する側、あるいは町の側から尋ねえと思うんですね。法律違反はないにしても、これが、適正であったかなかったかというような、県の発言、指導はあったのか、なかったのか。これは、あの、多分、この公式な議場の場の発言内容になりますので、後々何か

に利用される可能性もありますので、厳密にお答えをいただきたい。それから、その時期ですね、それについて、お答えをいただきたいと思います。

〔総務課長 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、総務課長。

総務課長（坪内頼男君） 県からの、その電話につきましては、私が、対応をしました。で、その中で、町長が答弁されたような内容ということで、私は、理解しました。と言いますのも、それは、電話のやり取りです。県の方から、このことについて、こういった見解を、県は、県の市町振興課は持っていますというような、文書とか、そういうものではありませんでした。

私が執務中に、県の方から、そういう現業職の給料表を条例化していることについて、県の方から電話があった内容につきましては、電話でやり取りした内容です。で、その中で、私は、町長が答弁しましたように、その違法性については、県は、申されませんでした。そういう中で、私も、そこで、その条例化については、組合と、現業職というのは、法の適用が異なると。異なる部分もあるということで、現業職と、よく話し合いをするよということ、私は、そう電話では受け止めました。以上です。

〔石堂君 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、石堂君。

1番（石堂 基君） これは、じゃあ、法的に違法かどうかという判断を伺ったとか、あるいは、それについて、県が示したとかという内容ではなく、まあ、よく、その対応職員というのが、いわゆる自治法の関係から言えば除外職員になりますので、対応職員組合と、当該組合と十分な協議を行ってくださいねというふうな内容だったというふうに聞き取ったので、まず、それは1点、確認として残しておきたいと思います。

で、あの、更に申し上げれば、この点についたら、県は、私、11月の時にも申し上げたかなと思うんですけども、県の労働組合の代表者と、県の市町振興課、これは年に数回か、交渉なり協議というものを、労使ですね、県レベルでの労使ということで、確認作業のために交渉を持っています。で、そのことについて、昨年3月の17日ですけども、やり取りがあります。具体的に、これは佐用町の事例を出してですね。これはもう、総務課長、ご存知だと思いますけれども、春闘期の市町振興課交渉ということのタイトルになっていますけれども、その時に、市町振興課は、前段があるんですけども、主要な部分だけ申し上げます。

この給与条例で定めることは、適正でないと思います。これは、市町振興課の発言ですよ。で、まあ、あの、前後の文脈がありますので、まあ、この今、私が申し上げたところだけに疑義があるのであれば、またあの、答弁の時に言っていただいたらいいと思うんですけども、まあ、これひとつ、記憶というか、発言として残しておきます。

で、再質問の関係で、3つ目の関係なんですけれども、県の労働委員会に対する審査経過と今後の見通しということで、お尋ねした内容で、6月の6日に当該組合との合意が確認されたにもかかわらず、次回の、6月10日ですか、労働委員会に新たな要求か、内容案を持って組合側が出してきたというふうな内容だったんですけども、その内容について少し、教えていただきたいんですが、6月の6日に、町長と組合の代表者とで交わした

確認書の主な内容。それと、6月10日に新たに組合側が示してきた内容の違い。その点について、端的に説明をお願いします。

それと、もう1点、この県の労働委員会、昨年の6月に出されてから以降、町の方は、まあ、専門家の意見なり知識ということで、弁護士の方を活用されていると思いますけれども、この弁護士が何名で対応して、で、労働委員会に対して、まあ、回数ですね、準備書面なんかの提出。尋問は、これから始まるということなんで、その作業が、延べ、これまで何回だったんか。で、それに要した費用ですね、これについて、明らかにしてください。

〔総務課長 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、総務課長。

総務課長（坪内頼男君） まず、1点目の6月6日の確認の内容ですけれども、それにつきましては、労働委員会の方に申し立てされた、いろんな現業の申立事項を、労働委員会の方で整理をされました。その整理というのは、労働、現業職と、申し立て人の現業職と町の争っている争点、それを整理をされました。その争点は、町長が答弁しましたように、この条例化そのものは、違法ではないと。違法、条例化そのものを問うんじゃなしに、その条例化するということが、行為が、団体交渉事項であるかどうか。団交事項であるかどうかと。もし、団体交渉事項であるんだったら、その後、町が、現業職と交渉した主な、2回、交渉しているんですけども、それが、誠実にされたかどうか、まあ、そういう内容が争点になりました。

で、このことにつきましては、団体交渉事項であるかどうかにつきましては、非常にこう、考え方、見解が異なるところです。で、これを越えることは、難しいという判断の中で、双方が、双方の立場を理解しあって、確認をさせていただいたのは、その問題については、今、国会でも議論、上程をされているという、公務員の、国家公務員、それから地方公務員、公務員の労働条件に対する交渉権、協約権、そういうものの、枠組みを、出た中で、それで、そのことをよく研究して、協議して決めましょうと。そのことで、その、お互いの確認書を交わさせていただきました。

で、後、その労働委員会の6月の10日の内容ですけれども、その和解、そのことで、その確認書を元に和解するという条件として、労働協約。労働協約2件要求されています。それは、給与に関する、現業職に関する、給与に関するを協約化すること。それと、事前交渉、それを協約化すること、その2件に対応できなければ、その2件を条件としてでないといと和解できないという、そういう新たな申し出をされました。

議長（矢内作夫君） 弁護士の件。

総務課長（坪内頼男君） 弁護士につきましては、常時、町の弁護士の、事務所の方の弁護士としては、1名、先生に対応していただいています。弁護士事務所としては、町の顧問弁護士事務所の藤田弁護士のところに依頼して、1名、常時1名対応していただいています。

その経費につきましては、弁護士費用ですので、着手金。それと、後、こういった紛争というんですか、事件が終了時に報酬、成功報酬という形で支払う。そういった内容で対応させていただきます。

〔石堂君「具体的には」と呼ぶ〕

総務課長（坪内頼男君） 着手金の金額ですけれども、31万5,000円ということで契約を結ばしていただいています。以上です。

〔石堂君 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、石堂君。

1番（石堂 基君） 弁護士費用の関係でお尋ねしますけれども、あくまで着手金が31万5,000円。見込みとして、労働委員会の委員会。県の委員会であれば、概ね1年間で終了する、だいたいの場合しますよね。で、見込みとして、中央労働委員会まで見込んでいるのか、県段階で止まるというふうに見込んでいるのか。それで、県段階で止まるとなれば、その1年間の経費として、成功報酬というものは生じませんけれども、精算的に、どれぐらいの経費が見込まれていますか。

〔総務課長 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、総務課長。

総務課長（坪内頼男君） この労働委員会に申し立てにつきましては、昨年6月に現業評議会の方から申し立てをされています。

で、経費についての補足ですけれども、22年度の調査につきましては、5回調査をされています。で、その着手金の費用として、31万5,000円と、いろんな実費もありますので、それらと、それから、弁護士の旅費等、そういう物を計算すると、37万4,000円支払いをさせていただきます。

で、23年度につきましては、今まで、2回、6回、7回の審問をしておりますが、今後、予定されているのが、審問として、結審まで3回という予定をされています。そういうものの経費の見込みとして、47万ほど見込んでおります。合計すると、2年で、今のところ、中央労働委員会とか、そういうことにつきましては、そういう予算は見込んでおりませんが、今の現状の予算としては、2年間で85万ほどの経費を見込んでおります。

〔石堂君 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、石堂君。

1番（石堂 基君） 分かりました。

和解に向けた流れの中で、同意書を一旦交わしたにも係わらず、組合側から、また新たな協約締結の申し出が出たということで、これはまあ、別に問題じゃなしに、協約あるいは、その交渉、事前交渉について、事前にルールづくりなり、書面で、そのことを、ちゃんとルールとして残しておくというのは、別に法外な求めではないかなというふうに思うんですけれども、まあ、これ当然、当局と組合側との交渉事項ですから、とやかく言える立場ではないんですけれども、少なくとも、その、組合側は一旦確認書を町長と交わしたということは、この問題について、一定のけりをつけようという姿勢はあったというふうに、私は、感じるんですけれども、そのあたりは、町長、対応されてて、どういうふうに思われてます。

〔町長 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、町長。

町長（庵途典章君） 組合の方もですね、こういうふうな紛争がこう、ずっと続いているというような状況の中で、実際、職員として勤めていること自体も、組合員自体もですね、非常にまあ、いろいろと心に重たい物を持ってますし、もっと気持ち良く、やっぱり実際に職務に当たりたいということで、こういう紛争なり提訴しているような状況は、できるだけ早く解消したいと。それは、現業評議会に入っている組合員の皆さん、何回も、その、寄った時にも大多数の人が、皆、そういう気持ちを持ってですね、当たって来たと。ただまあ、一旦こうして提訴している以上、なかなかまあ、それを収束、訴訟なり、こういうものを取りやめるなり、まあ、これで解決するにはですね、それなりのやっぱり手続きがあるということで、何回もまあ、そういう話し合いをして、まあ、組合、佐用町の町職員組合も一緒にまあ、協議、相談に乗ってですね、少なくとも、早く、こういう状態を終息させるために努力をしてきたわけでありまして、で、6月の6日に、こういう確認案を作るにも、それぞれ、組合側の言い分も取り入れてですね、お互いに、これは、実際に、納得のできる、まあ、今後、きちっと誠意持ってお互いにやろうという、まあ、そういうその、信頼関係もきちっと作っていくということの前提の中でですね、確認をしたわけです。

で、これは、現業評議会の議長だけじゃなくって、役員も同席であってですね、実際に、もうこれをもって、もう労働委員会の方に、どちらからも出すということで、お互い、署名をして、確認書を取り交わしたということで、私は、これで、まあ、今後当然ね、こういう組合との、その関係というのは、当然、使用者側と労働組合側というので、ずっと続くわけですから、それは、ここで切れる、縁が切れるわけでも何でもありません。

ただ、この問題についての解決、これについては、きちっと、そういう確認ができたというふうに思っております。

で、その中でね、やはり、今言われた、新たに付け加えたことが大したことではないと。問題にすることではないじゃないかというふうに言われますけれども、通常これ、社会通念として、契約したものを、確認したものをですね、新たに、そこに条件を、どんなことであれ加えていくということが、これは、やはり、これは全く信頼関係が損なわれてしまうということ。これはまあ、組合であろうが、一般社会の中でね、契約、会社、民間の契約であろうがですね、それは、やはり、しっかりとですね、その交わしたことの重み、大切さ、それはやっぱり、この評議会の組合員の皆さん、また、特に議長ね、これはやっぱり、もう一度、考え直していただかなければならないと。

ただ、その内容について、確かに、そういうことについては協議はね、話し合いは、当然、話し合いは、今後して行って、それが必要なら、まあ、そういうことも話し合いをしていきたいと思いますということを前提にしているわけですから、それをしないと、新たに付け加えてですね、和解をしませんよというような話になるとですね、いくら話したって、次々と、条件を今まででも、それに加えていくというような考え方であれば、もう話し合いをしていく、誠意がある前提というものがなくなってしまうということに、私は、一番、残念に思ったところでございます。

〔石堂君 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、石堂君。

1 番（石堂 基君） あ、私、一般質問している立場を明らかにしますが、決して、組合側で、あるいは組合側の意向を酌んで、ここで発言しているものでもありません。まあ、後段の質問で、明らかにしますが、そのあたりは、取り違いをしないように。ですから、組合の対応の仕方について、私に、異論なり言われても、私も答弁する立場ではありません。

ただ、あの、町長がね、答弁の中で、確認書について、言われたように、今後における、その公務員制度改革の状況なんかもある程度、鑑みて、双方が検討協議していくという、その範疇に、この労働協議、ああ、失礼しました。事前協議であるとか、協約というものが入ってくると思うんで、そこは、そんなに門前払いしなくて、あるいはその、紳士協定に違反しているじゃないかというような受け止め方じゃなしに、その協議の中の一環やということで、僕は、捉えたらいいんじゃないかなと。そして、協議を進めるなり、確認書について、再度、その実効性を求めていくというような立場で行動されたらいいんじゃないかなと思います。まあ、そのことは、労使間の問題ですから、私が立ち入るところではありませんので、止めておきます。

で、ええっと、問題の本質というんですか、この質問の本旨たるところをいくのに、確認として、これまでの、この事実経過。昨年3月以降の内容について、少し確認をしたいのですけれども、まあ少し、事務的なところがありますので、主には、総務課長の方になるのかなと思います。

まず、この、今回の問題の、一番の発端ですね、であの、地方自治法、いわゆるその、条例化して、住民に真意を問うていきたいと。公明正大にこう、明らかにしていって、真意を問うていきたいということで、その根本である職員の給与について明文化されているところの、自治法の確認から、私、行きたいんです。と言いますのも、私持っている自治法は、2002年版でして、かなり古うございます。で、当然、これを条例化するに当たって、その根拠として持たれているのが、自治法の204条ですか。204条、給料、手当及び旅費並びに、その支給方法。条例で、これを定めなければならない。というふうになっております。

で、確認をしたいんですけれども、その中で、いわゆるその、今回、対象となっている現業職員については、この204条の規程から除外をされている。これについて、当然まあ、当時の総務省、自治省ですか、から通知が出ている。いわゆる204条の適用外の職員であるということは、間違いありません。総務課長。

〔総務課長 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、総務課長。

総務課長（坪内頼男君） はい、204条は、条例で定めなければならないと決められており、現業職については、その公営企業法、関係労働法、その適用を受けるというように規程されています。

〔石堂君 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、石堂君。

1 番（石堂 基君） 少し、間が飛んでしまったんで、補足というんですか、確認ですけ

ども、いわゆる現業職の職員については、この自治法 204 条の適用外である。更に言えば、地方公務員法第 57 条によって別に定める、先ほど総務課長が言われた、地方公営企業法、まあ 38 条の準用すると。これの準用対象の職員、あるいは、職員団体というのは、言い方変ですね。対象の職員になるということは、これは間違いないですね。

議長（矢内作夫君） はい、総務課長。

総務課長（坪内頼男君） はい。それは、間違いないです。

〔石堂君 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、石堂君。

1 番（石堂 基君） それでは、その対象となる職員の給与。給与ですね。の種類及び基準については、これは、条例で差し支えないんですけども、それ以外のものについて、規則で定めなさいというふうに各種通達が出ているというのもご存知ですね。

〔総務課長 挙手〕

議長（矢内作夫君） 総務課長。

総務課長（坪内頼男君） 公営企業法の中で、種類及び基準ですか、それを定めなければならぬ。条例で定める。それは、明記されています。

しかし、その公営企業法の中で、給料表、そういうものを規則で定めなければならない。そういった規定はないということは、石堂議員もご存知だと思います。

で、その通達ですけども、私も通達、昭和 31 年の、当時の、その自治省の通達も読ませていただいています。そういう中には、地方自治法 204 条は適用しないというような解釈の通達内容は出ております。はい。

〔石堂君 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、石堂君。

1 番（石堂 基君） いわゆるその、31 年のこの自治省通達によって、これまで県下、全国の現業職員の給料表については、条例化されることなく規則で運用されてきたんです。こういう根拠がなければ、全てが、これまでに条例化されているわけですね。で、更に言えば、総務省の事務次官通達、あるいは、この取り扱いについての、各市町から質問がありますよね。自治省に対して。それについての答弁も、多分、手元には、たくさん持っておられるし、組合側からも提示されていると思うんです。

で、私、一番直近のやつ、私なりに一番直近のやつですね、を、確認をさせていただいたんで、少し、ここで読ませていただきますけれども、平成 21 年 4 月 1 日、総務事務次官ですね、いわゆる事務次官通達。通知ですけども、通達ですわ。この中に、現業職員の給料及び手当ですね、これについては管理規程で定める。ちょっと中抜きしましたから、不明な点があれば、もう一度、この、当然、県を通じて町の方にも下りてきてますので、確認をしていただいたらいいんですけども、現業職員の給料及び手当。給与の額、給与

の支給方法ですね、こうした細目的事項は、管理規定で定めるものである。管理規程というのは、いわゆる規則ですね。要綱とか。そういうものを含んだ表現だと思います。

で、今さら、この直近のこういうようなものを、まあ、これあえて、この時期に、なぜ、これが出されたかということ、先ほど答弁の中にも一部関係してきましたけれども、今後その、いろいろな公務員制度改革なんかの関連があり、その前段として、地方公共団体の財政の健全化に関する法律というのが、21年に改正をされています。まあ、その関連があって、この従来からある通達というのが、消えてしまわないようにというふうなことで、多分、これが出ているんだろうというように、私は、思うんです。

だから、興味があればと言うんか、根拠として見るつもりがあるのであれば、確認をしていただいたらいいと思うんですけれども。

まあ、ここまで申し上げるまでもなく、その、この現業職員の給料表というのは、これらの法的な基準、あるいは通達、国からのね、それに基づいて、これまで規則で全部運用されていたものを、あえて条例化する法的な根拠。法に違反する行為ではないというふうに言われましたけれども、法的に、それを条例化するということの法的な根拠というのは、何も見当たらないんですね。今の中では。答弁で言われたように、その目的は、民意を明らかにしていく。民意に問うていくという。その目的だけだろうというふうにしかな考えられません。

で、あの、まず、その法的な部分、あるいは従来からの通達的な使い方。まあ、要は、法制事務をやる者として、何を基準にして、こういうふうな条例改正、規則づくりをしていくかという観点から言えば、今、ここに披露した204条の適用以外である。そして、その適用以外の部分については、どういうふうにして扱いなさいという通知。それから、規則で定めなさいというふうな通達。こういうふうな物を全て参考にしてやるべきだろうと、私は思うし、全国の市町村の多くは、これを参考にしてやっているわけですね。

で、まあ確認なんで、意見は、ちょっと、それぐらいにして、まだ、他のことがあります。

昨年の3月、この条例改正を出された時に、これ本会議ではなかったと思うんですけれども、付託された総務常任委員会で、これ、総務課長が答弁されているのか、担当者が答弁しているのか、分からないんですけれども、近隣市町は、しっかりと法令順守、コンプライアンス意識を持って、条例制定しているというふうに発言をされています。これは、議会に対しての説明ですね。議事録を確認していただいてもいいんですけれども、で、この中で出てきている、法令順守とか、コンプライアンスというのは、意識問題がありますので省くとして、近隣市町は、しっかりと条例制定をしている。この近隣市町というのは、どこの範疇まで、どこの市町を指しているのか、具体的な根拠、この発言の根拠を、まず示してください。

〔総務課長 挙手〕

議長（矢内作夫君） 総務課長。

総務課長（坪内頼男君） 近隣の市町、その、それは、私の答弁かどうか、確認はしてませんが、この近隣の市町ということで、町の方で把握させていただいているのは、兵庫県内、兵庫県内で、技能労務職の給料表を条例で定めているのは、8市。現業職の給料表を一般職の給料表と同じ給料表で定めているのは、ああ、して条例で定めている所が6市。14市ですね。そういうのが近隣の状況でございます。

〔石堂君 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、石堂君。

1番（石堂 基君） じゃあ、ちょっと発言の訂正。総務課長がしたのか、担当職員がしたのか、分からないんですけども、私、さっき言いましたように、近隣市町は。町でやっている所はないんですよ。今の説明を聞くと、これまでの説明を聞いても、で、実は、委員会に対して、議会に対して、近隣市町は、条例制定されているというふうに言われているんですよ。で、まずこれ、町が入ってないということを、ちょっと認めてもらえます。発言ではこれ、議事録見直してもらってもいいんですけども、近隣市町は、条例制定をしていると。町もしている。あたかもしているような答弁をされているんですけども、このことは、ちょっと訂正をしていただけますか。

議長（矢内作夫君） あれは、名前だったんや。

〔総務課長 挙手〕

議長（矢内作夫君） 総務課長。

総務課長（坪内頼男君） その内容、市町のいう内容ですけども、それは、今の、私が説明したように、市の実情でございます。

〔石堂君「町は、誤りということですね」と呼ぶ〕

〔総務課長 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、総務課長。

総務課長（坪内頼男君） 町は誤りというような意味ではなしに、町は、そういった条例化している所は、ないという意味です。

〔石堂君 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、石堂君。

1番（石堂 基君） そうですね。その当時も今も、兵庫県内の町で、これを条例化している所は、全くありません。にも係らず、この3月の議会に対する説明では、あたかも市町全部が条例制定をしているような説明をされています。

で、これから先、11月になります。11月の時も、またそろっような発言をされて、この一部については、当該団体から指摘を受けた、神戸、明石ですか、の市については、条例化をしていないということで、この2月か3月の本会議の時に、総務課長、サラッと発言を訂正をされましたが、その訂正元になっている細かな内容は別にしてね、11月の条例改正の時に、また同じような質問をされているんですね。

市は、たいてい条例化されている。神戸、姫路、明石とかということところは、全て条例化されている。これは、これ、総務課長の発言ですね。でね、この当時、議員に対して、条

例改正の趣旨を説明するのに、市は、たいてい条例化されている。全て条例化されているとまで言い切っておきながら、それが間違っていたということで、時期が離れた2月、3月の臨時議会の時に、神戸、明石については、指摘を受けたので、あれは条例化されていませんでしただけの訂正では、僕はちょっと、本旨たるところが抜けていると思うんです。

で、この事実関係から言えば、先ほど、総務課長が言われたように、市に至っては、15の内、6つ、まだ規則で残ってますよね。で、9つが条例化していると。で、この条例化しているというふうな判断も、これ、単に条例化か規則化かということで、誤解を招きやすいと思うんですけれども、加古川、高砂、小野、姫路、このあたりの条例化というのは、これは、いわゆる行一の給料表を適用されての条例化です。で、当然、この条例化していくまでに、労使の間で協議をして、いわゆる虐げられていた、抑圧されていた現業者の給料を少しでも引き上げるための戦いの中、あるいは取り組みの中で、行政職に準ずるような形での給料表に引き上げた結果、行政職と同じ行一の給料表を使うということで条例化されたんです。

だから、実質、何の意味もなく規則を条例化している所というのは、15市の内、今現在、まあ、何の意味もなくというのは、これは、他の市に対して失礼なんで、ちょっと発言を訂正しますけれども、6つしかないんですね。15の内6つ。町に至っては、13の内ゼロ。まあ、佐用町が規則、条例化しましたから、1になりましたけれども。実態的に、たったこれだけしかないのに、この11月の時に、説明している、市はたいてい条例化をされている。神戸、姫路、明石とかという所は、全て条例化されている。この発言も、相当、誤解を招く恐れがありますよね。それについては、訂正をしていただけますか。

〔総務課長 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、総務課長。

総務課長（坪内頼男君） その訂正につきましては、私は、まあ、認識不足で、されてないところもございました。

それについては、議会の場で、訂正させていただいて、謝罪をさせていただいたところです。

で、今、石堂議員は、そういう質問の背景として、趣旨として、条例化することを、給料表を条例化することの根拠と言うんですか、理由、そういう意味で、そういう発言をしたんだろうというような視点で質問をされてますけれども、私は、その、他の市町の例を挙げた、その説明を、他の市町の実情を挙げて説明させていただいたのは、この条例化、給料表を条例化していることが、違法かどうか、そのことを説明するのに、法的な面の説明もありましょうし、他の自治体で、それをしている所、そういう所の例も挙げることも、よくされることであるし、私は、そういう意味で、違法でない。違法ということというのは、今の現行法上の枠組みの中では、違法でないということ、他の自治体もされているからという意味で挙げただけで、それをもって、その条例化の趣旨というように質問されたり、話されているのは、それは、過ちであると、私は、思います。

〔石堂君 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、石堂君。

1番（石堂 基君） 私は、決して、そういう趣旨、目的をもって訂正をしてくださいと

いうふうには言っていません。

事実と異なる発言を、あなた方がしているから、それは事実ではないでしょうと。今現在、事実確認をすると、こうですから、それを、お互いにやり取りをして確認しましょうね。だから、前にやったやつは訂正してくださいねというふうに言っているんです。

あたかも、私が、誘導しているような形で、質問しているわけではありません。あくまで、これまで、昨年3月から、この6月までにあった事実関係を確認するために、確認のためにというふうに、私は、言っているはずですよ。しているんです。

で、必要なことについては、事実に基づいて、議会の場で誤った発言をしているわけですから、議会の場で訂正をする。それは、与えられた、そちら側の機会ですからね。だから、訂正することは、訂正しましょうというふうに言っているんです。したくないんだったら、したくない。誤ってないんだったら、誤ってないというふうに言っただければ結構ですから。

それで、じゃあ引き続き、

〔総務課長 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、総務課長。

総務課長（坪内頼男君） その発言の中で、全てというような表現でしたということ。それは間違いです。訂正させていただきます。

〔石堂君 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、石堂君。

1番（石堂 基君） はい、ありがとうございました。

それでは、引き続きですけれども、後あの、この11月の時に、同じように、その、委員会。当然さっき言いましたように、他の市町の状況についても、当局は、それを主体として、違法性がないということを主張するために、述べたものじゃないというのは、十分に承知をしています。当然、関係する議員、あるいは、疑問を持つ議員から、他の市町は、どうなんだと。具体的には、山本議員であるとか、西岡議員の方から出た質問に対して、そういうふうにお答えをされているので、そういうふうな目的で、町が誘導的に、そういう発言をしたというふうなことは、私、一切思ってませんのんで、当然、正当な発言として扱っておりますので、誤解のないように。

で、更に言えば、その中で、組合との交渉経過ですね、これについて、またこれ、ちょっと確認をしたいんですけれども、冒頭、答弁の中で、町長が、11月の時には、事前に組合に了解を得て上程をしたということをおっしゃいました。ですから、決して、強行ではないというふうにおっしゃいました。議事録の内容を見ましても、当時の発言として、事前に町長の答弁と同様に、10日の日に交渉をして、ほぼ合意をしたような形にもかかわらず、後からまあ、申し入れを受けたというふうな内容で、発言を、説明をされています。

でも、私、ちょっとこの問題を調査している中でね、10日の日に事前交渉をしながら、そこで、ほぼ向こうが納得してくれたのに、10日ほど、また、11月の10日ですね、11月の10日から10日ほど経った時点で、組合の方から申し入れうんか、があったというふうに、その本会議の中で聞いたんですけども、組合の方から11月の12日に申入書という物が、町の方に、一旦出されているんですよ。で、これあの、ただその、町長なり総

務課長は、ご存知ないかも分かりませんが、受け取り拒否をされたという事実が、どうもあるようなんです。で、このあたりについて、総務課長の方は、確認をされていますか。されていませんか。

〔総務課長 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、総務課長。

総務課長（坪内頼男君） 受取拒否をしたかどうかの確認ですか。

〔石堂君「申入書が出たことです」と呼ぶ〕

総務課長（坪内頼男君） 申入書が、現業評議会の方から、その 12 日に提出されたということについてですか。それについては、今、確認はしてません。

〔石堂君 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、石堂君。

1 番（石堂 基君） あのまあ、当時のやり取りいうんか、もう一度思い出していただくと、これ総務課長の答弁だと思うんです。ですね。鍋島議員の質問に対して、総務課長、お答えをされています。

これ、先ほどの、町長の冒頭の答弁内容も同じですけども、提案するということについて、理解を得て、妥結ということをしていただいたと。ところが、現業評議会から、それから 10 日ほど経ってですけども、11 月の 20 日、何日だったと思うんですけども、再度交渉申し入れがあったということで発言をされていますし、町長も、そういうふうに答弁されました。だからもう、十分に、組合は納得しておったけれども、それから上程するでと了解取っておったにも係わらず、後で申し入れがあったんやというふうなことで、言われているんですけども、ここに私の手元にあります。

11 月の 12 日付ですね。11 月 10 日、予備交渉で。もう一度、ゆっくり言いますよ。

11 月 10 日、予備交渉で提案のあった事項について、云々。要は、申し入れ。再度、団体交渉を申し入れますと。で、その交渉日が、11 月の 16 日、これは組合側からの提示ですから、16 日が都合悪かったり、良かったりするわけなんですけれども、要は、10 日に予備交渉をやって、即刻、12 日に、こういう申入書を組合側が作って、当然、作っておる限りは、これ出してますよね。出したということですから。にも係わらず、この文書で申し入れをしたが、受取拒否。で、議会提案されたというふうに、私の調査ではなっています。

総務課長、首を縦に振られているということは、この事実関係を確認されていたということですか。されていなかったんですか。再度。

〔総務課長 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、総務課長。

総務課長（坪内頼男君） 先ほど、その 11 月 10 日のことを、石堂議員は、予備交渉という言葉で、表現されましたけれども、この条例化の、条例の一部改正、人勤に基づく給与の一

部改正の条例です。11月の30日でしたか。それに提案する過程におきましては、その条例を、素案の段階で、もう説明をさせていただいています。現業評議会の方に。

で、その提案させていただいた中で、今、石堂議員が言われた予備交渉というような、括られましたけれども、その中で、条例は、人勤という、受けて、佐用町全職員、改正しますよということについて説明し、協議をし、そして、その理解を得ています。妥結いう形。組合交渉で言えば、妥結ということになるんでしょうけれども、そういう合意形成はできています。

で、その中で、その中でですけれども、それを、条例で改正しますよと。条例改正で、議会で提案しますよと。このことは、私も再三確認しましたし、担当者、当時の担当者の責任者も、再三、確認しました。で、その結果、条例案を、議会の方に送致させていただいたと。

で、今、その文書、12日の文書とか、いろいろと確認してますかというようなことを、質問されてますけれども、それは、そういった、ちゃんとした交渉が成立した後で出された物です。その文書の意図も、その条例を、改正を認める条件として、規則に戻すこと。そういう条件を付けられたということだと思います。そういうことを、一旦、今回も、そうですけれども、一旦ちゃんと労使の交渉で成立したものを、後で、実は、これも条件に入れると。これを条件でないと認めないというような、後の、今、石堂議員が言われている、その後の交渉というのは、そういう形での交渉内容、あるいは、手続きだったというように理解してます。

〔石堂君 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、石堂君。

1番（石堂 基君） 一応、この、予備交渉というのは、あくまで文言が、この文面に書いてあるので、私は、それを素直に読んだだけのことで、私が位置づけているものでもないし、私が、予備交渉というように思っているものでもないんで、誤解がないようにしていただきたいんですが、ということは、総務課長は、この団体交渉の申し入れが12日にあったということをご承知ないのに、組合側が、そんなんことを途中から一方的に言うて来たんだろうというふうな趣旨の、今の答弁ですか。

〔総務課長 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、総務課長。

総務課長（坪内頼男君） 繰り返しますけれども、一旦、この一部改正、人勤に基づく給与の一部改正については、労使の交渉は成立したと。その後、その交渉して欲しいとか、そういう機会を持って欲しいとか、いうことは、その後、出されて来たものです。実際に、交渉の場においても、初めて、その交渉の場で、そういった条件を、規則に戻すということでないかと認められないということを提示してきたと。

その提示する段階で、事前に担当者の方に、そういう新たな条件をつけますというようなことを申し入れてきた、そういう経過は、私は、あるのではないかという意味で、申し述べたつもりです。はい。

〔石堂君 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、石堂君。

1番（石堂 基君） まあ、いずれにしても、こういうふうな書面が、その12日に出ていると。で、今、総務課長が言われているように、当然、10日の日に妥結をして合意をしたと。そういうふうな文書的なものも、私ら示されていないので、その、今の答弁が事実かどうか、あるいはどこの段階で、誰が確認をして合意をしたのかというような問題もあるんですけども、実質的には、労使の間の問題ですから、一旦合意しようが、後、いろんな疑義が出たり、あるいは組合員からの別な意見が出てきたりして、また、それを協議、団体協議の中に盛り入れて行くというのは、当然あることなんで、それを、それを、あたかも何か、組合側が一旦約束を反故にして、また次から次へと言うてくるんやというようなことで、私に言われても、私は答弁、あるいは納得する立場ではないので、申し訳ないんですけども、そのことについては、頓着いたしません。

ただあの、やっぱり事実経過としてね、こういう物があるということは、もう少し、総務課長としても把握をしていて、ああ、そういうふうなこともあって、じゃあ、これが、誰の手で、当局として受取拒否をされたのか、あるいは受け取らなかったのか、そこらへんの事実確認は、やっぱりもうちょっと丁寧にやっておく必要があるのではないかなというふうに思います。

で、まあ、冒頭にも申し上げましたように、一議員が、当局と組合との交渉事項に対して関与するというふうな視点で、私、実は、この一般質問をしておりません。

本題の方に入るわけですけども、結局、この問題自身の発端が、現業職の給料表を規則化じゃなしに、条例化するという、このことから出発しているというのは、これはもう、全ての事実というんか、全てが確認できるころだと思っんですね。

で、この、これを条例化する。これ、誰が思いついて、何のために。何のためにというのは、冒頭にも説明ありましたし、これまでの、3月の議会提案の時にも、その趣旨説明というのはされています。町長の方から。まあ、住民の方の民意を問うということ。そして、また、その執行については、税であるから、公に対して明らかにしていくということ言われています。まあ、これについては、別に異論を挟む必要のあるところではないんですけども、ただ、私、途中から言いましたように、自治法、それから地方公務員法、公営企業法、それから、それに伴う縷々の通達、通知。これらが、何で、今まで、その現業職員の給料表、いわゆるその、給与の種類、基準じゃない部分ですね、について規則にされていたかということ、手元の資料で確認をしていただいたら、あえて強行的に条例化するものではないと。

で、これはまあ、公式の場の発言ではないんで、引用していいかどうか分からないんですけども、今後の、やっぱり公務員制度改革であるとか、そういうものに対応するため、あるいは町長の答弁にもありましたけれども、制度改革の一環として、これから労働二権、あるいは三権が、公務員にも付与されてきます。それらも含めて、適用するための条例化あるいは規則の見直しというのは、当然、必要になってきます。でも、あたかも、条例化したら、全て明らかになる。つまびやかになるというふうな詭弁を使ってやっていくのはいかがなものかなと。

規則を条例化していくというふうなことを言われた方がいらっしゃいますけども、お手元に今、皆さん、条例集はお持ちじゃないですよ。実際に、職員の給与、人件費に関しては、条例が半分、その残りの半分の厚さで規則があるわけですよ。これを全部条例化することをしないと、この人件費、財源的には、公金、税金であるものが、住民に対して明らかにならないというのは、これは大きな錯覚であるし、詭弁です。当然、町長に裁量権

なり執行権、調整権、予算の調整権がある部分について、規則に置いておいたらいいんです。そこに置きなさいというふうに、通知、通達でなっているわけですから。それを承知の上、違法性がないからということで規則化する。これは、いいでしょう。やっている所もあるんだから。やるのであれば。ただ、それを前提としたら、あまりにも労使、事前の関係者との調整が不足したんじゃないかなというふうに、私は思います。

で、この1年間、幾度となくの交渉。そして、昨年6月の労働委員会への申し立てで、まだまだ引き延ばしているわけですが、これ、労働委員会まで上げて、例え和解しようが、あるいは、命令が出ようが、どちらにとって得なんですか。町にとって得なんですか。組合側にとって得なんですか。誰も得する者、いないんです。この1年間掛けて、弁護士費用が、今で80万ですか。これ、もうちょっと、ずるずるいったら100万ですわ。100万掛けて、尋問が始まったら、町長も行かなあかん。副町長も行かなあかん。担当者も行かなあかん。労働委員会と言っても、裁判と一緒にですからね。事前に準備書面やり取りして、資料作って、尋問に答えていかなあかん。これ、ずるずるずるずるやって、結局、誰も何も得るものないんですよ。組合側が、良くなるわけじゃない。役場が、役場というんか行政側が得するわけじゃない。

で、冷静にもうちょっと考えていただきたいというか、僕は、問題としていただきたいのは、本当に今回の問題の発端が何で、これだけ全国の市町がやってないこと。あるいはやったらあかん。こういうふうにしなさいということ、いとも簡単に、事前協議もなく、ポッと条例化した。そこがスタート。だから、もう1回、そこへ立ち返って、いや、これはいかんかったんやな。確かにその、事前協議もなく条例化というのは良くないよな。これ、多分、労使の関係の話し合いの中で、1回、副町長も発言されていますよね。昨年の4月ぐらいに。条例化することは、適してない。話は分かる。確かに瑕疵もあった、不備なところもあった。これはあの、総務課長同席で、そういうような発言を副町長がされているのを、認められているんです。だから、根拠が、まあ、やったらあかんという根拠がないさかいにやったんやというのはええんやけど、やっぱりその、これほどもめごとを作って、1年間ひこずってやる内容では、僕はないと思うんですよ。

で、そのあたりをもう少し、この1年間を振り返って考えると、ころなりがあったんじゃないかなということだと思うんですけど、いかがですか。総務課長。

〔総務課長 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、総務課長。

総務課長（坪内頼男君） 時間があまりないので、端的に、私の考え方と言うんですか、思いを話させていただきたいと思います。

この条例化、規則を条例に、給料表を条例にしたという、本当の真意、これは町長が説明しているとおりです。住民の方に、その理解を得ると。そのことが本当に一番の目的です。そのために、議会。議会というのは、そういった、その理解を得るために、審議していただくところです。そこに、例えば、現業の給料表が変わったら、その変わった理由を、やはり議会を通して説明していく。それは、これからの地方自治のあり方として、私はその、法の枠組みは、枠組みは、石堂議員が言われた枠組みでスタートしているかもしれませんが、私は、これからの地方自治は、やはり、そういった議会の場で、きっちりと議論をしていく。そういう仕組みを作ることが、一番の大切なことであり、今、石堂議員が言われた、そういう、法律に抵触しないから規則化すると。そんなことでは駄目だと思います。きっちりと町民に向かって、こうですということを使う。その説明責任を果た

すと。これは、今、佐用町は、21年に災害を受けて、非常に、機構改革もやってきています。職員も減らしてきています。そういう中で、

〔石堂君「ちょっと、終わらせていただきますか。時間がないんで」と呼ぶ〕

総務課長（坪内頼男君）　　そういう中で、きちりと町民の方の理解を得ると。これがもう基本である。これは、本当に、この条例化した、本当に、根本にある考え方です。

〔石堂君　挙手〕

議長（矢内作夫君）　　はい、石堂君。

1番（石堂　基君）　　申し上げますが、法律の枠組みは変わっていません。変わっていない中で、やるんだったら、それなりの手順と目的を持ってやってください。目的は分かります。必要な時期にやればいいです。事前交渉をやって、協議を得て、了解を得た上で、やるべきです。枠組みが変わってない中で、ほぼ違法行為に近いような形でやるべきものじゃないと思います。ましてや、これだけの時間、費用を掛けてやるもんじゃないと思います。この100万は、誰のためのお金ですか。誰のためにもなりませんよ。
　　以上で、質問を終わります。

議長（矢内作夫君）　　はい、以上で、石堂　基君の発言は終わりました。
　　ここで暫時休憩をしたいというふうに思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（矢内作夫君）　　はい、それでは、再開を2時50分ということで。少し長いですがけれども、休憩をします。

午後02時32分　休憩

午後02時50分　再開

議長（矢内作夫君）　　はい、それでは休憩を解き会議を続行いたします。
　　続いて、16番、鍋島裕文君の発言を許可します。

〔鍋島君　挙手〕

議長（矢内作夫君）　　はい、鍋島君。

16番（鍋島裕文君）　　失礼します。16番、日本共産党の鍋島です。

　　私は、まず09年災害での避難勧告の遅れは、旧佐用町地域防災計画の不備がもたらしたものでないことを明らかにし、この度、改定された、新地域防災計画が、町民の生命財産を災害から守るということを、真に実効あるものとするためには、何が大切なことなのかを明確にするため質問をいたします。

　　5月24日に開催された佐用町防災会議で改定地域防災計画案が了承されました。この改定計画素案の効果について、町長は、5月11日の大雨に対し、改定された計画素案の

基準で対応し、大きな被害にはいたらなかった。このコメントが5月25日付の神戸新聞で報道されています。

09年災害の最大の教訓は、マニュアルどおりなら、水防指令1号が発令された14時26分に災害警戒本部を設置しなければならないのに、設置しなかったこと。水防指令2号が発令された16時47分に、災害対策本部を設置せずに、設置したのは19時で、設置が2時間以上遅れたこと。また、佐用川佐用観測所の水位が、避難判断水位を超えた19時58分に避難勧告を発令せず、発令したのは、21時20分で、1時間20分遅れたことなど、地域防災計画で決められたことを順守しなかったことであります。これは、いくら立派なことを決めても、それを守らなければ意味がないだけでなく、町民に多大な犠牲を負わせるということになるということであり、このことが、最大の教訓だと思います。そして、このことは、この度の改定防災計画にも言えるものであります。

そこで第1点目として、旧計画が不備であったが、今回改定の計画が良かったため、きちんと対応できたとも聞こえる、町長談話の真意について伺います。

その1、5月11日の町の対応では、17時40分に災害警戒本部を設置したが、2年前は、現行計画を守らず設置しなかったのではないかと。

その2として、18時10分に、千種川上三河観測所で避難判断水位を超え、この18時10分というのは、神戸新聞報道によるもので、町の資料では、18時17分となっていますが、18時45分に南光地域に避難勧告を発令したとこのことでありますが、これは、改定計画素案の新基準だからできたのか。現行計画でも順守すれば、こうなるのではないかと。

その3として、20時05分に災害対策本部を設置したとのことですが、改定計画素案の新基準による設置理由を、当日の水防指令や水防警報発令状況を明らかにし、説明されたい。これは、現行計画の基準ではどうなるのか。と、質問しておりますけれども、この3の回答は、先ほど、笹田議員の質問に回答がありました。時間の関係上、この質問の答弁は、よろしゅうございます。

第2点目。神戸新聞、5月13日付の報道では、通告用紙に25日とあるのは誤りです。企画防災課談話として、2年前と異なり、水位の変化を常に把握し、予測も出来たとあります。

そこで、その1。これは改定計画素案だからできたのか。現行計画でも、積極的な情報収集義務を負っているのではないかと。

その2として、2年前のフェニックス情報の見落とし。即ち、佐用川佐用観測所の水位が避難判断水位を超えたことを、誰も見ていなかったというものでありますが、これは、現行計画を守らなかったことから起きたことではないでしょうか。

第3点目として、朝日新聞5月9日付の報道では、09年8月9日の役場庁舎のホワイトボードには、19時40分、千都裏、河川堤防オーバーとの情報の書き込みがあるが、全町避難勧告が発令されたのは、この1時間以上も後であり、こうした情報を有効に活用できなかったとあります。

その1、この情報を有効に活用できなかったのはなぜか。

その2、改定計画素案では、有効に活用できるのか。

以上、1項目目の質問とさせていただきます。

議長（矢内作夫君） はい、1項目目、町長、答弁願います。

〔町長 挙手〕

町長（庵逄典章君） それでは、鍋島議員からのご質問にお答えさせていただきますけれ

ども、一部あの、事前に、重複するのでカットして欲しいということなんですけれども、もう連続して、こう書いておりますので、それはもう、申し訳ないですけれども、ちょっと、そのまま回答させていただきます。

まず最初に、水防の本部体制についてのご質問にお答えをさせていただきます。

5月11日の対応については、笹田議員の質問で説明をさせていただいたとおり、17時20分に水防指令3号が、千種川上三河の水位が2.26メートルとなったため発令され、河川水位の状況や今後の予測水位及び降雨の状況等を確認して、17時40分に佐用町災害警戒本部を設置し、2号配備体制による職員体制での対応をとりました。

一昨年は、台風第9号災害検証委員会の報告のとおり、8月9日午後3時頃から警戒準備体制を取り、急激な気象の変化等により、警戒準備体制から、即、災害対策本部を置く判断をしたため、災害警戒本部は設置はいたしておりません。

次の、避難勧告の発令に伴う質問でございますが、台風第9号災害検証委員会の提言を受け、防災組織として企画防災課を設置し、専任の防災担当職員を配置したこと。職員の防災意識・知識が向上したこと及び河川カメラの設置により河川の状況が、よく分かるようになったことなどにより、情報の収集や分析が素早くでき、対応能力が高くなったため、避難勧告発令などの判断ができたものであり、現行計画とか改定計画素案の新基準という性質のものではございません。水防の本部体制でも説明しましたように、現行計画と改定計画ともに、所定の水位に達しただけで避難勧告を発令をしたものでもありません。

次に災害対策本部設置についてのご質問ですが、この質問につきましても笹田議員のご質問にお答えしましたとおり、当日の状況は、千種川に午後5時20分、水防警報3号が発令され、午後5時40分に、災害警戒本部を設置し、同45分、三河地区に対して避難準備情報を発表をいたしました。午後6時17分、千種川上三河地点で避難判断水位に達し、同37分、大雨警報が発表をされました。このため、午後6時45分に南光地域、千種川沿いの浸水のおそれのある地域の方に対しまして、避難勧告を発令をいたしました。佐用川に午後6時30分、水防警報1号。午後7時、水防警報2号。午後7時30分、水防警報3号が発令をされたところであります。午後7時35分には、久崎地区に対して避難準備情報を発表し、午後8時5分に災害対策本部を設置いたしましたところであります。

新基準及び現行基準とも、災害が発生し又は発生するおそれのある場合、状況に応じて、警戒準備体制、災害警戒本部及び災害対策本部の配備体制と、準備配備、1号配備、2号配備及び3号配備による配備基準により、災害警戒及び応急対策に当たるといたしております。水防指令及び水防警報が発表されることだけでもって、災害警戒本部及び災害対策本部を設置するということを規定しているものではございません。

当日の災害対策本部の設置理由は、千種川上三河の水位が下がってきましたが、佐用川佐用及び千種川久崎の水位予測の上昇から、災害対策本部設置の判断を行ったものでございます。

なお、台風第9号災害検証委員会において、町の災害時の職員配備にあたっての判断基準は、あらかじめ地域防災計画において、きめ細かく定めておく必要があるという提言を受け、西播磨地域全域を範囲として発令される水防指令から、水位周知河川である千種川、佐用川及び志文川の水位により発表される水防警報に変更をいたしております。また、1時間後の水位予測も判断基準として追加をいたしました。

次に、情報収集等の質問にお答えをさせていただきます。前の質問でもお答えをさせていただいたとおり、台風第9号災害検証委員会の提言を受け、防災組織として企画防災課を設置し、専任の防災担当職員を配置したことにより、職員の防災意識、また、対応能力が向上しております。また、河川カメラの設置により河川の状況が、それぞれ細かく分かるようになったことにより、情報の収集や分析が素早くでき、対応能力が高くなったため

に、水位の変化を常に把握し、予測も出来たものであり、改定計画素案とか現行計画という性質のものではございません。

次に、フェニックス情報の見落とし等のご質問にお答えをさせていただきます。

台風第9号災害検証委員会報告書のとおり、フェニックス防災システムで伝えられた、当時の、午後7時58分の佐用川の警戒情報は、同時刻に東海地方の地震情報が多数ポップアップで通知をされたため、これは午後7時58分から午後8時の2分の間に16回の情報がポップアップされております。その情報を見落とししていると検証をされております。これからも分かりますように、検証委員により、当日の災害情報が相当混乱していたことが確認をされております。なお、水位計により佐用川佐用地点の水位が避難判断水位に達していることは把握しておりましたが、水位情報だけで避難勧告を出すものではなく、河川水位の状況や降雨の状況等を確認した上で判断するものであり、現行計画を守らなかったということではないと思っております。

次に、ホワイトボード等の情報に関する質問にお答えをさせていただきます。

8月9日午後7時30分頃は、千都裏のパラペットの開口部からの水や、西山集落から流れてくる永谷川からの水や山王からの水が本流に当たり、本流に流れ込まずに付近に内水で溢れていたため、土のうでの処理ができませんでしたが、住民を避難させるような状況では、この時点ではございませんでした。実際に消防団が付近住民を避難させたのは午後8時30分であったという報告を受けております。

また、平成23年5月11日の降雨時の千都裏の河川状況は、パラペット最下部から30センチほど下までの水位でありました。この状況から判断しても、普段から少しの降雨でも冠水する場所であることが、お分かりになると思います。このことから、千都裏からの浸水により、避難や避難勧告の発令を判断することは、この度の改定計画素案でも、これはできないというふうに思っております。

以上、最初のご質問に対する答弁とさせていただきます。

〔鍋島君 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、1問目、再質問。16番、鍋島君。

16番（鍋島裕文君） では、再質問させていただきます。

今回、新聞報道等でね、2年前に比べたら対応が早かったとか、避難勧告もね、機敏に出たとか、そういった報道もされています。

しかし、私は、この当局はね、町民の生命、財産を守るために、きちっと対応しているかを見分ける基準というのはね、やっぱり2年前と比べてどうだったかということではないというふうに思うんですね。

それは、災害対策基本法という法律で、きちっと義務付けられた、地域防災計画。これは、町民に対してね、この基準に基づいて、町民の皆さんの暮らし守ります。命守りますという、そういう声明でありますから、このマニュアルに基づいて、対応したかどうか。このことが、きちっと対応したかどうかの、私は、基準だというふうに考えていますから。

で、それで、今回の、5月11日の対応が、仮に、今度の改定計画素案。この基準でね、見た場合に、果たしてどうなのかという点で、調べてもました。

ちょっと、時間も言いますから、ちょっと混乱するか分かりませんが、ゆっくり言いますので、町長、正確に答弁願います。

まず、警戒配備、これは5月11日。これは警戒本部体制や何やらの体制の関係です。この点について、マニュアルから見て、どうだったかということで、ゆっくりお聞きしま

すので、よろしく願いいたします。

まず、警戒配備、職員 1 割の配備でありますけれども、これは、5 月 11 日は、15 時 30 分、午後 3 時 30 分に警戒配備体制に入っています。で、この改定の基準で言いますとね、どうかと言いますと、この警戒体制というのは、1 号が出てね、水防警報 1 号が出て、水防警報 2 号が、1 時間後にね、1 時間後に予測される時、これが基準であります。ですから、勿論、これ、結果に基づいて言っている面もありますのでね、その、含んでいただきたいんですけども、この日の 2 号発令は、午後 1 時、13 時でありました。ですから、この基準で言いますとね、その 1 時間前、正午、12 時にね、警戒配備をしなければならない。そういうことになると思います。その点では、3 時間 30 分、遅れております。勿論、1 号発令が出た後、ぴたり 1 時間後というようなことは、分かりませんよ。ただ、結果的にみて、大まかな基準では、こうなるということです。3 時間 30 分の遅れ。

それから、次の段階の警戒本部。これは、17 時 40 分に、町長が答弁しましたように、設置されています。それで、この基準というのは、1 時間後にね、氾濫注意水位、いわゆる警戒水位ですね、警戒水位に達すると予測される時、このような基準になっております。

で、警戒水位に達したのは、17 時 5 分ですから、その 1 時間前というのは、午後 4 時、16 時 5 分ですね。ですから、16 時 5 分がマニュアルどおりだけれども、実際は、17 時 40 分に設置されていますので、1 時間 35 分の遅れ。

それから、肝心の災害対策本部ですね、これは、今言われたように、午後 8 時 5 分、20 時 5 分に、設置されています。それで、この災害対策本部は、1 時間後に、避難判断水位に達すると予測される時、これが基準であります。避難判断推移は、午後 6 時 17 分、18 時 17 分に達しておりますので、その 1 時間前ということになれば、17 時 17 分、午後 5 時 17 分。ですから、2 時間 48 分ね、厳格に言えば、災害対策本部が、設置が遅れたというのが、マニュアルから見た、実態であります。

で、この基準からすればね、5 月 11 日も、このマニュアルが守られていなかったんじゃないか。このように考えざるを得ないんですね。

で、ただ、町長は、今、最初の答弁の中で、盛んに言われたんだけど、そういう避難判断水位や警報発令などの基準だけでなく、その他の要因も含めて、勧告したり、設置したりするんだというように言われるんだけど、だったら、このマニュアルは何なのかということですね。これは、マニュアルというのは、きちっと基準を決めておるんですから、これは、だったら、このとおりじゃなくていいのかという点もありますので、この点も含めてご答弁をお願いいたします。

〔町長 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、町長。

町長（庵逄典章君） 当然、マニュアルというのは、ひとつの基になる、判断をしていくですね、基準として、しっかりと、これを注意して考えていかなければならない。対応しなければならぬものだと思っております。

ただ、マニュアル、状況というのはですね、マニュアルだけでは全ては判断できない。5 月 11 日に関して言えばですね、これは当然、平日であり、昼間からずっと、朝から雨が降って、そういう状況で、職員も体制として中におりました。だから、当然、その準備態勢は、常につくっていたわけで、まあ、警戒配備が遅れたというふうに、そのマニュアルと見ればね、警戒本部をしますよということを、宣言するという形で言えば、まあ、それが遅れたというふうに、まあ、言えるかもしれませんが、まあ、当時の、その当日

の雨の降り方、水位の、ずっと観測をしておりましたから、その変化、そういう状況からですね、判断をして、この時間に、警戒本部を設置したということであります。それから、その後、2号配備の中で、対策、早くですね、ああ、警戒本部じゃない。準備の方ですね。準備体制を先つくて、それから、警戒本部については、5時40分。それは、マニュアルから見れば、早いではないかと。まあ、これは、やはり上流の方での雨量が、非常に多く降ってましたので、河川の増水等の情報を見て、警戒本部という形を取るべきだということで、指示したわけです。

それから、その後ですね、ずっと雨量の、水位の変化。また、気象情報等を収集しながら、考えて対応をしていったということであります。

そして、マニュアルの中にもですね、気象警報の発令というのが、もう1つございます。それである、気象警報ですね。これは、気象庁から警報が発令する。これもあわせて対応する。考えるということになっておりますので、県から発令される水防指令や水防警報と同時に、18時37分に気象庁から気象警報、大雨警報の発令があったということで、この警戒本部を設置したということであります。

まあ、そういうことで、一応、当然あの、その判断基準となるマニュアルというものは、これは、重要なものであるということは、十分分かっておりますけれども、それは、当時の雨の降り方なんか、その時々で、全く違いますし、5月11日の場合には、佐用町内の中に、直接たくさんの豪雨、雨が降っているという状況ではなく、そういう面では、支流とか山からの増水、出水、そういうものも、まだ、それほど危険な状態ではなかったという中で、まあ、十分に情報を収集しながら、対応をしていったということでございます。

〔鍋島君 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、鍋島君。

16番（鍋島裕文君） 結局ね、今、やり取りしているのは、2年前のやり取りと変わっていないんですよ。で、結局、マニュアル、基準を決めているというのはね、やっぱり、その時点で、我流や何やら、また、経験、それまでの悪なれも含めてですね、そういう私的な感情で、本部の設置や避難勧告発令、これを怠ったりしてはならないというのが、2年前の一番重要な教訓だったんですね。

で、それで、今、町長、答弁されたんだけど、私言っているのは、その改定基準で言いますとね、例えば災害警戒本部体制で言いますと、町内に暴風警報、大雨警報、洪水警報のいずれかが発令されですよ、全部じゃないんですよ、いずれかが発令され、かつ、町内河川にかかる水防警報1号または、2号が発令され、1時間後の水位予測等から氾濫注意水位、警戒水位に達すると予測される時。この基準で照らしてみたら、まあ、5時40分に警戒本部設置したけども、1時間前の4時5分が、これに該当するんじゃないかという質問をしておるんですね。

で、もう、この極めつけはね、災害対策本部なんですよ。災害対策本部というのは、今、言うたように、暴風警報、大雨警報、洪水警報、いずれかが発令され、かつ町内河川にかかる水防警報2号、3号が、2号または3号ですよ。発令され、1時間後の水位予測から、1時間後に避難判断水位に達すると予測される時には、災害対策本部という、この基準ですね。で、これから見ますとね、災害対策本部は、午後8時5分に設置しました。11日。まあ、それは、1時間後、どうなるか分からなかったという理由があるかも分からんけども、そうじゃないんですよ。避難判断水位到達したのが、午後の6時17分です。つまり、

1時間前に、避難判断水位がどうのこうの分からんという問題じゃないんですよ。避難判断水位を到達して超えたのに、まだ、災害対策本部を設置しなかったという問題ですね。つまりそうでしょう。6時17分が、避難判断水位超えた。本来ならば、その1時間前に、災害対策本部を作りなさいというマニュアル。それが、実際作ったのは避難判断水位から2時間以上遅れた。3時間近く遅れた午後8時ですから。このあたりのことがね、私が、マニュアルどおりやらない、まあ、問題として、で、これがね、2年前のような大きな失敗、犠牲、これを繰り返すことになるのじゃないか。

やはり、町長の責任というのは、自分らで決めて、町民に公にしたね、基準を、何が何でも守ると。そういう立場で、町民の財産や命を守ると。こういう立場に立たなきゃならないかというふうに思うんですけども。この災害対策本部、マニュアルどおりやらなかった。できてないという点については、どうですか。

議長（矢内作夫君） はい、町長。

〔企画防災課長 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、企画防災課長。

企画防災課長（平井隆樹君） 失礼いたします。当日の様子なんですけれども、鍋島議員が言われるお考えでしたら、言われるとおり、遅れておると思いますが、当日は、非常にこう、今までにない、こう、雨の降り方いうんですか、自分そこには降らなくて、周りから、町長が言ったように、外側、要するに宍粟の方が雨がたくさん降っておったという状況で、気象警報というのが発令されていないということで、非常にこう、判断に苦しんだわけです。

で、その中で、6時37分に、大雨洪水警報が発令されました。それをもって、避難勧告等や、そういうことを発令に変えていったわけなんです。で、当然、本当はこう、3号配備ですと、全職員対応という形になっていくわけなんですけれども、2号配備で、職員の警戒本部を設置、5割の職員で対応するという判断をしておりました。その後、災害対策本部を20時5分に設置しておるわけなんです。

で、本当は、ここで全員の職員を対応させるべきでしたんですけども、周りの状況や、そこらを判断しながら協議した結果、半数で対応するというので、本当にこう、どうすればいいのかという、本当にこう、苦しんでいく中での回答でございました。

特に、気象警報が伴っておりませんので、マニュアルどおりやるべきなんか、やらないのか。気象警報が出てなかったら何もできないので、本当にこう、判断がこう、難しかったです。今まででしたら、水防警報とか、そういうのが出ると、大雨警報とか、そういう気象庁の警報が伴って、前もって出て行くわけなんで、判断がしやすいんですけども、そういうことで、少しく、災害対策本部の設置が遅れた結果となっております。以上です。

〔鍋島君 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、鍋島君。

16番（鍋島裕文君） 課長の説明、よく分かりました。

ただ、問題はね、その、今、はからずも課長言われそたの事実なんですよ。確かに、こ

の基準では、気象警報、全てじゃないですよ。大雨か、洪水か、どれか1つ発令され、そういう、1時間後に、避難判断水位を超えることが予測される時に、災害対策本部をつくりなさいというね、このように、きちっと書いている。で、今、言われたようにね、避難判断水位超えたのが、6時17分ですね。で、その後、気象警報、大雨洪水警報が、6時37分に出たという事実ですね。だったら、本来、災害対策本部を、きちっとマニュアルどおりやろうとすればね、この6時17分の1時間前に、設置しなきゃいけないけれども、その時は、理由としては、気象警報が出てなかったということが、これ、言えたとしてもね、もう6時37分には、事実として、気象警報が出たと。で、このマニュアルを順守するという立場であればね、少なくとも、もう即ですね、その後、災害対策本部に切り替える。これが、マニュアルどおりじゃないですかということを尋ねよんですけど、このへん、どうでしょう。

〔企画防災課長 拳手〕

議長（矢内作夫君） はい、企画防災課長。

企画防災課長（平井隆樹君） 先ほども、申し上げましたように、佐用町内では、雨が降っておりませんので、水位の状況や、そういうことに関しまして、状況を判断しての本部設置ということになります。ですから、状況を判断しないで、これ、数値が出ただけで、判断して設置するのではありませんので、そのへんの状況を判断しながら設置をしていったということになります。それ以上、お答えはできません。

〔鍋島君 拳手〕

議長（矢内作夫君） はい、鍋島君。

16番（鍋島裕文君） もしもね、当局が、そういうふうを考えているとしたら、私は、大きな間違いをするというように思います。

このマニュアルというのはね、そういう本部設置や、まあ先ほどの勧告もそうだけでも、どういう時にするんですよという、そういった、いわゆるまあ、それこそマニュアルですよ。これ、なぜ、マニュアル、これあるかと言いますとね、どんな人でも、災害時や何やらというのはね、やっぱり動揺しますし混乱します。しかし、その時に、きちっとした基準、導きの意図があればね、その基準どおりに対応するために、このマニュアルというのは、これは国がつくったんですよ。で、それに基づいて、各地方自治体がね、改良に、改善してきたという経過があるんですね。だから、それほどの基準なんです。マニュアルというのは。だから、マニュアルに、そう書いてあったとしても、状況を見ながら設置を決めたり発令を決める。これが一番悪い姿勢だというふうに言われておるんですね。これが、結局、我流を生むし、そういった取り返しのつかない事態を招くというふうに思いますし、もう2年前が、まさしくそうじゃなかったかというふうに思うんですけど。

町長、確認したいんですけども、マニュアルどおりやらずに、その時の状況や何やらで、我流で判断してということは間違いじゃないですか。

〔町長 拳手〕

議長（矢内作夫君） はい、町長。

町長（庵逄典章君）　　まあ、我流でと言われますけれども、我流と言っても、それは、いろんな情報を、しっかりとした正確な情報を収集して、分析をして対応をするということで、1人が、ただ独断で何も、そういうものもなしにやったということではない。それは。

ただ、今、言われますように、基本的には、マニュアルの中で、基準にして、その状況を、それに即して対応をしていくということ。まあ、こうしていかないと、それは、その時の対応するものによって、次々、対応が変わってくるということでも、これはやっぱし、危険と、住民に対する安心の責任を果たせないということになるかと思えます。

まあ、基本的には、このマニュアルに即して、対応していくということでもあります。

〔鍋島君 挙手〕

議長（矢内作夫君）　　はい、鍋島君。

16番（鍋島裕文君）　　まあ、議論していて、マニュアルどおりやってなかったというには、当局答弁で、私、聞こえたんですけどね、町としては、町長は、マニュアル、大事だから、守るみたいな、今、発言があったんだけど、そういう問題ではないですね。2年前、ああいう目にあっているわけだから、もっと、そのマニュアルの重要性というのは、やっぱり町長の口から語られるべきだというふうに思います。

それで、ちょっとこれ確認しますけどね、このマニュアル。例えば、今、言ったように、気象情報や避難判断水位や何やらを決めてます。

それから、もう1つは、大規模の被害の生ずる恐れがある時とか、3点目に、その他、町長が必要と認めた時とか、というようなことが、設置する条件ですね。

町長は、これらの条件、全部クリアして、初めて、災害対策本部設置というように考えているのか、一番大事などこなんですよ。

それとも、いやいや、1つの基準でも、当然、これは設置しなきゃならないものというように感じておられるのか。この点、ちょっと明確に聞いておきたいんですけど。

〔町長 挙手〕

議長（矢内作夫君）　　はい、町長。

町長（庵逄典章君）　　当然、全てのものがですね、条件というんか、そういう状況になった時にというような、そういう、逆に言うたら、硬直的な考えでやっているわけではありません。

ただまあ、やはり同じ災害でも、こういう雨の降り方でもですね、当然、夜の場合もありますし、昼間の場合もありますし、そして、先ほど説明してますように、降り方が、河川の、非常に長い範囲でありますから、上流の方だけ、かなり降って、まあ、支線なんかについて、そういう状況が大丈夫だと。まあ、今回のあれでも、河川の監視カメラ等におきましてですね、それぞれ支線にも、たくさん設置をしておりますので、そういう所の状況も十分まあ、常にこう監視をしながらですね、判断をさせていただいたということでございます。

〔鍋島君 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、鍋島君。

16 番（鍋島裕文君） マニュアル厳守を、やっぱりしてなかったという問題ではね、やっぱり、そのあたりは、今後の問題。やっぱり教訓は活かされてないんで、厳守するという点を、やっぱり徹底していただきたいというように思います。

それで、もう1つね、職員、参集させた場合に、時間外手当。最近、神戸新聞等で、出てたんですけども、あれは、どういうつもりかということは、よく分かりませんが、これ、町長に伺っておきたいんですが、マニュアルどおりやって、職員を集めて、時間外手当が出て、これは、ほんまにかなわんのじゃというふうに思っておられるのか。それとも、当然のことだと。マニュアルどおりやってね、町民の生命財産、守ることにつながるというふうに考えておられるのか、ちょっと、このあたりをお聞きしておきたいんですが。

〔町長 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、町長。

町長（庵道典章君） やはり町のお金、公金というものはですね、町民から預かっている大切なお金です。ですから、これは当然、町民のために使わなければなりませんし、無駄に使うことはできない。

ただ、そういう中で、災害時においてね、これは必要な経費として、見なきゃいけないというふうに思っております。

まあ、職員においても、ですから、できるだけ、その、例えば警戒本部し、危険がなくなれば、できるだけ早く一部解散をさせるとかですね、段々と縮小していく。それは、的確に判断をして、無駄な経費を使わないように考えることも、これも、当然、必要だというふうには思っております。

〔鍋島君 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、鍋島君。

16 番（鍋島裕文君） まあ、残業手当の問題はね、まあ、これは、ああいう経験すればね、仮に残業手当をリスクと考えるとすればね、しかし、もっと大きなリスクとして、町民の生命財産というね、大きなリスクを負うわけですから、そのリスクを比べればね、残業手当なんて比べものになりませんわな。そういう問題だというふうに思います。

仮に、残業手当が、本当に無駄な金だというふうに思われるんだったらね、やっぱり、そんなん、参集様式、必要のない職員の参集様式であれば改善したらいいわけですから、必要な参集は、これはもう、大いに行く。例え、時間外手当がかかっても、町民の生命財産を守るために、徹底してやっていただくということで、お願いしたいと思います。

それで、避難勧告等の発令も、マニュアルどおりでなっていないんですね。この点、ちょっと確認しておきます。時間もありませんけども、まず、佐用川佐用の警戒水位到達が、19時30分という報告があります。佐用川佐用の観測所ね。しかし、ここは、避難準備情報は出てません。で、久崎が、千種川の警戒水位到達したのが19時18分。久崎は、19時35分に避難準備情報が出されています。かたや出て、かたや出てないという問題。このあたりはどうなのか。

それから、千種川の上三河の観測所で警戒水位に達したのが、17時5分。これは、40分後にね、避難準備情報出ております。17時、5時45分ですね。避難勧告は後ですけども。これも到達してから40分というのは時間かかりすぎじゃないか。このあたりも、マニュアルから見てどうなのかというふうに思うんですが、いかがでしょうか。

〔企画防災課長 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、企画防災課長。

企画防災課長（平井隆樹君） 避難準備情報につきましては、今、申されたとおり三河地区と久崎地域に出しております。

それから避難勧告につきましては、18時45分に南光地域に出しております。それにつきましては、先ほども申し上げましたように、気象警報が発令されたのが、18時37分です。その8分後には、避難勧告を出しておりますので、これは時間的ロスと考えていただきたらと思います。

ですからこう、避難勧告等につきましては、マニュアルのとおり出ているものと思っております。

〔鍋島君 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、鍋島君。

16番（鍋島裕文君） 聞いているのはね、避難準備情報や避難判断というのは、マニュアルにはないんですね。気象警報というのは。つまり、基準点の水位が到達したかどうか。その後、増水するかどうかというようなことを含めて、避難準備情報や勧告をするという、そういったマニュアルになってます。

それで、今、聞いているのは、佐用観測所、これがね、17時、佐用は19時30分。いわゆる警戒水位到達。2メートル80。到達したと。で、佐用には避難準備情報は出ていません。警戒水位到達して、その後、3メートルの避難判断水位までは、到達してませんよ。その近くまでいったか分かりませんが、しかし、警戒水位を突破したのに、避難準備情報は、久崎は出たけれども、佐用は出さなかったと。こういうのは、やっぱりおかしいんじゃないかと。マニュアルどおりじゃないかということ聞いておるんですけども。

〔企画防災課長 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、企画防災課長。

企画防災課長（平井隆樹君） はい、お答えします。

佐用は、2メートル80を突破しましたが、1時間後の水位が、特別警戒水位に達すると判断しなかったためでございます。

それから、久崎に出したのは、佐用川で出したのではなく、千種川の増水によるものでございます。以上です。

〔鍋島君 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、鍋島君。

16 番（鍋島裕文君） そのあたりがね、結局、久崎の場合で言いますとね、これ参考水位ですけれども、特別警戒水位というのは、4メートル20でしたかね、が、久崎の警戒水位です。勿論、警戒水位突破後、特別警戒水位にも、久崎も到達してません。ただまあ、非常に近いところまでいったという点は事実です。

しかし、佐用もね、2メートル80が警戒水位で、3メートルが特別警戒水位ですね。そうですね。だったら、3メートルまで到達してなかったとしてもね、やはりもう特別警戒水位から20センチですから、差が。佐用にも当然、警戒水位を突破したら、避難準備情報は出すべきじゃないか。これがマニュアルじゃないかということを知っているんですけど。

〔企画防災課長 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、企画防災課長。

企画防災課長（平井隆樹君） 何度も、同じことを申し上げるようになるんですけども、あくまでこう、ここに書いて。1時間後の水位予測等から判断するものでありまして、突破しないと判断すれば、周りの状況、情報全て収集しております。カメラの状況も全て判断した中でのことになります。10分ごとにフェニックスの方で確認をしながら判断しております。それから、雨雲の様子も確認した中での判断となっておりますので、ご了承願いたいと思います。

〔鍋島君 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、鍋島君。

16 番（鍋島裕文君） ええっと、これ、町長に、まとめて聞いておかないけないんですけども、なぜ、私が、マニュアルに拘ってね、質問するかという点は、今までの質問で、ご理解、完全かどうか、分かりませんが、ご理解いただけたというふうに思うんですね。2年前の、あの教訓。あの痛恨の思いです。これがマニュアルに拘る第一番の、議員としての、私は、気持ちであります。

そこで、私ね、町長にお伺いしたいのは、確かに、その改定素案、何、云々とか、マニュアルを、水防指令を水防警報に変えたとか、いろんなことをやるということは、勿論大事なんだが、私は、町民の生命、財産、災害から守るという点で、何が一番大事かという点は、最初に言いましたようにね、枝葉末節をいらうという問題ではなくて、根本のところですね、やっぱりきちとした姿勢を持つこと。つまり、決めた基準であれば、これは、何が何でも貫徹して、町民の生活を守る。暮らしを守る、命守ると。こういう立場に立つ、根本的な、そういう魂といいますか、そういうことが必要じゃないかというふうに思うんですね。それだけの、また、気概がないと町民は守れないと、私は、思います。それが、2年前の教訓ですから。その点ではね、やはり、このマニュアルというのは、そう軽い問題ではなくてね、何が何でも守りきるという、そういう姿勢がないと駄目だというふうに思うんですけども、この点の答弁をお願いいたします。

〔町長 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、町長。

町長（庵逄典章君） 当然、町民の皆さんから、そういう意味で負託を受けた責任としてですね、安全を守るための責任を果たしていくという、この点で、そういう気持ちを持って、全て対応させていただきたいと思います。そういう努力をして参ります。まあ、当然、そういう中で、2年前、ああした、本当に多くの尊い町民の皆さんを亡くして、その思いというのは、私の、この現在、いろいろと災害対策で行っている原点でございます。そういう中で、この検証委員会からも、いろいろと提言をいただいている、そういうものをですね、確実に実行していくように努力をして参ります。

〔鍋島君 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、鍋島君。

16番（鍋島裕文君） じゃあ、次、2項目目の質問に移らせていただきます。次、2項目目として、学校統廃合問題について質問いたします。

一昨日の13日から住民説明会が開催されていますが、前回に引き続き学校統廃合の問題を伺います。

3月議会一般質問で、私は、住民説明会資料は、正確公平なものとするべきと指摘をさせていただきました。その後の当局の対応について伺います。

第1点目、今回作成の説明会資料は、この指摘を、どう生かされているのか。

第2点目、三河地区の三土中保護者に対し、アンケートを実施しなかったことについて伺います。

その1、土万地区保護者も実施していないとの当局答弁は誤りではないか。

その2、保護者アンケートを根拠に、適正化計画を策定したのであれば、アンケートを実施していない三土中学校は、計画から除外するのが筋ではないか。この通告書を提出後に当局からいただいた説明資料では、三土中学校は除外されています。この除外理由を明確にされたい。

その3、アンケートだけでなく、組合立中学校の廃校計画策定を宍粟市教委との協議もなく策定するのは問題ではないか。これは、計画策定案です。

その4、3月29日の三土中学校事務組協議会に、町教委は出席しなかったそうだが、義務出席ではないのか。例え、義務出席じゃなくても、状況的に見ても、同組協議会を軽視した態度とは言えないか。

第3点目として、今年度の教職員の人事異動は、学校統廃合とリンクしたものになっているのではないか。この3月の異動状況はどうか。転出教員数、転入教員数、新規採用数、臨時教員採用数の各人数を明らかにされたい。

以上、2項目目の質問といたします。

議長（矢内作夫君） はい、教育長やね。

〔教育長 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、教育長、答弁。

教育長（勝山 剛君） 失礼します。それでは、鍋島議員からのご質問にお答えさせていただきます。

まず、住民説明会資料につきましてのご質問ですが、先ほど、言われましたように、6月13日から地域の説明会に入っておりますが、指摘を受けて、できる限り少なく、見やすく、既に各家庭に配布をさせていただいております学校規模適正化計画案。18ページのものでしたが、それをA4版4ページの見開きにまとめさせていただきました。しかし、これも文字が非常に見にくくて、ご不便をかけたと思っておりますが、説明会当日、更に、パワーポイント風にしまして、A4版、4ページ分をお配りして、見やすくしているところです。

また、参考資料としまして、文部科学省の中央教育審議会、初等中等教育分科会で作成されました小規模化・大規模化のメリット・デメリットなどをお示しし、様々な観点から住民の皆様と協議していただけるよう配慮しているところです。今後におきましても、町広報等を通じ、より良い教育環境の実現を目指して、行政の持つております情報をお知らせしていきたいと。そのように考えているところです。

次に、宍粟市教育委員会が三土中学校の保護者に対して、アンケートを実施していないとの当局の答弁は誤りではないかというご質問でございますが、5月20日の全議員協議会でご説明申し上げましたが、平成22年12月に、事前に、アンケート調査を取る事前に、宍粟市教育委員会に問い合わせをいたしました。その段階では、アンケート調査は行っていないとの回答を得ておりました。しかし、ご指摘のとおり、その後、宍粟市教育委員会では、土方小学校区の中学校の保護者に、義務教育に関するアンケート調査を実施されていることが判明しました。ただし、学校規模の適正化に関する設問は行っていないとのことでしたので、ご理解賜りますようお願いいたします。

次に、アンケート調査を根拠に適正化計画を策定したのであれば、アンケートを行っていない三土中学校は計画から除外するのが筋ではないかというご質問でございますが、これまでにもご説明申し上げているところでございますが、まず、学校規模適正化推進計画案につきましては、佐用町教育振興基本計画を基に、その重点目標の1つとして、社会の変化に対応した学校・園をつくることの方針に沿って策定しているものです。アンケート調査につきましては、適正化計画案の作成にあたり住民ニーズを把握するために実施したものでございます。また、適正化計画案につきましては、現在の社会情勢や児童生徒数の現状をご理解いただき、今後住民の皆様と共に協議・検討していくためのもので、佐用町の児童・生徒数を含め、小中学校全体の考え方をご提案させていただいているものでございます。三土中学校につきましては、今後、宍粟市教育委員会と連携を図りながら、三土中学校事務組合の教育委員会と調整していきたいと考えているところです。

次に、組合立中学校の廃校計画を宍粟市教育委員会と協議なく策定するのは問題ではないかという質問でございますが、前にも述べましたとおり、三土中学校につきましては、今後、協議を進めていく段階でございます。このため、協議の無い状況で廃校計画は策定しておりませんので、ご理解賜りますようお願い申し上げます。

次に、3月29日の組合議会への出席の件につきましては、当時、東日本大震災が発生し、急遽担当課長が現地に支援に行くなどの諸事情があり、議会を含め、諸会議の出席について、総合的に判断したもので、議事を軽視したものではありませんので、これも、ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

次に、教職員の人事異動についてのご質問でございますが、佐用町学校規模適正化推進計画案は、町広報4月、5月、6月号に掲載しておりますとおり、現状・計画案を説明申し上げる段階でございます。県費負担教職員の最終的人事権については、兵庫県教育委員会がもっているところでありまして、学級数等の変動状況などに配慮しつつ、教職員の異

動等を検討されております。なお、本年3月末の県人事における異動状況は、転出教職員。佐用教育委員会管轄から他の教育委員会管轄に異動した者、転出教員と言いますが14名。また、佐用町教育委員会以外の教育委員会管轄から転入してきた者6名。新規採用教職員5名。臨時教員採用数が14名となっております。以上でございます。

〔鍋島君 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、再質問、16番、鍋島君。

16番（鍋島裕文君） もう時間がないので、まとめて再質問いたします。

まずね、三土中のことは、ちょっといろいろ引っかけたので、お伺いします。

まず、アンケートをやってないというのは、この一般質問の本会議での答弁であったために、ここで質しているというふうに理解してください。全員協議会で言うた、言うてない、関係ないんです。本会議で質していると。私の一般質問でね。

で、それで、アンケートが違うというようなものではないんですね。土万地区のアンケートというのは、ほぼ同じです。佐用のアンケートと。何が違うか。佐用は、学校の統廃合、賛成、反対ですかという一項目がある。土万地区の方は、中学校の小中一貫教育。つまり、今後の中学校のあり方ですよ。は、どう思いますかと。統廃合かという、形式が違うだけで、中学校をどうしますかという、今後の方向ですね、尋ねている点では、同じなんですよ。そのことを、土万ではやっていたと。三土中の保護者にね。そういう問題であります。

それで、確認しますけれども、三土中学校を廃校計画に入れてないというようなことは、何で、そんなこと言えるんですか。中学校は、三土も計画案では、5校を1校。これが10年後ですね。計画素案。これはもう、廃校に入れているじゃないですか。この確認。

それから、もう1点は、この三土中の、その問題と、それから、説明資料の問題ではね、決定的に直していただきたいのは、親のニーズに基づいたということは、ちゃんと、統廃合する必要性。適正化ですね、必要性の中に入っているんですよ。親のニーズ。親のニーズ、何かって言ったら、アンケート取りました結果、親の71.9パーセントが統合せないかんということでしたという。これを根拠に必要性を説いておる。これはもう、計画もそうだし、この概要案もそうです。

で、私はね、このアンケートの問題点については、前回指摘しました。だから、少なくともね、変えていただきたいのは、全体のアンケート結果は、反対が28.1パーセントなんです。あのアンケートでも。賛成が14パーセントなんです。倍ですね。反対がね。

ただ、やむを得ないというのが、57パーセントあるというような、アンケートの取り方なんです。だったら、これはね、賛成、反対、やむを得ない。まあ、このやむを得ないも、本当は、捉え方、おかしいんだけど、そのように、やっぱり公平に出すべきじゃないかと。

それから、最後の、臨時教員が非常に多いというふうに私は思っておるんですね。つまり、今まで町内で頑張っていた教師が、かなり、私の知っている人も、姫路や何やらに出ました。14人。で、臨時教員が14人増えたと。みえたと。これが結局、将来的に、統廃合を見越したね、人事異動と言えないかという質問なんです。この点の答弁お願いいたします。

〔教育長 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、教育長。

教育長（勝山 剛君） 先ほど言いましたように、アンケートにつきましては、当初、佐用町がアンケート取る時に、三土中学校の、宍粟市の教育委員会に問い合わせたところ、取っていないと。こういうことでしたので、そういう結果になったということです。

廃校計画については、三土中学校については、佐用町という1つの枠組みの中で考えたら5校も入るといえることですが、現実に廃校するかしらないか、そういうことにつきましては、三土中学校事務組合との協議の中で、それは、決定するものだとして理解しております。

それから、親のニーズについては、この計画案を立てたのは、佐用町の教育振興基本計画に基づいて立てていき、その後、親のニーズとか、そういうものも加味したと。そういうふうに私は、考えております。

それから、臨時教職員につきましては、今回、特別支援学級が5学級、これ、新設されました。今までに佐用町ではない。1年間に5学級つくということは、珍しいことであります。で、これも3月の、だいたい、10日前後ぐらいにしか結果が分かりません。その結果、新採用者を採ることが、新しい、正規職員ですね、それを採ることができなかった。こういう人事については、いろんなことが加味してきますので、これについては、私も、臨時の教職員については、できるだけ教職員をもってしたいと。しかし、臨時の職員も新しいものばかりではありません。経験者もおります。一生懸命やっておりますので、応援してやっていただきたいと、そのように考えております。

議長（矢内作夫君） はい、以上で、鍋島裕文君の発言は終わりました。

続いて、10番、山本幹雄君の発言を許可します。

〔山本君 挙手〕

10番（山本幹雄君） 10番議席の山本です。

町長に、次の3点を伺いたいと思います。まあ、3点言いましても、要は、災害に関するものばかりでありますので、答弁の方、よろしくお願いします。

まあ、時間も長時間で疲れておりますし、できるだけ早く終わりたいと思いますので、私の意に沿う答弁を、できたらよろしくお願いします。

ということで、1番目は、災害時に飲料水の確保はできているのかということであり、2番目のがけ崩れの対応と、ため池の崩壊についての対応は大丈夫かということ。そして3番目は、夜間照明について伺います。

今年、3月11日、東日本を大震災が襲い、その上、想定外の津波が押し寄せました。福島では、原発事故まで起こり、未曾有の大惨事となっております。まあ、起こっていることは、皆さんも、よくご存知のことです。あの惨事を見ていると、つくづく、想定というものはないのだなと思知らされます。あのスーパー堤防が、波に飲み込まれてしまうなど、誰も考えなかったことであると思います。かく言う佐用町も、2年前には、大水害に見舞われ、その傷跡が、今も、そこかしこに残っております。しかし、2年前に水害にあったからといっても、災害に見舞われないとは言えません。

佐用町の近くには、山崎断層があり、その断層が、いつ動くか分からないことを考えた時、恐ろしいものを感じます。

そのことを考えた時、それなりの準備をしておく必要があります。昨日から、多くの議員が、災害関係の質問をされておりますが、思いは、皆、同じではないかと思ひます。

そこで伺いますが、食糧関係の備蓄は、以前からされておりますが、飲料水についての貯水については、どうなっているのかを伺います。

旧上月町時代、上月小学校の上に飲料水用の貯水タンクを設置しています。2年前の水害時、大変役に立ったと聞いております。大金をはたいて建設した意味があったと喜んでおります。

ただ、2年前の水害では、佐用町の西域と一部市町が災害に見舞われただけであるので、他地域や町内でも、比較的災害が少ない地域からの支援が素早く行われました。もし、広域で災害に見舞われた時に、隅々まで、支援の手が届くのかということが心配になります。そこで、少しでも自前の飲料水を調達できるようにしておかなければならないのではないかと考えます。

そこで、町東部にも飲料水の確保ができるようにしておかなければならないのではないかと考えますが、町長の考えを伺います。

議長（矢内作夫君） はい、1点目。町長、答弁願います。

〔町長 挙手〕

町長（庵途典章君） それでは、最後になりましたが、山本議員からのご質問にお答えをさせていただきます。

まず最初の、災害時における水の確保についてというご提言なりご質問につきまして、まあ、この災害時におけるですね、水の確保というのは、本当に災害にとっては、非常に大事な、重要なことだというふうに考えておりますので、そういう意味を込めて、答弁させていただきますと思います。

災害時耐震貯水槽は、合併以前に旧上月町が阪神淡路大震災の教訓を生かし、災害時の水の確保をするためにとられた施策であり、水道管のバイパスと災害時耐震貯水槽を同時期に施工をいたしております。そのため、平成21年8月の災害でも、駅前の水管橋が流出し、上月支所より上流の水道水の供給が心配をされましたが、この水道管についても、バイパスとして、佐用川の撫倉橋を通していたために、給水の不通を免れました。また、災害時耐震貯水槽においても、水道が断水してはりましたが、この水槽があったために、早急な対応ができたというふうに聞いております。

災害時耐震貯水槽は、上月小学校の北側に60トン、幕山地区の保健福祉センター内に30トン、合計90トンが整備をされております。

現在の国庫補助事業の積算根拠といたしましては、災害時から3日間は、住民一人当たり3リットル。1日ですね、が、あります。この積算根拠を当てはめると、90トンの貯水量は住民1人当たり、3リットルかける3日間の積算の根拠となっておりますので、1万人の、この貯水量を確保しているということにもなります。また、浄水施設が町内各地域に、11箇所あるわけでありまして、これら全ての施設が破損するようなことがない限り、現状で、当面の生活水の量としての確保は可能と考えておりますが、この度の東日本大震災の、あのような現状から見ても、災害発生から3日間の、少なくとも3日間の飲料水の確保は、大変重要であると考えておりますので、その対策として、災害時の耐震貯水槽や、また、配水池に緊急遮断弁等を設け、配水池を貯水槽とするようなことなど、技術的な面、また、地理的なことや費用的なことも、いろいろと検討をしながら、災害時への、災害に対するの備えの強化としてですね、今後、取り組んでいく必要があるかというふうに考えております。

以上で、第1問目の答えとさせていただきます。

議長（矢内作夫君） はい、1問目、再質問。10番、山本君。

〔山本君 挙手〕

10番（山本幹雄君） 3日間で、1万人分は確保できているということなんで、非常に、それはありがたいなというふうに、こう、感じておりますが、まあ1万人ということは、佐用町の人口でいけば半分しかないということと。それから、ため池等の配水弁を止めて、何とかしていきたいということでありますが、ため池等の水を飲料水にするというのは、なかなかちょっと、僕、聞き違えたんかも分かんけども、もういっぺん、そこらへん、ちょっとお願いします。

〔町長 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、町長。

町長（庵逄典章君） あの、当然、ため池じゃありません。貯水槽、貯水池と言いまして、浄化槽、浄水、きれいにした水をですね、一旦、水を貯めてですね、そこから、また送ってというような形で、ルートが、水道施設が作られておりますので、ですから、池に貯められて、貯水槽として貯められているのが、まあ、町内に11箇所の浄水場があるんですね。そこに全て、一旦、水を、浄化した水を貯めるという槽があります。それを、通常は、水道管を通して、水を使うということになるんですけども、まあ、災害時にですね、そこから直接取れるような弁をつけて、そこに給水車から給水するとかですね、そういう形を取って、まあ、水の量の確保をするということ。

まあ、その時に、水道管が破裂した時にですね、その水も、水道管を通して、全部流れてなくなってしまうということがあるわけですね。ですから、そういう災害時に、管が、水道管が破裂、破損した時に、その貯水槽から水が漏れないような遮断弁をですね、つけるというようなこと、そういう技術的な問題も必要な事項だというふうに聞いております。

〔山本君「はい、分かりました、ちょっと僕が、聞き損ねてました」と呼ぶ〕

議長（矢内作夫君） はい、山本君。

10番（山本幹雄君） 最初ね、浄水施設、11箇所全てが損傷しない限りOK言う話、その後で、東日本とかいう話聞いたんで、ちょっと勘違いしてました。貯水槽というのは、浄水場、久崎だったら2つあるんですかね。ああいった物のこう、話したろうというふうに、今、理解しました。すいません。

ただ、そこに遮断弁をつけるということで、まあ、それは、それでいいのかも分からないんですけども、この前のような水害時においてだったら、それは、遮断弁でいいんかも分からないけども、もし、その、先ほど言わして暮るたように、山崎断層等が動いて、もう、あの東日本の、あのこう、地割れ等を見た時にね、もうはっきり割れてしまっていると。セメンなんか、明らかに割れてしまうと思う。あれを見た時に、その浄水施設11箇所全てじゃなかったらOKだというけど、本当に、それで持つんかなというのを心配しますね。遮断弁で止まればいいけど。災害で、ボンと割れてしまえば、大丈夫なんですか。

〔町長 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、町長。

町長（庵途典章君） 全てね、その貯水池、配水池の水で対応できるということを考えていくと、また、そういう今、お話のように、その時が壊れた時どうするんだという問題もあります。だから、非常にまあ、この水の確保というのをですね、二重三重的な、その担保が必要かというふうに思います。

ですから、まあ、ここで提案をいただいているように、まあ、旧上月町でもですね、この災害時の耐震の貯水槽、こういうものを、その水道の配管の中に設けてですね、常時は、水を、その中を通して、水が供給されているわけです。で、災害時に、それをパンと遮断をして、その中の水槽の水を直接取り出すことができるようなものが作られているんですね。ですから、まあ、そういうものもですね、必要な所については、必要と言うんか、その、地域、十分状況を見てですね、計画も、これからしていかなきゃいけないかなということも、お答えさせていただいております。

ただ、今言う、それを、ほんなら全ての所に設置するんじゃなくて、現在、それぞれ設備があるものも、水槽なんていうのは、かなり耐震性をもって、元々つくられておりますから、そういう意味では、そこから水を、直接、簡単に取れるような、そういう弁をつけるとかですね、そういうことによって、また、災害時に、水が取水できる所が町内に、たくさんこうできるわけですから、まあその、経費的にですね、いくらでも作ったら一番いいんですけども、やっぱり費用対効果、たくさんの経費もかかりますから、現在ある物も活用しながら、そういう対策、災害時に備えていくということ、取り組んでいかなきゃいけないというふうに思っております。

〔山本君 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、山本君。

10 番（山本幹雄君） まあ、現在あるものを活用しながらね、使ってもろたらええんですよ。

それで、上月の場合、あれ、はっきり言って巨大なポンプです。ポンプじゃのうて、管ですよ。巨大な管。それで、こっちとこっちを、いきなり、ポンと震災時に止めてしまえば、その巨大な管なんで、そこから水漏れ起こさないということで止めると。

この前、水害の後、委員会として、あそこ、施設、見に行かせてもらいました。

で、まあ、上月の時には、1回寄せてもらったりしたことはあるんですけども、それで当然、それが巨大な管になってますから、そう震災等、大地震があったとしても、それが破裂するというものでは、まずないと思います。

ですが、浄水場とかにある、そういう施設、貯水槽というのは、私は、ちょっと、いろいろ見せてもらったりしたことはあります。委員会の中で、施設、視察に回らせてもらった時もあるんですけども、まあ、久崎なんかでもそうですけども、まあ、かなり震災に強いと言われながらも、そこそこの地震が来れば、本当にその、ずっと貯水ができるのかということになれば、ちょっと疑問符がつくんじゃないかなという気がするんです。で、まあ、できたら、そういったものがないにはこしたことがないし、安全で過ごせれば、一番いいんですけども、ほんまに、何があるか分からんな。想定なんていうのは、もう全くできないなというのがあった時に、やっぱり水の確保というのは重要じゃないかと思いま

す。

まあ、水防マニュアル等に見れば、米等の備蓄という、アルファ米なんかの備蓄はして
ますけれども、アルファ米を炊こうにも、まず、水が要りますし、一昨年の水害時は、本
当にまあ、言うても、佐用町の西半分で済んだから、非常にこう、ある意味ラッキーだ
ったなという面があります。ところが、もし、山崎断層等が動いた中で、災害が起これば、
とても、そういう感じで、一昨年のような形で、支援が得られるかと言えば、まず、そ
んなことは考えられないだろう。そうなった時に、よそから来にくい。当然、自前でできる
だけ用意する。ただ、町の中心部には、ある程度行くかもわからんけど、隅々まで、そう
いった支援を、水を支援をしようとすれば、やっぱり、この、はっきり言いまして、2万
人分の貯水。3日分は、最低するというのは、私は、町民の安全、安心を守る意味でも必
要なじゃないかと思えますけども、もう一度、ちょっと答弁のほどをよろしく願いたい
します。

〔町長「水道課長」と呼ぶ〕

議長（矢内作夫君） はい、上下水道課長。

上下水道課長（小林裕和君） まあ今、耐水、耐震貯水槽ですか、いうのもあるんですけれど
も、それぞれの配水池、それから加圧ポンプ場、浄水池があります。それで、当時、はや
もう設計から、設置から何十年も経ってますけれども、当時はですね、当時の設計基準で
ですね、耐震についても、まあ、計画されてやっていますし、まあ、概ね、浄水池とかです
ね、配水池、加圧ポンプ場いうて、だいたい地下に水槽があつてですね、建屋は上に出て
ますけれども地下にある。まあ、地震についてはですね、地下の方がですね、まあ、強い
ということもですね、論文の方には出されております。まあ、そういうこともすればです
ね、ある程度、確保はできると思えますけども、ただ、想定外のことが起きるといふ
うになればですね、それ以上のことが起きれば、まあ、配水池等もですね、崩壊すれば、水
ももたないということになります。

ただ、こういう管末のところにですね、そういう所へ水を貯めておくということもですね、
やはり流水がないとですね、死に水、米のようにですね、備蓄するというのは、なかなか、
水も生き物ですから、難しい環境にもあります。まあ、そういうこともですね、全体に
考えての、先ほど町長が答弁されましたように、考えての対応の仕方ということになる
かというふうに思います。

まあ、そういう中ですね、今、防災計画の中にもありますようにですね、近隣がです
ね、全部こう、被災をすればですね、そういうことも、また、次の手を考えないかんのん
ですけれども、やはり、そういう近隣にも応援をいただきながらですね、住民にですね、
最小の被害になるような形ですね、対応は、今後も考えていかなければならないという
ふうに思います。

〔山本君 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、山本君。

10番（山本幹雄君） 勘違いされてると思えますけれども、管と言うけども、管に貯まる
んじやのうて、常に流れておるんですよ。あの水は、ずーっと流れておるんです。だから、
その管が太いだけですから、ずっところ、水が流れておるんです。そこで、パンと両方が

止まるだけですから、これ貯めておるんじゃないんです。常に、あの水は流れてますから、常に、新しい水が、そこに貯まる。上月の場合は貯まっていますから、課長の言われておる心配は、それは、大丈夫だと思います。

ただまあ、町長も1回目の答弁ではなかったけど、2回目の答弁の時には、これから、ちょっと計画していくということ、ちょっと言われたんで、そういう、直ぐに、右から左に大きなお金なんで、早速には、できないだろうけども、費用対効果もあるんだろうけども、将来的に、そういう計画を、もういっぺんあるかどうかという点だけ、ちょっとお願いします。

〔町長 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、町長。

町長（庵逄典章君） そういうご指摘をいただきましたのでね、当然、今、水道の、今、課長言いましたように、施設も更新もしていかなきゃいけませんし、また、災害時の、今、これまでの経験の中から、そういう災害に備えて、そういう災害対策も強化をしていかなきゃいけません。そういう中で、今、お話いただいている、まあ、既に、上月でされたのが、今回の災害でもですね、非常にまあ、有効であったという実績もあるわけなんで、こういう物も、1つの、対策の1つとしてですね、考えながら、総合的に、これから取り組んでいく必要があるということ、先ほども、申し上げたとおりです。はい。

〔山本君 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、山本君。

10番（山本幹雄君） そしたら、まあ、あのね、西側にはあるとして、東側にね、こう、1個まあ、できたら、将来的に考えてもらったら、町民の皆さんも、いざいう時に安心するだろうということで、まあ、この質問は、終わるとしまして、今日は、早く行きますので。

続いて、がけ崩れの対応とため池についての質問をしたいと思いますが、まあ、佐用町、21年災害時においても、今回の東日本災害を見ても、多くのがけ崩れが起きております。佐用町は、とりわけ山間部であり、家の直ぐ後ろにがけ地になっている所が、たくさんあります。それだけに、がけ崩れを心配されている方が、たくさんおられるのではないかと思います。

ため池にしても同じで、古くなっているため池については、心配される方が、たくさんおられる。私の耳にも心配との声をよく聞きます。

そこで、伺いますが、古くなったため池について等の調査は、どうなっているのか。

また、がけ崩れでの調査に、町事業によって、その心配をしなればならなくなったような所はないのかを伺いたしたいと思います。

答弁をお願いします。

議長（矢内作夫君） はい、2問目、答弁願います。町長。

町長（庵逄典章君） それでは、2問目のがけ崩れの対応や、また、ため池等の対応についてのご質問にお答えさせていただきます。

がけ崩れの対応につきましては、平成 21 年の台風 9 号による被災箇所につきましては、国、県、町の治山事業で、佐用町内の被災箇所 46 箇所のうち、平成 22 年 3 月末までで 37 箇所の災害対策工事を、防災対策工事の着手を行っていただきまして、内 22 箇所は、既に完成をいたしております。まあ、今後、未着手の箇所についても順次工事着手を要望しておりますので、まずは、災害復旧を優先して行っていただいております。危険箇所については、今後とも防災面での対策を、また、県へ引き続いてお願いをしていきたいというふうに思っております。

また、ため池についても、老朽化のため、下流域で心配されておられる方がいると思うが、調査等は済んでいるのかということですが、ため池については、その管理は、それぞれのため池の管理者が行っていただくことになっております。これらから、農業用水確保の期間は、降水量の増える期間とも重なりますので、兵庫県では、6 月を豊かなむらから災害から守る月間として取り組んでおります。佐用町におきましても、5 月 17 日開催の自治会長会の席において、農業施設等の被災前の適正な維持管理をお願いをし、ため池の見回り等についても点検記録簿の記載例もお示しして、地域で見守り、点検をお願いをいたしております。また、6 月 1 日には光都土地改良センターの職員によるため池点検を 9 箇所で行っております。6 月 2 日には、光都土地改良センター、警察、消防、地元管理者と町職員によって、警戒ため池となっております、才金の今ヶ谷池を点検をいたしております。

町内全域の池の調査、点検を全て、行ってはおりませんが、管理者とも連絡をとりながら、県の指導も受け、必要な措置は、当然、講じて参りたいというふうに思っております。

以上で、この件についてのお答えとさせていただきます。

〔山本君 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、2 問目、再質問、山本君。

10 番（山本幹雄君） あの、まあね、才金の方をね、していただきまして、ありがとうございます。

まあ、ため池いうのを、自治会の方で、そういう話の中で、まあ、自治会等で、地域で見守ってもらうということは、大切なんですけども、ちょくちょく、あの、ちょっと漏るんやというのを聞くんですね。

それで、この前、上月の南の方のところで、まあ、その、その管理しよう人と、もう 1 人とで、まあ、僕もおってですけど、水が漏って貯まらんやと。うん。それで、もう 1 個あるんやけど、もう 1 個の方は、こう、上げてしたら、そこは貯まる。そこでしょうかなとかいうて、いろいろ、何とかならんかなとか、一生懸命言われておるん。何とかならんかなと言って、そやけど、水が貯まらんということは、水それ、ため池漏りよんやと。それで、漏れようということは、それ危ないがなと。もし、そんなん貯まったら、漏れようよなため池、あかんで。よう、相談してみなあかんでと言うて、言うたところがあるんです。

で、まあ、うん、ほな、わし、明日行って言うてみるわって、その担当の人が、言うてましたですけどね。ほな、僕、役場行こうかなと思ったけど、まあまあ、そこが言うんやで、まあ、ちょっといいかなというのは、あつたりもしたんですけども、そういうことがあるんだったら、まあ、それ、そこだけじゃないんですよ。企画防災課長の家の上の方も、もう、そういう話は、実は、聞いたんですけどね。何回か、言われたんです。何

とかならんか言うて。まあ、そやけど、自治会長に、まず言うてよという話をしたいということもあるんです。

だから、そういうことを、まあ、皆さん、ほんまに、非常に問題なのか、どうなのか、僕ら素人には、さっぱり分からん。見ても、これがええんか悪いんか、これ実は、さっぱり僕は、分からないんですよ。ただ、うちのところには、池、そうないんです。ちょっと離れたところしか。ところが、そういうふう心配されておる。

それと、去年、一昨年、また、今年のをあれを見ると、非常にこう、やっぱりがけ崩れ等があるし、さっき言うたように、こう、水が漏れとういうような所だったら、やっぱり皆さんこう、下側で心配されておるいう部分があるんで、まあ、その全部を、今こう、結構まあ、見てもらっているような話聞きましたんで、それは、光都の方でも9箇所とかいう話を聞いたんで、それは非常にありがたいけど、ちょっと、そこらへんも、早い段階で調査お願いできるんだったらね、それが全部直るとか、直らんとかいうのは、無理にしても、そういう声が、僕らの耳に入ってくるということは、不安なことを、思われている方が、たくさんいるなというのがあるんで、もういっぺん、ちょっと、そこらへんの調査確認というのね、自治会長に任せたらいいというんじゃないかと、多分、自治会長もうんむんしながら、僕らにだけ話しておるんだらうというのがあるんで、ちょっと、もういっぺん、そこらへんのこう、調べてみるというふうなことだけ、ちょっとお願いしたいと思うんですけども、どうですか。

〔町長 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、町長。

町長（庵道典章君） 後、担当課長の方からですね、また、課としてのですね、取り組みを説明させていただきたいと思うんですけども、まあ、ため池については、これはもう、当然、元々つくられたのは、農業用の用水としてですね、まあ、ため池が、そして地域でつくられて、まあ、そのため池を、ずっとまあ、その耕作者の皆さん方が、管理をされてきていたわけで、その間はですね、常にまあ、こう、皆さん、その池にも行かれて、また、そのような水漏れがあったりすればですね、直ぐにまあ、対応されるというふうにな、非常にまあ、皆さん、皆でまあ、管理をされてきたという歴史があるんですけども、しかしまあ、近年の、まあ、こうして、農業者離れなり、耕作地が非常に少なくなってきてですね、ため池そのものが、農業用ため池としての機能じゃない、そういう物の機能がなくなってしまっているか、機能じゃなくって、目的がなくなってしまったため池が、結構あるんですよ。

まあ、そういう所が、その、非常に管理ができないということで、まあ、そういう所が、逆にまあ、ある意味では防災面では、調整池的な、また、土砂止めのような形で、まあ、非常に、それが役立っている部分もあるんですけども、まあ、そういう面で、今後、ため池というものを、どう管理していくか。まあ、農業ため池として、受益者がたくさんあって、皆で管理をしていく。それに対して、受益者があれば、こうして、ため池の修理、また、改良についても、こういう補助メニュー、補助制度に乗せてですね、こう、管理ができていくわけですけども、受益者がいない、そういう、ない所についてはですね、そういう何も無いわけですね。

まあ、ただ、これを、ほなら地域の人達だけで、管理なり、そういう費用負担ができるかといったら、なかなか難しい面もありますし、このへんが、災害の、対応時のことを考えるとですね、まあ、今後の1つの大きな課題であるということは、認識をいたしており

ます。

まあ、現在の状況なり、まあ、課としての、今、取り組み。まあ、どれぐらい町内にです、まあ、そういうため池が存在するのか、そういう点についても、課長、分かっている範囲で、また、答弁をしてください。

〔農林振興課長 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、農林振興課長。

農林振興課長（茅原 武君） 今のお話の中で出ました、漏水をしておる池があるというようなお話でございますが、これにつきましても、先般、地元の方からお出でになりました関係で、私どもも、1回、現地の方は、また、見させていただきたいということで、それは、対応しながら、現状がどういうものであるかということで、調査をしていきたいと。それは、今後の対応ということで、させていただきたいと。

ただ、それが、今さっきおっしゃるように、直ぐ事業化できるかと言いますと、これはまあ、また別な話しであると思います。

後は、あの、ため池につきましても、相当数がございまして、まあ、これは全てあの、見て回るわけにいかないということでございまして、この中での管理が、今、町長がお話ありましたように、できない所があるということで、そういった危険な所と、もう1つは、管理ができていないような所、そういったものを、今回も、見て回っていただいたというようなことでございます。

当然、地元の方をお願いしておるだけでは、駄目なんだということでございまして、当然、地元からのご要望も、これは、聞かせていただかなくては、私ども、後、工事をしましても、当然、地元のご負担というのは、結構かかります。池は、かなりの事業費が出ますので、まあ、ここを調整しながら、今後まあ、進めてまいるところは進めて参りたいと、そのように思っております。

〔山本君 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、山本君。

10番（山本幹雄君） まあ、よろしくお願ひしたいなと思ひますし、本当にこう、農業のための池なのか、先ほど、町長が言われたように、本当にこう、調整池としてのため池になっておるんか、段々分らんような状況も、確かになってきていると思うんで、ただその、農家の方だけでこう、直すというのではなくして、地域全体でこう、取り組まなあかん問題でもあると思ひますし、そこらへん、今後とも、よろしくお願ひしたいなと思ひます。

それと、まああの、ちょっとこう、質問にも書かせてもらってるんですけど、町事業によって、ちょっと、住民の方が心配されるような箇所がないのかというふうなことを、ちょっとこう、あるんですけども、まああの、前、農林の課長のところへ、ちょっと話させてもらったことありますね。それで、まあ、ちょっと、それ行って見るとまあ、まあこう、はっきり言いまして、こう、水が漏れているとか、石ころが落ちていたりとかいうことを、まあ、確認されてはおるんですけども、やっぱり、そこで住まわれている人が、非常にこう、不安を抱いているという所がありまして、まあ、要望の中に、俺は、一応、ほ場整備事業として、段々畑を掘削し、盛土し、水路も深いV字型だったものをとかいうような形の

中でこう、いつ、ちょっと、その家の人、崩れるんだらうという不安を持たれている所があると。で、元々は、先ほど言うたようにやね、段々畑であったものを、こうなだらかであったものを、掘削して、盛土して、急傾斜地になって、そこをほ場整備しようもんやで、その人の、家の人、非常に不安がっていると。まあ、これは、地域的に見ますと、山田町長が行った事業なんで、町長には、直接関係ない事業ではあるんですけども、ただ、その人が、非常に不安がっているということであればね、そこらへんも、ちょっとこれ見ると、その事業がないということなんですよ。まあ、該当する、それに事業がないというような、こう、町からの、その返答をまあ、もらっているんですけども、町からの返事の中で、その該当するものがないとか、あるとかではなくして、やっぱり町事業の中でやったことで、その下の家の人、非常に不安になるということであるならば、ちょっといろんなことを考えてもらいたいなというような要望があったんですよ。ちょっと、漠然として、はっきりもうちょっと言うた方がええんかも分かんないやけども。

〔町長 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、町長。

町長（庵途典章君） その詳しい内容はですね、分かりませんが、あの、まず、補助メニューがあるかないかということの前にですね、その状態が危険かどうかということ。これはきっちりと、やっぱりこれは、やっぱり調査をしてですね、判断をしなければならぬというふうに思っております。

で、まあ、それが、ただ不安というだけでですね、実際に調査して、特別な危険がないと。これは大丈夫だということになれば、それは、そういう説明をして、また、その不安を解消していただくということであり、また、危険な状態で、どういうふうに対処するか。必要性があればですね、まあ、それについては、少なくとも、メニューがなければ、町が、これは、地域の皆さんとも話し合って、地域のある程度のご負担は、当然、補助メニューの中でも負担はあると思いますけれども、その公的な負担する部分については、町が負担をしてでも、やっぱり対処しないとですね、放っておくわけにはいかないということになるかと思っております。

〔山本君 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、山本君。

10番（山本幹雄君） まああの、今直ぐ、調べたら、危険ではあるという認識はされておったと思います。ただ、それが、早速に云々という部分ではないというような返事が返ってきておりました。それでまあ、今後とも検討していくというふうな返答になっております。あの、町の方の返答としてはね。

で、一番、行政として事業を起こす理由が難しいということと、先ほど言うたように、そういう補助事業的な部分の中で、なかなか難しいという、そういう返事になったんで、ちょっとでも危険があるというふうに感じるような部分がありますんで、まあ、前向きに検討してもらいたいなというのはあります。

それで、課長とも前、話した時も、課長も、なかなかこれは、なかなか、うん、山林ではないと。山林ではないから治山事業は行いにくいというふうな答弁であったんですけども、山林であろうが、先ほど言うたように、まあ、元々山のふもとを、段々畑だ

ったものが、こう、ほ場整備することによって急斜面になって、そこで、その家の人が、ちょっとこう、その、法面から水が強うに出て、石が、コロコロ、コロコロ落ちてくるといような状態の中では、その家の下の人が、非常にこう、不安で仕方がないという状態であるということなんで、そこらへんも、また、その当事者と、説明、話しさせてもらって、そういう、直ぐに云々ということではないんかも分からんけども、まあ、補助メニュー的なものはないようであるならば、まあ、町としても、ちょっと考えてもらいたいなということであるし、また、町長も、そういう方向を考えるという答弁であったと思いますんで、ちょっとよろしくお願ひしたいなと思いますけども、課長の方は、それでよろしいかな。何か、ちょっと答弁したいことがあったら。

〔農林振興課長 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、農林振興課長。

農林振興課長（茅原 武君） 先ほどからの話の中に出てきます所、私も、以前にお話し聞いておりましたもので、今回の5月11日の災害の発生状況があったようなことがありましたので、全体的に、荒くですけど見て回りました。その中で、5月13日にも、あの地域も見て回らして、まああの、今回の豪雨による土砂崩れ等に伴う災害がないことも確認しました。

それから、また、再度、18日も、上の方の部分も確認しに上がりまして、特に、山からの、今回は、鉄砲水的なものもなかったといようなことでございます。ただ、上に上がりますと、前回の、21年の災害の時の、災害の後が、まだ、残ったような状態があるのが、現実にあります。まあ、このへんも踏まえての全体的な考え方というのも、また、検討する1つの要素ではあると思いますので、そのへんは、今言いました、家の直ぐ側が治山かと言いますと、なかなか農地であるといようなこと。では、全体の中での構想が治山事業でできるかと言いますと、これはまた、県の方ともご協議させていただきながらとい話になると思いますので、そのへんは、まあ、答えとしては直ぐ出ない部分がございます。

ですから、町長が、今、申されましたように、地元で、必要性があるのであれば、1回は、調査してみなさいといようなお話もあったかと思しますので、そのへん踏まえて、現地の方、当たってみたいと思います。

〔山本君「ほな、よろしくお願ひいたします」と呼ぶ〕

議長（矢内作夫君） はい、山本君。

10番（山本幹雄君） そういことで、まあ、町長も前向きな答弁をいただいたと思つてますので、そこらへん、直ぐにできるか、できんとかいような別に問題といたしましても、そういう方向で、町事業によって、その下の人、非常に危険を感じている。恐怖を感じている。もし、水害、災害があったら、もう、どうしようといようなことであるなら、それは、町の責任が大きいと思しますので、先ほど、言わしてもらたように、それは、庵途町長が行った事業ではないにしても、やはり町民としては、不安があるといことであれば、そういった対策をお願ひしたいと思ひまして、今日は、非常に早く終わりたいと思ひます。

議長（矢内作夫君） 3問目はええんか。

10 番（山本幹雄君） ああ、そうや、3 問目が。今日は、いやに早いなって、ごつつう喜んでおったんやけどな。

議長（矢内作夫君） いや、そのまま終わってもろてもええんですよ。

10 番（山本幹雄君） いやいや。あの、そうそう、街路灯をまあ、お願いしたいなということで、あら、大失敗ですね。

あの、街路灯を、これも、水害の時のあれですけども、太陽光発電の街路灯を、昨年、結構たくさん設置していただきました。ということは、非常にありがたかったと思うんですけども、21 年災害のようなことになれば、従来の街路灯は、要件を満たさなくなります。夜であれば、家の中も外も真っ暗になり、懐中電灯だけが頼りになります。しかし、それだけでは、とても十分とは言えません。また、重要施設は勿論、集落内や集落間での街灯は必要と考えますけど、町長の考えを伺いたいと思います。よろしくお願いします。

議長（矢内作夫君） はい、3 問目、答弁、町長お願いします。

〔町長 挙手〕

町長（庵逄典章君） それでは、最後のご質問に対しまして、お答えをさせていただきます。

夜間照明ということについてのご質問でありまして、昨年度は、地域活性化・きめ細かな事業の第 2 次経済危機対策臨時交付金を活用して、避難所に指定をしております小・中学校や、地域づくり協議会の拠点施設などを中心として、町内に 27 箇所の蓄電池式ソーラーシステムの防犯灯を設置をさせていただきました。

設置場所につきましては、一昨年の災害経験と町民の、地域の皆さんの住民のニーズをもとに、停電時に必要な場所や町民の集まるところに設置をしたところでございます。夜間の災害時、停電になった場合にも、この蓄電池式でございますので点灯するため、まあ、非常時に、非常に役立つというふうに考えられますが、この蓄電池式のソーラーの街路灯につきましては、当然、設置費用がですね、非常に高価なため、まあ、今後、町内各所に、これを次々と多数設置することは、まあ財政的には、非常に難しいというふうに考えております。

また、夜間照明については、現在町内に防犯灯が 2,017 灯、街路灯が 1,465 灯、計 3,479 灯ということで、設置してあるわけでありまして。このほかにも商工会が管理している街路灯や国道等の道路灯などもございます。

昨年度から、町が維持管理をする防犯灯については、故障等により交換の必要となった器具については、消費電力が少なく環境問題面でもエコ対策として、また、維持管理経費が非常に安くなる LED 灯に交換をしており、今年度は昨年引き続き約 300 灯を交換する予定でございます。一度に全部の電灯をですね、LED に交換すればいいのですが、この点についても経費の関係上、計画的に交換をしていくという考えでございます。

また、防犯灯は安全・安心を高めるよう照明することが重要でございますが、極端に明るい場所や暗い場所ができないように、できるだけ均等に、適切に設置するよう、取り組んで参りたいというふうに考えております。

以上、簡単であります。ご質問の答えにさせていただきます。

〔山本君 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、再質問、山本君。

10 番（山本幹雄君） すいません。先ほどは、ちょっと。

まああの、ちょっとでもね、街路灯欲しいなということで、というのは、前も言わして
もろたとおりなんですけども、あの水害の時、うちら、電気の線が、全部燃えて落ちてし
まった。どういうことか言うと、もうはっきり言うて、街路灯も何も無い。真っ暗の中
に何も無いし、当然、家の中も真っ暗だった。もう懐中電灯 1 個が頼り。でも、水害、ま
あ、水害まあ、今度もしかしたら、水害もあるかも分からんし、こう、地震があるかも分
からへん。何があっても、夜その、頼りになるものが、懐中電灯しかないということに
なると、本当にこう、怖い点があります。

それで、ましてその、水害であれば、何時間か前からもう、ある程度の、その部分、気
持ちの部分、今だったら、もう準備段階に入りますけど、これ、地震だったらいきなり
ですから。その時に、本当にその、先ほど言うたような形で、電気の線が全部切断する
とか、燃えてしまうようなことになった時に、本当にこう、街路灯も何もなく、外にポ
ッと放り出されたら、これ本当に恐怖だと思います。そういった意味で、本当に街路灯、
LED も、これも、ソーラーシステムのんつけるのは、非常にコスト的に高いとは思
うんですけども、本当に今後は、そういう形の物を考えてもらわないといかんのんじゃ
ないかなと思うんですよ。そういうもんが、1 個ずつ、ポロポロあることによって、本
当にこう、安心はできますけども、もう、電線が全て燃えてしまう。もう、何もなくな
ってしまう。まあ、そういうふうになったとことない所、あるだろうけども、あの電線
が燃えようのを見た時には、本当に、やっぱりこう、ソーラーというのは、去年ちょ
っと、27 基ですか、つけてもらっているんですけども、今後、そういう方向で進め
てもらった方が、安心できるなという気がするんですけども、そこらへん、ちょっと、
もういっぺん答弁。

〔町長 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、町長。

町長（庵逄典章君） もう本当に夜間の、特に災害時、真っ暗なという中でね、非
常にまあ、危険を少しでも軽減するには、この照明ということが非常に大事だとい
うふうに、私も思っております。そういうことでまあ、昨年、こういうお金を使わ
せていただいてですね、少しでもということで、その設置をし、まあ、これはある
意味では、試験的な意味を含めてね、こう、設置をしていこうということで、ま
ず最初、取り組ませていただきました。

最終的にまあ、かなり、当初の予定より増やした。予算的に増えた。増やして、
増やしたわけでありましてですけども、しかしまあ、当然これも 27 基ですから、
町内、広い町内です、でいけば、本当に点々と、点在しているだけということ
であります。

ただまあ、これも、まだ、新しく、こういう開発された設備で、まあ、一
応まあ、こうして試験的に、意味を含めて設置をして、まあ、その効果が非
常に高いと。まあ、設置した所の施設についてはですね、地域の住民の皆
さんもですね、非常にまあ、喜んでいただいております。

まあ、そういうことで、これから、現在、まあ、いろいろとご質問にも
ありましたように、地域での防災マップづくりやですね、そういうその、地
域の防災活動、いろいろと今、

取り組んでいただいております、その避難場所とかですね、避難経路、こういうことについても、今後地域の中で、また、いろいろと課題が出てくると思います。まあ、そういう重要な箇所。また、新しくこう、避難場所としてですね、地域の中で指定をされて、そこに準備をされるというような所が、当然まあ、これから出てくると思うんですね。まあ、そういう所を中心にですね、これは、やはり、予算の範囲、どれくらい充てれるか分かりませんが、方向として、私は、このような設備は、佐用町のような中では必要であろうという考えを持っておりますので、取り組んで参りたいというふうに思っております。以上です。

〔山本君 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、山本君。

10番（山本幹雄君） まあ、そういう方向で進んでいただきたいなと思いますし、それとまあ、後、LEDにしても、まあ、こう、集落間等で、ちょっと真っ暗な所もあります。同じ集落内でも、例えば、上月で言えば、櫛田とかなれば、同じ集落内でも、結構集落が離れてますから、そうすると、その集落。

ちょっと、あの、そういう広い所の集落内のあれは、街路灯になるんですか。防犯灯になるんですか。あれ、どうなんでしょう。そういう所へつけると。普通、集落内は、街路灯でしょう。集落が、お金出している部分があるけど。あれ、広い所は、どうなるんですか。

〔企画防災課長 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、企画防災課長。

企画防災課長（平井隆樹君） 防犯灯と街路灯の考え方につきましては、合併以前で、各町でこう、まちまちでございました。ですから、一概に、ここでこうだというお答えはできないんですけれども、そういうことにつきまして、この秋から、自治会長と調整をしまして、これからこう、防犯灯、今、設置しております防犯灯、街路灯についての調整もやっていきたいというふうに考えております。そのことを5月の自治会長会で、今、準備中であるので、後また、聞き取り調査等を行いますので、ご協力を願いますということを連絡しておりますので、今後の対策として、町として方向を出していきたいというふうに考えております。よろしく申し上げます。

〔山本君 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、山本君。

10番（山本幹雄君） まあ、そういう形でね、こう、ちょっとまあ調整してもらって、まあ、旧上月の時は、防犯灯から、その街路灯というのは、ちょっとはっきり聞いておったと思うんですけれども、まあ、それが、旧町でまちまちだというのは、それは、それでいいんですけれども、まあ、ちょっと、そういう部分で増やしていただいて、まあ、うちの前の、地名言うと、個人的には良くないかも分からないですけども、見土路なんかも、結構離れてますからね、その離れておる間に、ちょっと全然ないという。それで子どもが通学で、

高校生が帰ったりしよんでね、そういう所の危険性もあるんで、そこらへんもこう、考えてもらって、今後、少しでもこう、安全で安心、夜通れるようにしていただきたいと思えますども。はい。

〔町長 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、町長。

町長（庵途典章君） そういうことで、まあ、夜間ですね、安全確保のための街路灯やら防犯灯、これはまあ、どちらになっても同じ結果、効果なんですけども、そういう必要な所が、まだ、できてない所が、かなりあります。そういうことで、去年は、この太陽光ですね、蓄電池式の、この照明と同時にですね、LEDでその、新しく300何十基だったかな、かなりの数をですね、まあ、一応、職員の方で、ずっとまあ、点検をして、その間、非常にまあ、そういう照明の少ない所を中心にですね、まあ、設置をして参りました。まあ、今年、300灯ほどの予算を計上している。これはまあ、交換をするということと、まだ、足りないと言うんか、まだ、かなり、当然足りない。全体としては、少ない所が多いんですけども、あるんですけども、まあ、必要な所から、順次ですね、若干、これも増やしていく方向で、予算化をさせていただいております。以上です。

10番（山本幹雄君） そのような方向で、よろしく願いいたします。
ほな、これで、質問終わります。

議長（矢内作夫君） はい、以上で、山本幹雄君の発言は終わりました。
これで通告による一般質問は、全て終了をいたしました。
これにて本日の日程は終了したいというふうに思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（矢内作夫君） はい、ご異議なしと認めますので、これにて本日の日程は終了いたします。
次の本会議は明後日、17日、午前9時30分より再開をいたします。
本日はこれにて散会をいたします。どうもご苦労様でした。

午後04時40分 散会